

平成24年山形村議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成24年3月13日（火曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1番	大池俊子君	2番	三澤一男君
3番	小林武司君	5番	上條光明君
6番	宮澤敏君	7番	竹野園麿君
8番	柴橋潔君	9番	中村弘君
10番	上条浩堂君	11番	竹野入恒夫君
12番	大月民夫君	13番	神通川清一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	清沢實視君	副村長	百瀬泰久君
教育長	本庄利昭君	総務課長	笹野初雄君
住民税務課長	青沼永二君	保育園長	山口隆也君
会計管理者	野口英明君	保健福祉課長	小野勝憲君
農林建設課長	中村俊春君	教育次長	根橋範男君
総務課 考査役	住吉誠君		

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君

書 記 藤 沢 ゆ き み君

開議の宣告

議長（神通川清一君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、10番・上条浩堂議員、11番・竹野入恒夫議員を指名します。

一般質問

議長（神通川清一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人1時間を限度に1問1答方式で行います。質問される議員の方は、質問・答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

念のため申し上げますが、本日から今までの1問1答方式が変わります。本人の質問が大勢の人に正しく理解されるように、質問・答弁は簡潔明快をお願いします。

上 條 光 明 君

議長（神通川清一君） それでは、質問順位1番、上條光明議員の質問を行います。

上條光明議員、質問事項1「清水高原交流宿泊施設（名称スカイランドきよみず）関連について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

5番（上條光明君） 議席番号5番、上條光明です。

今日は大きく分けて2つの事項について村長に質問したいと思います。では、早速始めます。

それでは質問に入ります。まず最初の質問事項は、「清水高原交流宿泊施設（名称スカイランドきよみず）関連について」お伺いいたします。スカイランドきよみずの宿泊施設は、平成7年7月オープン、第三セクター、株式会社スカイランドきよみずを設立、営業を任せました。清水高原交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例には、「健康で明るい村づくりの拠点施設として、村内外の人間交流の場として宿泊保養施設を提供するため、交流宿泊施設を設置する」となっています。

株式会社スカイランドきよみずの経営状態は、黒字のときもありましたが、スタート当時に整備した備品。これは資産性のある備品のことですが、そしてその後も資産性のある備品の費用を株式会社スカイランドきよみずが持ったこと。また、経営の甘さや、こういう社会情勢、バブル以降の社会情勢の変化などが重なり、多くの赤字を

生じ、その都度、村が出資し、増資、補てんしてきました。平成22年4月より現在の株式会社トヨタエンタプライズ、株式会社三和商会の共同企業体に管理移行。管理者が移行したということです。それに伴い、株式会社スカイランドきよみずは解散しました。

村民の中には、現在の指定管理者になってから建物の本体だとかふる場だとか、空調機設備などの改修工事、そして備品購入等の費用が多額になっているのではとの声も私のところへ聞こえてきます。

そこでご質問いたします。1つ目ですが、約2年経過しましたが、この間の指定管理者の状況はどうか。経営状態だとか、管理者の取り組み姿勢など。

2つ目、平成22年、23年度にスカイランドきよみずにかかった費用、設備いろいろやっていると思いますが、その費用は累計どのくらいですかということで、一応、目的別をお願いします。

3つ目ですが、平成24年度の予算で観光費として委託料と工事請負費、合計1,080万円計上していますが、工事内容はどんなようなものか。また、来年以降、25年度以降、予想される費用はありますか。

4つ目ですが、年4回のベースで行っている「指定管理者連絡調整協議会」の会議内容はどのような会議内容になっていますか。

5つ目ですが、スカイランドきよみず友の会の会員数はどのくらい、今現在なっていますか。会員の条件、特典、入会の情宣等はどのようにやっていますか。

6つ目ですが、現在、休館になっているのですが、2月から3月中旬の改修工事の中でふる人工温泉化の工事がありますが、この費用はどのくらいですか。また、この目的は、何のためにこういう工事をするのかということです。

7つ目ですが、今年の11月から、今、休館ですが、3月末まで実施している宿泊費助成制度の利用状況はどのくらいになっていますか。平成24年度、来年度ですが、同様の予算を200万円計上していますが、助成の金額ですね。金額とか条件とか、期間は限定か通年か、この辺のところ。従来と同じなのかどうかということも含めてですが、お願いします。

また、こういう制度を今年の11月からまた復活したのですが、制度の目的は何ですか。

最後の8つ目ですが、スカイランドきよみずのあの建物ということを含めてですが、役割は何か。それで、あの建物とか、いろいろなものが必要かどうか。将来、これは

買う人がいればの話になると思いますが、将来売却の可能性はありますかということ
で、以上8つご答弁をお願いします。第1回目の質問を終わります。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、上條光明議員から出されております清水高原交流宿
泊施設スカイランドきよみずの関連についてのご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます、約2年経過。この間の指定管理者の状況は、経営状況、
取り組み姿勢についてお答えしたいと思います。

清水高原交流宿泊施設スカイランドきよみずは、平成22年4月から株式会社トヨ
タエンタプライズと株式会社三和商会の共同体に指定管理者として管理・運営をお願
いしているところでございます。

この施設は平成7年に建設以来、15年の月日が経過し、高原の寒冷地に所在する
ところから、経年の劣化と共に、環境による老朽化がかなり進んでいる施設ござい
ました。施設の老朽化や破損した部分及び機械等の修繕を行い、現指定管理者によっ
て営業を開始いたしました。同時に、地域に密着した営業活動や、トヨタのグルー
プ会社、また大学等の合宿の誘致など、積極的な営業活動を行っているとの報告を受け
ております。

経営状態でございますが、指定管理者からは、村に対し四半期ごとの経営等の実績
報告をいただくよう、契約の中に定めてございます。この報告では、利益はマイナス
との報告を受けております。平成23年度決算はまだでございますが、昨年度に比べ
まして、宿泊者、宴会、ふる、ともに実績が上がってきており、また、原価の抑制等
も行い、損益において昨年比40%強を圧縮したものとなる予想だそうでございます。
赤字の決算とはなりますが、徐々に営業努力が実を結んできているものと考えます。

過日行いました第3回連絡調整会議におきましての報告によりますと、本年2月か
ら3月の中旬までの施設の修繕のため営業を行っていないため、実績とはなりません
が、それぞれの期間の収益、また利用者数において、昨年度以上の実績を上げている
ことが見てとれます。これは、季節ごとのきよみずならではの料理プランや、老人会
や、企業提携などの営業活動、また清水高原祭、音楽フェスティバルですね。などの
イベントを行いまして、顧客が増加し、指定管理者としても手応えを感じているとこ
ろのようでございます。

お客様からの評価も上々のようございまして、リピーターについても期待しているところであるということも、報告を受けております。

しかしながら、現指定管理者の分析によりますと、村内や近隣市村からの顧客が減少している状況であるということも報告を受けているところでございます。

次に、2番目のご質問。平成22年、23年度スカイランドきよみずの改修費用等についてお答えしたいと思います。平成22年度は破損箇所や改修建築工事で約470万円。エコキュート設備の設置で2,100万円。従業員棟の改修で240万円。AED、それからブルーヒーター等、備品購入で約80万円。これに建築工事にかかわる設計管理費等々を含め、合計約3,050万円でありました。平成23年度はレストラン、ロビーの防寒対策といたしまして、間仕切り設置、空調排気設備工事。それから床暖房工事等を合わせまして、建設設備関係で約1,239万円。それから、浴室改修では、ひのきぶろ改修、ろ過器改修、人工温泉装置設置の機械設備関係で2,362万円。そのほかにタイルカーペット張りかえ等、内装関係や工事に関わる設計費を含めまして、総額で約4,142万円となっております。

このほか備品といたしまして、デジタル化に伴うテレビの購入で約88万円。また、小さな修繕等で約150万円でございます。23年度は、今申し上げましたとおりに、合わせて約4,380万円となっております。以上、22年と23年の2年間の費用の総額は、およそ7,430万円ほどとなっております。

次に、3番目のご質問でございます。平成24年度に予想される工事内容について申し上げます。おおよそのつかみの数字でございますが、正面玄関前のロータリーの擁壁工事が、出口側でございますが、400万円。研修室のタイルカーペット、壁面クロス張りかえで80万円。それから、給水ポンプへの電源装置、自家発電機の設置でございますが、これが250万円。喫煙スペース設置工事で20万円。研修室、宴会場のスライディングウォール改修で85万円。消防設備改修で100万円の、総計で935万円が見込まれております。この金額は概算とのことでございます。24年度予算には、この工事費と設計料で1,080万円を予算計上してございます。

次に、来年度、25年度以降予想される経費でございますが、24年度を含め、この4年間の間に不具合な各所の修繕や改善に相当手を入れてきておりますので、規模の大きな改修はこの辺で一区切りしたいと思っております。ただし、緊急的な修繕等はこれからも考えられます。しかし、この大規模改修につきましては、ここで一区切りをつけたいというように考えておるところでございます。

その都度、適切に対処することが、結果的には村の持ち出しや負担を抑えることにもつながると考えます。緊急な修繕等はこれからも、先ほど申し上げましたように考えられますが、その際、内容によりますが、その都度適切に対処していくことが、結果的には村の持ち出しや負担を抑えることにもつながるのではないかとこのように考えておりますが、何度も申し上げますが、大規模改修につきましては、ここで一区切りをしたいというように考えております。

指定管理者側とよく協議しながら、このことにつきましては対処してまいりたいと思っております。予想される経費等、金額的なことは、今の時点でははっきりしたことは申せませんが、現時点では25年度以降は継続補修的な部分のみの費用を予想しておるわけでございます。

次に4番目のご質問、年4回のペースで行っている指定管理者の連絡調整会議の会議の内容はというご質問でございますが、指定管理者連絡調整協議会は、指定管理者との基本協定書に基づき設置しておりまして、委員は9名でございます。住民代表2名、税理士等執権を有する者3名、指定管理者側から2名、村職員が2名で構成しております。

昨年度より計7回開催しておるわけでございます。協議会の中で指定管理者から運營業務の実施状況報告書及び収支状況等が提出され、施設の安全性、顧客満足度や住民サービスの向上、集客手段等、指定管理者の円滑な管理運営を図るための協議を行っているわけでございます。この際の委員の皆様方からの多角的なご意見によりまして、スカイランドきよみずの管理運営等がよりよい方向に改善されている面も多々あると報告を受けております。

また、業務実施等が適正でないと思われるときは、必要な指示を出すようにしておるわけでございます。村ではこの協議会を通しまして、管理が適正に行われているかなど、今後も指定管理者制度をさらに効果的に活用できるよう、努めてまいりたいと思っております。

次に5番目のご質問、スカイランドきよみずの友の会の会員数はということでございますが、スカイランドきよみずの友の会の会員数は、2月末現在で260名との報告を受けております。御存じの方も多いと思っておりますが、会費は1,000円でございますが、2年間有効ということでございます。会員の条件は特になく、現在会員となっております皆さんは村内の方が4割弱おるということでございまして、残りの5割は村外の方々だそうでございます。また、この村外の方の中には、東京、大阪方面の方も会員

になっているそうでございます。議員の皆様方大勢持っておられるとございますが、この友の会の特典でございますが、宿泊の場合、1泊2食の宿泊料より15%割引が受けられることとなっておりますし、また、宴会では1人3,000円以上の申し込みで10%の割引となっております。入浴につきましても、入浴料金500円のところを、100円の割引が受けられるということでございます。この割引は、会員を含めまして、同時に同行される4名の方まで特典を受けられるようになっております。

かなりお得な特典と思われまので、ぜひ多くの皆様方にご入会いただきたいというようにスカイランドきよみずもそのように言っておりますし、私どもも後押しをするためにこの身近なところでこの友の会へ入会することを、私からもお勧めするところでございます。

入会についての情報宣伝でございますが、平成23年4月1日より会員の募集を行っているとの報告を受けております。「市民タイムス」など、新聞チラシの広告掲載の際に募集広告を同時掲載したり、村内の商店の店頭や、スカイランドきよみずにもチラシを置きまして募集をしているようでございます。

次に、6番目のご質問でございます、2月から3月中旬の改修工事の中で、ふる人工温泉化の工事がありますが、この費用はどのくらいですか、また目的はというご質問にお答えしたいと思います。人工温泉化の要した費用は、工事費約900万円だということでございます。施設利用者の誘客のために景観や環境を提供する料理やふるの印象とその効果、交通の利便性など、幾つかの要素があると思います。スカイランドきよみずの立地条件等を考えますと、景観のよさと2つの展望ぶろがそれに当たり、今もそのスタンスでスカイランドきよみずがあると思っております。開設以来、第三セクターから指定管理者と管理運営体制も変わっておりますが、御存じのとおり、22年度から5年間、指定管理者としてトヨタエンタプライズ、三和商会の共同企業が施設の管理運営に当たっておるわけでございます。2年間の管理運営に携わった中で、さらなる誘客や利用者増を図るため、村の協力をいただきたいという申し入れがたびたびございました。この方策の1つといたしまして、「ひのきの湯」のリニューアルに合わせまして、「見晴らしの湯」も魅力あるもの、また差別化も図ったふるということで、人工温泉化の要望がございまして、今回の温泉化に至った次第であります。

次に7番目のご質問、11月から3月に実施している宿泊助成制度の利用状況はというご質問と、平成24年度で同様な予算で200万円計上しているが、助成金額条件、

期間限定か通年か、また制度の目的はというご質問にお答えしたいと思います。3月6日現在で、利用状況でございますが、218名のお申し込みがありましたとの報告を受けております。また、平成24年度に計上いたしました予算200万円は、助成金額1人当たり4,000円で500人の方のご利用を見込んでいるものでございます。助成の条件は本年度と同じく、宿泊について山形村に住所を有する中学生以上の方で、年度1回限りとなっております。期間につきましては、11月1日から3月31日までとの要綱で定められております。制度の目的といたしましては、村民の皆様方の健康保持並びに福祉の増進のため、村の宿泊交流施設であるスカイランドきよみずを大いに有効利用していただきたいとのことから、助成を行うものであります。

次に、8番目のご質問。スカイランドきよみずの役割は、それから必要性は、将来売却の可能性はというご質問でございます。清水高原交流施設スカイランドきよみずは平成7年に設置された村の施設でございます。これは健康で明るい村づくりの拠点施設として、また村内外の人間交流の場として設置された宿泊保養施設でございます。天然の温泉施設がありませんが、広く見晴らしのよい湯につかり、プロの料理人の料理を味わい、日ごろの疲れを癒す身近な施設であるべきと思っております。また、清水寺を中心とする清水高原や村の観光の拠点として、県内外の方々に宿泊いただいて、自然豊かな山形村を体験し、地元の農産物を味わっていただくなど、魅力ある山形村を発信している場所だと認識しております。村外の方に来ていただくことによって、私たち山形村民の改めて村のよさを見出すことができるのだと確信し、この宿泊施設交流施設は村の財産として必要なものだとして認識しております。また、将来の売却の可能性についてのご質問でございますが、現在のところ、その可能性につきましては考えておりません。

以上であります。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） スカイランドきよみずの運営については、3年半ぐらい前に同じような質問をしたときもありますが、いろいろなご意見があるということで、今、答弁では村を発信するというようなご意見がありましたのであれですが、2つの意見があって両極端なことを言えば、あれが必要かということ、閉鎖すべしというような人から、今、答弁にもありましたが、山形村のシンボルで必要だと。村の全体のイメージ活性化のために、ある程度のお金はやむを得ないではないかという両極端な意見が私のところにも入ってきております。今までもそうでしたけれども、これからも、

特にあの施設の役割をどう考えるかというのを、理事者始め、そういうことを発信して、ぜひ村の人たちにそういう思いを伝えていっていきたいと思います。

それでは、再質問したいと思います。ちょっと8項目ぐらい、小さいものが8つあるものですから、小さい質問事項ごとに再質問しますので、よろしく願いいたします。

最初の指定管理者の状況はということで、今お話があったとおり、先日、全協でも協議会の第3回連絡調整協議会の資料もいただいていますので、頭に大体入っております。この資料を見る限りでは、大分、指定管理者も努力してやっているなということが伺えます。1つだけ、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、売り上げが伸びたり、営業状況というのは、損益も大分、回復はしているが、若干まだ赤字だというような数字に確かなっていったと思います。山形村の村民の利用が少ないという。これは兼ねてから私もいろいろな全協や何かでも発言しているのですが、もう少しやっぱり村民に、村民の宿泊施設だとか、村の施設だというようなことを指定管理者もそうですが、ぜひ理事者側もその辺をもう少しアピールしていけばどうかというようなことがあります。時間もあれですので、この件はもう、あまり指定管理者の経営の中身までこの議会で突っ込んでいくのはどうかと思いますので、この件はいいです。

では、22年、23年度の費用がどのくらいかかったかということで、先ほどの話で22年度が約3,000万円強、23年度が4,380万円ということで、ちょっと私の質問が22、23というように質問したものですから、21年度にもお金がかかっていると思うのですが、私の資料で調べたのでいきますと、繰越免許費というようなことで3,465万円、約3,400万円くらい、確か21年度から22年度に繰り越したのがあると思ひまして、何だかんだで24年度の1,080万円も入れれば、大体1億数千万円、いろいろなことでかかっているのかなというようなことなのですが、1つちょっと、こういう声にはどう答えるか質問したいのですが、前の指定管理者、株式会社スカイランドきよみずだったり、村が直営をしたら、この工事はこんなにはかからなかったのではないかなというような村民の声が私のところにも入るのですが、それにはどういうふうに答えるか、1つ。それと、費用のうちの国、県からの補助があったのか、あるのか。この辺の2つお願いしたいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に村長、答弁願います。中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 21年度に確かきめ細かな交付金でやっていると思ひ

ます。3,465万円と、議員さんから今申されましたが、そのうち大半は国からの交付金だった。ちょっと金額は財政の方で聞いていただきたいと思いますが、ほとんど8割方交付金で対応したというふうに思っております。

それから直営のときに比べて、非常に支出が多くなってきているということですが、先ほども言いましたように、平成7年オープンということで、もう17、8年たっていますと、やはりいろいろなところが傷んできてしまいます。ちょうどその時期に重なったということかと思えますし、近隣でも「ほりで一ゆ」ですか。ほりで一ゆも同じときにオープンして、これは確か2億、数億円かけて改修して、本年度ですかね。やはり同じようなふうに、やはりこういった施設はある程度経過しますと、大勢のお客さんが利用しますので、特にふる等につきましては、いろいろなところが、改修が必要になってくるというふうに、ちょうど時期が重なったというふうにちょっと思われます。

交付金の費用については、住吉考査役の方からお願いしたいと思います。

議長（神通川清一君） 住吉総務、総務課の考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） では、スカイランドきよみず関係にかかったいろいろな経費に対しての、国や県の助成等があったかというお話なのですけれども、これについては、平成20年度から国の方で経済対策というようなことでありまして、なかなか修繕とか、そういうようなものに対しての国庫補助とか、そういうようなものはないわけなのですけれども、その交付金の事業についてはある程度自由に使えるというようなことでありまして、21年度で予算化しまして、22年度に繰り越した中で、金額で国庫から2,850万円ですか。それが来ております。

あと、23年度にある程度、予算化としているわけなのですけれども、やはりこの修繕となるとなかなか国庫補助という事業、そういうメニュー自体がないものですか、非常に今後いろいろ公共施設等で修繕等がいろいろ増えてくるわけですから、そこら辺はやはりもう一般財源を中心に、もう対応しなければいけないというような状況にはなるかと思えます。以上です。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） わかりました。24年度の予算の1,080万円については先ほど答弁がありましたので、ぜひ大きな改修はないということで、できるだけ相手のあることですが、経費というのですか。そういう設備を抑える中で協議をしていただければという。これは、そういう思いだけでいいです。指定管理者の連絡調整協議

会のことについてお願いしたいのですが、メンバーは9人ということで、先ほどお話にあったとおりで、会議のやりとりもいろいろチェックしているということですが、1つだけちょっと確認したいのですが、この会議の中で指定管理者の方から、多分管理者とすれば、例えば聞いているところでは、ダンスホールだとか、そういうようなところもつくってくれとか、いろいろあるやにも聞いていますが、そういうような要望はかなり出ているか、簡単に答えていただければと思います。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 議員さんのおっしゃるとおり、屋外運動場ですかね。あれを改修して利用者を増やしたいという要望はありますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、あのままでは使えませんので、結構費用がかかりますので、費用対効果も考えながら進めなければいけないのではないかとということで、話は進んでおります。

そのほかの要望等につきましては、可能なものにつきましてはその都度やっておりますけれども、できないものにつきましては、ちょっと協定のときに話したのとは違いますということで話を進めていく。そんな状況であります。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） わかりました。スカイランド、友の会の関係で1つだけお聞きしたいのです。お聞きというか、要望はしてはいけないのですが、今、多分、会員の方がこういう情宣などをやっていると思うのですが、行政でもPRはもちろんしていますよね。どんなことをやっているか。先ほどちょっと若干、今、確かYCSやなどでもやっているのですが、これはどこがやっているのか。会員の方でやっているのか、村でやっているのかちょっとわかりませんが、村でやっていることだけ簡単に、どんなような情宣をしているかだけ。

議長（神通川清一君） 総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 広報等で発足したときには、友の会の利用促進ということで広報に載せておりますし、YCS等の告知、文字放送ですか。そういうことで、村の側の方でお知らせしております。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） ふろの人工温泉化の件ですが、ちょっと先ほどの説明だといまいちちょっとわからないところを1つだけ教えていただきたいのですが。ふろの人工温泉化という、その設備、900万円くらいしたという話なのですが、それをすると、

例えば、自然の温泉だとつるつるしたり、わいてきたり、何かそういう、色が変わったり、そんなようなことがあるのですが、そんなような水というかお湯になる効果をするのでしょうか。先ほどの説明だと、おふるの2つあるところの改装、改築をしてやるというようにちょっと私は聞こえたのですが、そのお湯そのものが何かそういう、いわゆる人工温泉化になるということでしょうか。ちょっとそこだけ確認したいのですが。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 人工温泉化の関係でございますが、費用も一応、工事請負費4,000万円ということがございまして、その中で優先度をつけてということもございまして、スカイランド、トヨタエンタプライズの方から人工温泉化という要望も出されたわけですが、当初は、本当は両方、見晴らしとひのきぶろもやればよかったのですが、4,000万円というようなお金の限度もございまして、そんな中で、ひのき風呂については、ひのきぶろがもうあれ以上削れないということもございまして、ひのきの材で上を張って再度、補修したということもございまして。見晴らしの湯につきましては、今まで水を沸かしてただそれだけだったということでもございまして、そんなことで、先ほども言いましたように、少しでも差別化というか、違ったおふるということの中で、ラドンを含む温泉装置をつけたわけでございます。

ただ、ラドンにもいろいろ、ラドンの含有量によっていろいろ効果があるわけもございますが、先ほど言いましたように、費用も限られていたということもございまして、一応、ランクがいろいろあるわけで、高ければ、何千万円とかければ湯治レベルにも達するのですけれども、今回は費用のこともございまして、やわらかな、水質的には温まる水質ということでのものもございまして。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） わかりました。宿泊費の助成制度について、ちょっと確認というか、できればこういう方がいいなというのを、思いも含めてちょっとお話ししたいと思います。今、聞いた話では、従来は1人4,000円で、13歳以上の住民票がある、多分滞納がないとか、そういうチェックのあれがあると思うのですが、期間も11月1日から3月31日ということで、今お聞きして、従来と同じということだと思うのですが、制度の目的を今お聞きしたところによると、従来は若干制度の目的が違うこともあったように聞いていまして、それは、従来はそういうこともあったということで、今回は福祉等ということで、有効利用が目的というようなことで、非常にそれは

わかりやすい表現でよかったのですが、もしや、福利厚生施設というのは、先ほど冒頭にもお話ししたとおり、村のそういう福祉施設だというようなことであれば、通年でもいいかなというような感じがするのですよね。確かに、秋とかそういう忙しいときに村の4,000円を使うというのは、経営者の方からすると効率的にどうかという問題があると思うのですが、これも、今回の24年の予算はあさって決算するものから、まだもちろん予算は通っているわけではないですが、基本的には私もそんなに間違っているわけではないと思うのですが、これからぜひ検討してほしいのは、通年で、もしあれだったら金土日の土日祝日というのですかね、俗に言う。よく温泉で言えば、プラス2,000円ですとか、3,000円ですとか、ありますよね。ああいう日を除いた月曜日から木曜日ですか。そういうときには使えるというようなね。通年でやるようなこともね。それで、忙しい方は夏場行けないけれども、冬場は行くとか、中には冬の寒いときに行くよりも、夏、平日行くとかいうことも、少しその辺を将来にまたぜひ検討していただきたいということは、どうでしょうかね。その辺ちょっと、一言でいいので答えていただけませんか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 今、上條議員さんが申されたように、私のところにもそういう意見がたくさん来ております。通年で利用できるように、方向できないのかということでございますけれども、こちらの方でもいろいろ相談した中で、何としてもこれは通年にした方がいいではないかというように私は考えておりますので、また担当者によく詰めて、その希望どおり、また住民の人たちが通年を通じてその券を usable ような方向に持っていくます。これは要綱を変えなければいけないものですから、その要綱を変えることによってできると思いますので、これこそできるだけ早い段階に進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） 小さい項目の最後の項目ですが、2つほど。1つだけちょっと、時間もあれですので1つだけ。先日第5次の山形村総合計画の策定のために村民のアンケート調査をしたということで、全協で調査の概要のみの内容は報告があったのですが、このアンケートの中にスカイランドきよみず、ずばり。清水高原全体のことは多分あったと思うのですが、ずばりこのスカイランドきよみず関連の、もっと具体的に言うと、あれをどうしたらいいかとかいうような項目があったかどうか。ずばりそれだけ答えていただけませんか。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） アンケートの中にはございませんでした。ただ、自由に書いていただく意見の中には、ちょっとあったか確認できておりませんけれども、もしあればそこに書いている方もいるかと思えますけれども、アンケートの中にはありませんでした。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） ぜひ、冒頭に私申し上げましたとおり、結構、清水高原全体のことも含めて、あそこをどうしたらいいかというのは、意見がいろいろあると思うのですよね。先ほど村長、最初に申し上げたとおり、あそこは山形のシンボルだったり、そういう山形のイメージをよくするために必要だという考えであれば、そこへ清水高原全体に少しぐらいお金をかけてもいいという、多分、判断だと思うのですが、それはそれで理事者の判断ですから、それを議会としてどうするか、村民がどう考えるかということでもいいと思うのですが、ぜひ、これから何かのアンケートなり、行政懇談会がありますよね。よく10月から11月にかけてやっているのですが、そういうときにそんなような項目を1つつくっていただいて、清水高原全体をどうするか。もちろん清水高原の検討委員会というのがあって、前向きにやれというような答申も出ていますけれどもね。あの方たちは、もちろん専門の人たちが分析したので、私も読ませていただいてなるほどということはありませんけれども、本当にそういう懇談会や何かですばりその辺のことを、ぜひ今年の10月、11月に行われる行政懇談会のときには清水高原全体も含めて、スカイランドきよみずをどういうふうに、今の助成金も含めて、その辺のことをぜひ話題に出してやってほしいという要望をしておきます。

それでは、以上でスカイランドきよみず関連の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。次に質問事項2、「鳥獣被害対策について」、質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

5番（上條光明君） それでは、第2の質問事項に入ります。「鳥獣被害対策について」、お伺いいたします。昨年の後半から最近にかけて、有害鳥獣関連の新聞記事が数多く報道されています。特に防護柵の内容が多いと思います。記事によると、被害防止効果が上がる一方で、設置後は住民がきちんと柵の状況を注視しなければならず、

維持管理が課題とのことです。

そこでご質問いたします。1つ目ですが、最近の山形村における人体・農作物の被害状況はどうか。ここ数年の傾向はどうか。

2つ目ですが、電気柵については、山形村でも四ッ谷地区と豆沢地区に試行的に設置したと思いますが、効果はどうでしたか。本格的に拡大するお考えがありませんか。少なくとも24年の予算の中には電気柵をやるというような予算がなかったように思いますが、この辺のお考え。

3つ目ですが、現在、国・県の鳥獣対策補助金の内容はどんなものがありますか。また、村が村民に対する補助金はどんなものがありますか。

4つ目ですが、平成24年予算で緩衝帯整備委託料37万円計上していますが、だれにどの地域を委託するのか。また、職員の農免許取得ということで5万円計上していますが、この間の委員会の説明だと2人分というようなことだったと思いますが、目的と理由は何ですか。

以上4つ、ご答弁願います。第1回目の質問を終わります。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、上條光明議員の2つ目のご質問、「鳥獣被害対策について」のご質問についてお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます、「最近の山形村における人体・農作物の被害状況は。ここ数年の傾向は。」についてお答えいたします。

被害につきましては、カラスやスズメなどの鳥類によるものと、サル、イノシシなどの獣類による被害があります。

有害鳥によるものにつきましては、春先に圃場にまいた種をつついたり、実をつけた果樹や野菜をつついたりするというケースが主な被害でございます。獣類によるものは、主に里山沿いの畑や田んぼに出没しさまざまな作物を食い荒らしておるわけでございます。鳥類につきましては、これまでも銃器による駆除を行っておりまして、一定の成果をあげてきております。しかし、獣類の出没、被害の発生につきましては、増え始めてまいりましたことは、ここ4、5年前からでございます。この傾向は全県的、また、全国的にも言えることだそうでございます。

人的被害につきましては、記憶に新しいところでは、山形村では、このところございません。

農作物の被害状況につきましては、山沿いの田畑に作付をされました自家用野菜類が圧倒的にその被害が多いわけでございまして、細かな被害状況を把握しにくいこともございまして、被害面積や具体的な金額がつかめないのが現状でございます。被害に遭われた農家の方からの連絡を受けまして、担当職員が現地に出向きまして、状況をお聞きしたりして、聞き取りをしておるわけでございます。

昨年、23年は、春先の早い時期からイノシシが田んぼの手あぜを荒らされたり、植えたばかりのバレイショやカボチャの芽や苗を抜かれたり、掘り返されたりという被害が続きました。このため、村並びにJA等関係職員で構成する農業技術者連絡協議会の協力により、被害が顕著な場所に電気柵を設置しまして、試験的にその効果を観察すると同時に、耕作者の皆様方にも自助努力をいただくよう、展示的な試みもあって実施したところでございます。

次に2番目のご質問でございます、「電気柵の効果、また、拡大の考えについて」申し上げたいと思います。

今回試行的に設置をしましたのは、簡単に準備できる電気柵でございまして、バッテリーや乾電池を電源として断続的に電気を通電、獣類が線に触れた場合、ショックを与えるものでございます。6月に上竹田四ツ谷地籍の水田と、上大池の豆沢地籍の畑に設置をしましたところ、いずれもそれまでのイノシシの侵入に困っていた圃場が、設置後は一切被害がなく、以降、耕作者自身に同型の電気柵を購入していただきまして、収穫期まで無事に圃場を守ることができたということでありました。

先ほども申し上げましたが、周辺の住民の皆さんにもこのような様子を見てもらったりしてもらいまして、普及につながればという目的でも行なったわけでございます。一定の効果も確認できましたことから、局所的な現地試験と耕作者へのPRという位置づけで、24年度も引き続き、関係する農家のご協力をいただきながら、実施してまいりたいと考えております。

次に3番目のご質問でございます、「有害鳥獣対策関連の国や県の補助事業」についてということでございますが、捕獲の担い手確保、緊急的な捕獲強化への対策、地域ぐるみの被害防止活動、防護フェンス設置など、目的別にさまざまなメニューがございます。村では猟友会と協力した個体数の調整に補助事業を充てておりまして、これまでもイノシシやサルにつきましては捕獲実績に応じて、県の補助を受けてきております。

村の村民に対する補助金につきましては、電気柵、ネット、トタンなどの資材購入

対しまして、1件1万円を上限として、経費の3分の1の助成をしております。

23年度の実績は5件で約5万円の助成を行ないましたが、このほかにも農業共済組合より補助もございますので、活用願いたいと考えておるところでございます。

次に、4番目のご質問「緩衝帯の整備について」申し上げます。

山林所有者の高齢化が進んでいることや地主が地元にはない山林が増えるなど、環境整備のための条件にも難しくなっておるところでございます。本来、緩衝帯として効果を上げる方策といたしまして、集落沿いの里山を間伐整備することにあります。間伐や下草刈りを行なうことで、山肌に光を当てるということでございまして、また、風通しをよくすることは、獣類の隠れみのとなる障害物を除去することにもなりますし、獣類のそのものの出没を防ぐことにもつながります。現在、唐沢地区で実施している広範囲の間伐事業も有害鳥獣の出没を防ぐ対策でもございます。

しかし、実際には経費や労力の問題で力がかからない山林もございます。過去には被害地籍の山主の皆様にも声をかけまして、集団的な環境整備を試みようとしたこともございますが、ご理解をいただかず実現しなかった過去の例もございます。

村といたしましてもさまざまな対策を検討する中で、23年度、試験的ではございますが、出没の多い場所で山際を20メートルから30メートルの幅で下草刈りや除伐をしまして、見通しをよくした場所の効果を検証することとしたところでございます。

今年度も23年度と24年度の2年間にわたり、数箇所での施業を行ないまして、効果的状況を観察し、今後の対策の参考にしようとするものでございます。

罾の免許の取得に関しましては、ハクビシンやキツネ、アナグマなど、このところ、集落内でも被害が増加している中型獣の捕獲を目的とした予算計上をいたしました。これにつきましても、箱罾の設置や、イノシシ捕獲のためのくくり罾の見回りなど、現在資格を持って活動されている猟友会の負担軽減を考慮するとともに、住民からの相談や要請に素早く答え、対応できるように、職員の資格取得が必要といたしまして、今回、予算計上したものでございます。

以上であります。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） ちょっと時間がないものですから、3つに絞ってちょっと簡単にあれですが、被害状況のところですが、山形村の、最近、カモシカの被害というふうなのが新聞にいろいろ出ていますが、山形村ではカモシカの被害があるかどうか。

あるなしで答えていただいて結構です。

それと、電気柵の関係ですが、先日も3月11日の「市民タイムス」の記事にも、なろう原にサルが出たというような話がありまして、やはり検討してほしいのは、あそこはマレット場と霊園があるものですから、あそこの大勢、不特定多数の人が来る場所へ、ああいうところはやはりしっかりした、先ほどの試行した電気柵ではなく、しっかりした電気柵が必要ではないかなという思いがありますが、またそれは答えていただければあれですが、検討してほしいということです。

あと、最後の職員の罾の件なのですが、基本的にはハクビシンだとかそういう、ちょっとしたと言うと小さい獣というのですかね。そういう対応だというようなことだと思うので、ぜひ本当に山の奥深くへ、クマだとかイノシシだとかというような罾のところは、職員がなかなかそこまでやるというようなことまではやらない方がいいかなという、思いますので、その辺はまた検討していただきたいと思います。

この3つ、時間あれですので、時間のある限りでいいですが、答えていただきたい。以上です。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長、簡潔にお願いします。

農林建設課長（中村俊春君） カモシカですが、カモシカにつきましては、例年、文化庁から2頭の捕獲許可をいただいてやってきたのですが、どうも林務課通しまして、カモシカの被害はそれほど山形村にはないということで、23年度、昨年ですけれども、カモシカの捕獲の許可数はいただけませんでした。

それから、ニホンジカがこれから心配ということでございまして、何かそれらしき声を聞いたという方もおいでですが、今のところまだしっかり目撃等ございません。ですから、今のところカモシカの関係についてはそんな状況でございます。

それから、サルが非常に集団で出ているということで、先ほど、この間の「市民タイムス」にも出ていたと思いますが、30匹ぐらい群れているということで、そういうところはしっかりした、朝日村でやったような、ああいうことができないかということかと思えますけれども、そこだけやってもまたほかに伸びてしまいますので、そこら辺はまたどうしていったらいいのかということは、ちょっと検討していかなければならないなというふうに思っております。

それから、職員の罾の関係ですけれども、やはり箱罾を仕掛けるのも許可が、資格が要ります。住民の方、すぐ村の方へ来ますので、その都度、資格を持っている猟友会の皆さんにお願いして罾を仕掛けていただくのですが、猟友会の皆様、御存じのよ

うにそれぞれ仕事を持っておりまして、すぐ対応できる場合もありますし、できない場合もございますので、そんなことの中で、職員が持っていればすぐ罨を持っていつて仕掛けることができ、捕獲もたやすいのではないかとということで、今回、一応、職員2名分の罨の免許を取得して、補助ということで計上したものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 上條光明議員に申し上げます。議会の申し合わせによる質問時間の制限を超えていますので、以上で質問を終了します。

5番（上條光明君） ありがとうございました。

小 林 武 司 君

議長（神通川清一君） それでは、次に、質問順位2番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1、「1村1自然エネルギープロジェクト」について、質問してください。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

3番（小林武司君） 議席番号3番の小林武司です。

今日は「1村1自然エネルギープロジェクト」と、2つ目の「区連絡班未加入世帯の動向」ということで、村長さんにお聞きしたいと思います。

まず最初に、「1村1自然エネルギープロジェクト」についてでございますが、脱原発の気運が高まっている中で、県は自然エネルギー普及拡大方針のもと、「1村1自然エネルギープロジェクト」を24年度事業に予算計上しました。限度額はあると思いますけれども、建設費の一応50%を補助する内容となっております。

エネルギー再生については、早急に取り組みねば、直ちに村民とか村に支障が出るというような逼迫した件でもないわけかとも思われますけれども、自然エネルギーを有効に再生活用することは、節電とか石油、ガスなどの燃料などの節減といった省エネ対策と共に大切なことだと思われるわけでございます。

本来なら最初に村の方針などを聞いた上での対応をお聞きするのが道筋かと思いましたが、24年度の方針というか、予算編成など終わり、決まっているかと思っておりますので、今後のためのようなこともありますけれども、参考にしてということ

で、今回、思いつきの全く唐突でぶしつけな提案質問みたいな形ですけれども、現実
に目につくようなこともありますので、そういうことで見解をお願いしたいと思いま
す。

まず最初に、1つ目ですけれども、サンクスBB屋根でのソーラー発電はどうかと。
公共施設、幾つもありまして、屋根幾つかあるわけで、どこでもいいわけですけれど
も、サンクスBBが非常に条件からいってもいいのではないかと思ったわけで、また、
送電というか、使う場所が、もしいちいの里あたりが使う場合にも、機械とか、そう
いうような関係で一応、挙げました。

それから2番目に、今建っております新保育園に導入予定になっておりますソーラ
ー発電ですけれども、もし保育園で一部分だけ使うようになっていたと思いますけれ
ども、その後もし保育園内、または25年ころできる予定の子育て支援センターの方
でもし使えればなと思ひまして、保育園に導入予定のソーラー発電の拡充というよう
なこともちょっと考えてみました。

それから3番目にですけれども、中信農水調整池でのソーラー発電はどうかと。そ
ういったことも、長野県でも2カ所ほど農業貯水池の上にソーラー発電を、それは県
単独とか、独自でやるようなことを聞いておりますけれども、それが挙がっておりま
した。

また、中信農水の関係で、アオコというか、藻が発生して困って、ふたをするとい
うようなことをちょっと耳にしたこともありまして、もしそういうことがあれば、一
緒に上でソーラー発電というようなことも考えられないかと。いろいろと制約とかあ
ると思います。一応、それが3番目。

それから、4番目にソーラー発電とはちょっと違いますけれども、いちいの里の屋
根への太陽熱温水器の設置ということはどうかと。ふる沸かしの補助熱源としてどう
かと。ソーラー発電は、今のところ10%程度が熱対応エネルギーの、エネルギー交
換率かと思ひます。そこへいきますと、太陽熱の温水器というものは、50%くらい
効率が高いということで、もしそういうことも考えられたなと思ひます。

一応、そんなことで、そんなに難しく考えなくて、参考ということでお聞きいたし
ます。よろしくお願ひします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に村長、答弁願ひます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、小林議員から出されております「1村1エネルギープロジェクトについて」のご質問にお答えしたいと思います。

まず、県が「1村1自然エネルギープロジェクト」を立ち上げた趣旨について申し上げますと、御存じのとおり福島原発事故以降、中央集権集中型のエネルギー供給体制から、地域分散型の自然エネルギーの普及への転換が求められている状況にあるといわれる中にありまして、長野県では、太陽光、それから水力、それからバイオマスですね。木材等も含んでおりますが、バイオマス等多様な自然エネルギー資源が豊富とされております。また、日照時間も長野県は長いというようなこともございまして、阿部知事を始めとして、この件に関しまして大変力を入れているところでございます。

このことから、地域の特性を生かした自然エネルギーを1種類以上選んで、地域の関係者の協働により、自然エネルギーを活用した取り組みが実践をするように、県が提唱したものであります。阿部知事の話によりますと、「自然エネルギー元年」という言葉がよく出てまいりますが、それだけ県も力を入れているわけございまして、その展開に当たりましては、単に行政だけではなくて、地域の関係者、民間企業ですね。それだとかNPO法人を加えました組織との連携の上に推進することとされておるわけでございます。

さて、このプロジェクト構想が県から示されたのは今年に入ってからのごことございまして、今は、まだ具体的な取り組みが、まだ考えるまでには至ってはございませんけれども、何とか村としても推進しなければならないというように思っております。

さて、小林議員さんからは、村の各施設での具体的な見解をお尋ねでございます。

最初のご質問「サンクスBBの屋根のソーラー発電はどうか」というご質問でございますが、今のところでございますが、具体的なところは検討してはございません。ある程度の屋根面積がありますが、パネルを載せることに、果たしてあの屋根が耐えられるのか。また、設置費用にかかわる設備費がどの程度か、また、採算性。南側に農地が広がります。あそこは大変風の強いところございまして、風食による発電効果はどうなるか等、さまざまな面から検討する必要があるというように考えております。今後、対象場所の1つといたしまして、検討させていただきたいと思っております。

それから、2番目のご質問でございますが、「新保育園に導入予定のソーラー発電

の拡充は」というご質問でございますが、新しい保育園に導入を予定しています太陽光発電設備は、10キロワット級でございます。太陽の光で電気がつくられるということ、屋根に設置した太陽光パネルや園舎内に設置した発電電力量や発電システムを表示したパネルでこれを園児に知ってもらいまして、小さなころから自然エネルギーを身近に感じてもらうことを、主な導入の目的としているわけでございます。

このことから、現時点での拡充計画は今のところ考えておりません。

次に3番目のご質問でございます「中信農水調整池でのソーラー発電は」でございますが、パネルを張ることによりまして、調整地の藻の発生も抑えられるため、改良区におきまして、設置を要望した経過もございます。しかし、今実施されている国営2期事業には太陽光パネル設置に対する事業メニューがないために、事業実施は今のところ困難というところでございます。

次に4番目のご質問でございます「いちいの里屋根への太陽熱温水器設置は」ということでございますが、いちいの里屋根への太陽熱温水器設置につきましては、御存じかと思いますが、平成20年度からエコキュート設備を導入しておりまして、その借上げ料が29年度までございます。

恒常的に一定温度で供給できるためには、太陽熱温水器とは別に何らかの設備を設置しなければならないというように思っております。従いまして、今の段階では難しいですが、検討の余地はありますので、前向きに今後の将来的なことを考えまして、推進してまいりたいというように考えております。以上であります。

議長（神通川清一君） 小林武司議員。

3番（小林武司君） 私も自分なりに耐久性とか構造物の強度だとか、費用対効果、季節とか天候による影響。また、風、積雪、いろいろ考えたわけですけれども、耐久性とかいろいろ検討していただいて、ほかにいい候補があればまたそちらの方も考えてもらって、前に進めて、もしよかったら進めていただきたいと思っております。

また、この県のプロジェクトの予算というか、推進費というか事業費は幾らだったか。そんなに多くはないかと思いましたが、わかりましたらあれですけれども、教えていただきたいと思っておりますけれども。

それと、そういう場合に、県の規制がどのぐらいのところまで規制するかとか、また、7月からの特別措置法ですか。売転できるというような形が出るわけですけれども、そういう方へも余剰電力とか、そういうのを回していいものか。そういうのも基本的には、恐らく地元で直接使わなければいけないというような規則があるかと思

ますけれども、わかりましたら教えていただきたいと思います。

2つ、特にひとつお願いします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

村長（清沢實視君） 皆さん新聞等でも御存じかと思いますが、県はモデル地区といたしまして、川上村と、それから朝日村、朝日地区ですね。そこへ県で試行的に、まずモデル地区としてやろうということですね。右岸土地改良区、御存じのとおり、恐らく皆様方その組合員になっていると思うのですが、その右岸土地改良区が申請いたしまして、その結果を見ますと、これに経費が2億2,000万円かかるということで、そのうちの55%が国、国庫予算。それから県の方が30%。今、この間は国の方は50%にして、県の方は35%にしるとかいう、その辺のところはまだ詰めていないらしいのですが、それで地元が15%と。地元ということで、それを土地改良区のポンプ室の電気料だとか、とにかく朝日地区は高いところにあるものですから、右岸土地改良区の農用水をかなりポンプアップしなければいけないということで、そのポンプにかかる電気量が山形村より3倍ぐらいかかるということでございまして、どうしてもそこを優先して土地改良区の方でやろうということでございます。

これは、設置に関してはすごく早くできるということで、24年度と25年度にかけて、2年間で設置しよう。もう25年には稼働したいという希望でございます。

先ほどありましたように、費用対効果とかいろいろありますけれども、流れとすれば再生可能な自然エネルギーの転換というのは、これは流れとして確かな道は進んでいるわけでございますけれども、その計算100平米になるのですね、例えば、その朝日の場合。その100平米で2億2,000万円で、それで換算すると、1世帯と、すぐ1世帯どのくらいとか、そういう計算でいくそうでございますけれども、大体40世帯ぐらいしか、そんなとってはあれですが、40世帯の年間の電気量がまかなえると。

それでもう1つは、これはすべて電力会社に売電するというところでございます。また余談になるかもしれませんが、国で、国営の第2期工事で小水力発電を、梓川の花見地区にありますけれども、これが14億5,000万円でございます、これはもう完全なる国の事業でありますけれども、これも780世帯ぐらいだということでございまして、そう考えていくと、これからの世の中というのは、自然エネルギーであろうが、我々考えているように、それしかというような感じを受けるわけでございますが、流れとすればそういう流れになっているというように思っておりますし、原発、今、

5 4基のうち、全然、今、最後の2基残っていたところが、2基ももう稼働停止して、今、検査に入ったというニュースを聞いておりますので、何としてもこの件につきましては、自然エネルギーも発電量とすれば少ないように思うかもしれないですけども、この子々孫々まで考えたときに、そういう再生可能な自然エネルギーを至るところで利用していくのがベストなのか、ベターなのかというように私は思っております。以上、回答になったかちょっとあれですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長（神通川清一君） 小林武司議員。

3番（小林武司君） ありがとうございます。結局、県のこのプロジェクトの各市町村への割り当てというか、幾らぐらいまではというのはちょっとわからないということですね。新聞なんか読むと、県の地域元気づくり支援金だとか、国・県の温暖化対策予算でも足りないような場合は出してもいいというようなことをちょっと書いてあったところもありましたので、山形でもし1年のうちにでもできるというか、目当てがつかいたら、そういった資金も、補助率は低いかもしれませんが、借りる方向も考えていただきたいと思ひます。

それから、余談ですけども、今の太陽の太陽光発電、ソーラー発電は、ほとんどまだシリコン結晶体を使ってあるわけですけども、今、何か新しい構造体で、安く、今までよりもまだ薄くて、それで非常に効率が今の10%どころじゃない、15から20近いというようなものを今開発中だと、幾らか目星がついているというようなことも聞いております。いずれにしてもすぐやれということではありませんけれども、いろいろなエネルギーの専門家とか、村の中には「エコライフを考える会」とか、見識者、専門家、いろいろな方がおりますので、また具体的にはそういった人たちの意見も幅広く聞いて、いい方向へ進めていっていただきたいと。そんなふうに思ひます。

一応、この質問はこれで終わらせていただきます。

議長（神通川清一君） 小林武司議員、次に質問事項2、「区連絡班未加入世帯の動向は。」について質問してください。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

3番（小林武司君） 2番目の質問ですけども、区連絡班未加入世帯の動向ということで、この件については毎年のぐらい、行政懇談会とか、また一般質問でも何度か取り上げられてきております。昨年の震災以後、住民の意識も、きずなの大切さとか、

また地域づくりの重要さ等が再認識されたかとも思われるわけでございます。

そういった中で、4月というか、3月ころからまた村内への転入なども考えるわけですが、特別の事情の人とはともかく、ぜひ加入してもらおうように進めていってほしいということで、また今までに入っていなかったというか、連絡班に入っていなかった方にも、ぜひ加入を勧めていただきたいと思いますし、質問をさせていただきます。

質問として、最初に、最近で結構ですが、現況はどうでしょうか。

それから、2番目に、未加入の主な理由はわかりましたらお聞きしたいと思います。

それから、加入していない人たちへの呼びかけは入っていないということで、中にはずっと呼びかけていない人があるのではないかと思うわけですが、そういった呼びかけの対策というか、対応は今のところ十分行っているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 小林議員の2つ目のご質問でございます、「区連絡班未加入世帯の動向は」について、ご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます「現況はどうですか。」ということでございます。

過去の数値から見ますと、ちょうど14年前になりますか。平成10年4月で未加入世帯が115世帯でございます。未加入世帯率は5.4%でございます。5年後の平成15年4月では、未加入世帯数が246世帯で、未加入世帯率が10.3%。平成20年4月では、未加入世帯374世帯で、未加入世帯率が14%。それから平成24年2月末まででございますが、未加入世帯が490世帯にのぼりまして、未加入世帯率が17.4%と膨れあがっているわけでございます。

これは、集合別とアパートの世帯も含んでいるわけでございます。こんな状況でございます。

それから、次に2番目のご質問、「未加入の主な理由」でございますが、昔と比べまして、生活環境が充実してきたということから、ライフスタイルが多様化した結果かというようにも思っておりますし、御存じのとおり、助け合いの場としての連絡班等の必要性が低くなってきたというような考え方を持っている方もありまして、核家族化、はっきり言って希薄化ですね。そんなようなことでもありますし、単身世帯の増

加によりまして、家族と近隣との接点が少なくなっているというようなことが要因として考えられるわけでございます。

次に3番目のご質問でございますが、「未加入への呼び掛けは充分か。」ということでございますが、転入される方には役場窓口でできる限り説明をしております、加入していただくようお願いをしております。そのときに5点セット、説明しながら1冊1冊説明しながら、5点セットという書類、「わが家の防災」とか、いろいろの冊子でございますが、それを5セット分入れまして、説明するようにしております。できるだけ入っていただくようにということで、役場においては窓口において説明しております。

また、各区でも未加入の世帯への訪問をしまして、加入を促進しているわけですが、なかなか加入してもらえないのが現状でございます。区の中には、転入者の皆さんと親睦会を図る、歓迎会ですね。親睦会を通じまして歓迎会も開催するなど、相互の信頼関係を築くことで地域への参加を通じて加入を推進しているところが見受けられるところでございます。

村では、加入促進のため、先ほど申し上げましたが、役場窓口と区の役員が訪問するときに使用できる加入促進用のパンフレットをまた新たに、現在作成しております。4月以降「区長の会」と協議をしながら、未加入者が加入できるよう、1人でも多く、1世帯でも多く加入できるよう、今後とも、私どもといたしましても努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどまたよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（神通川清一君） 小林武司議員。

3番（小林武司君） 相変わらず未加入世帯、やはり減っていないというか、今年というか、23年分がどうなるか、今度、震災やいろいろ災害があった後、みんなの意識がどのように変わるかというようなことも期待しているわけですけれども、いい方へ期待しているわけですけれども、後でできた連絡班でも非常にうまくいっている連絡班、また、かなりずっとよくても何人か抜けていってしまう連絡班とか、いろいろあるわけですけれども、時代が変わったというか、生活とか、景気とかいろいろあったり、一概にこうしなければいけない、そうなるべきだとは言にくいわけですけれども、とにかく一番大事なことは、やはり防災とか環境とか、いろいろと、どちらかというところに住めば、義務。生活、そこに住民となった義務というような問題をやはりある程度強く出して、それも強制というのではなくて、納得してもらえない説明、優しく親切にさせていただくことも大切かなと思っております。

また、ある村民の1人からの提案、意見ではありましたが、今までも役場、住所を移すような場合に、転入してきた場合、区へまず伺って、それから連絡班へ、区長さんに言われて連絡班へ行って手続というか、お願いしてもらうような方法をとっていたわけだと思います。ただ、その人の意見では、それ、あとアフターフォローをしているかと。1、2カ月たって入っているか、入っていないかわかるわけですが、そういったときに、区長さんからか、また役場の方からか、その後どうになりましたかと。アフター、もう1回フォローすれば、かなり加入率は上がるぞと。そんな意見もいただいております。

高森町のように、専門のそういう人員を2人ぐらい置いているところもありますけれども、村としてはまず4月の連絡長会あるわけですが、そういった席で連絡班長さんや区長さんにはそういうアフターフォローをして再確認するような方法もとってもらいように連絡してもらいたいと思います。

村の窓口でもそういう対応をしているわけですが、区の担当の職員とか、そういう方ももし協力してもらえれば、一緒に説得するような方法もとってもらえればなと思うわけですが。

それと、一番、心理的に村中に未加入者がたくさんいるから、自分が入らなくてもいいだろうというような、何と言いますか、変な集団心理が働くのが一番困るわけで、先ほど言いましたように、いかに自治体の連絡班とか自治活動が大切であるかということ、くれぐれも、新しいパンフレットもできるそうですけれども、説明していただいて、納得して入ってもらうようお願いしていただきたいと思います。

また、ある連絡班の不満を言っている中には、あまりにも飲み食いとか、あまり行事が多過ぎたり、そういうところでお金というか、拠出金を使い過ぎるというような意見もあります。中には確かに景気もあまりよくなくて、苦しい方も何人かいるわけですので、そういう点も連絡班の中でも昔と同じではなくて、そういう困っている人、1人だけとか、ちょっと障害がある。そういった人たちは特別な扱いというか、減額にするとか、また場合によっては環境整備とか、そういうときに出なくてもいいと。そういう特別対応みたいなことも考えていただくように連絡長会議等でぜひ啓蒙していただきたいと思います。

そんなことで、もし何か一言あればお聞きして、この質問も終わりにしたいと思いますけれども。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） 未加入問題につきましては、それぞれ今までも各議員さんの方からいろいろのご提言をいただいておりますし、私ども村としても大変悩みながら、何とかいい方法はないかといろいろ苦慮しているところでございます。

実は、きのう皆さんご覧になった方がいるかもしれませんが、ちょうど17時からNHKをちょっと見ておりましたら、「今こそ見直せ！地域の力」という番組をやっておりました。これは今回の震災などを通じながら、やはり防災を、言葉を地域のつながりに生かそうということだそうでございます。そして、その中では具体的な経験をされた方が出演されておまして、例えば阪神大震災で大勢の方々が亡くなったり、また助かった方はいらしたのですが、助かった方の70%はご近所の方々が助けたというデータがございます。まさに今回の大震災もよくそういうことが言われておまして、現実的にそんな報告がされておるところでございます。

それでまた1つには、例えば、ある、これは町場なのですが、放火があって困った。それで、放火が、どうしても犯人を突きとめられなくて、では、町じゅうでどうするかということを検討したそうですが、それで夜中にある1軒のお宅が、「火事だ、火事だ」ということで大きな声を出す。それと同時にご近所の皆さんがみんなで一斉にこれを声を出すということを繰り返したそうです。そうしたら、放火が全くなくなってしまったという。まさに地域の力、住民の団結の力ではないかと思っております。

私ども村としてどんな形でやはりこの問題を対処していくか、なかなか難しい問題かと思いますが、また1つには、昨年の松本地震がございました。これは新聞にも載ったのですが、双子団地で地震によって大分、水道なども各階、大分壊れてしまった。それを地域の皆さんと一緒に、もちろんプロがいるのですが、直して、それで、普段だったらそういうおつき合いなかったのですが、その後、「いや、皆さんご苦労さまでした」。そういうつながりがいい方々がそこで、あと一杯をやったなどという事例もあるそうでございます。一杯をやってはいけない、そんな話もあるわけでございますが、まさに地域とのつながりだと私ども考えているところでございます。

各区長さん大分、苦労されておりますし、それぞれ悩みはあるわけでございますが、私どもといたしましても、そういう地域のつながりがいかに防災にいい方向に持っていくかという。また後ほどそんな話も出てくるかと思いますが、そんなことを悩みながら、皆さんのご意見をお聞きしながら、今後とも取り組んでいきたいと考えています。以上でございます。

議長（神通川清一君） 小林武司議員よろしいですか。

小林武司議員。

3番（小林武司君） そのとおりだと思いますし、ぜひこの機会を災い転じて、そちらの方へぜひ力を入れてもらって、少しでも未加入者を減らしていただきたいと思います。

以上で質問は終了させます。

議長（神通川清一君） 以上で小林武司議員の質問は終了しました。

ここで、10時50分まで休憩にします。休憩。

55分までです。

（午前10時45分）

議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時55分）

竹野園磨君

議長（神通川清一君） 次に、質問順位3番、竹野園磨議員の質問を行います。

竹野園磨議員、質問事項1「清水寺と穴観音の保存、管理の今後について」、質問してください。

竹野園磨議員。

（7番 竹野園磨君 登壇）

7番（竹野園磨君） 議席番号7番、竹野園磨です。

それでは、清水寺と穴観音の保存、管理の今後について質問いたします。

清水寺は山形村が他に誇れる文化財であり、最大の観光資源である。また、村民の心のよりどころとして親しみ、長い歴史を積み重ねてきた古刹である。

その清水寺について、昨年12月の議会定例会の全員協議会において、教育長から現在の管理、運営方法に問題があるとしてその内容説明がされました。平成22年1月に北海道砂川市が土地を神社に無償で提供しているのは違憲とした最高裁大法廷の判決が出たことが問題提起になったようで、山形村でも、現状の管理運営方法では憲法に定めた政教分離の原則に反する恐れがあるというものでありました。

その主な内容として、村有地を無償提供していること、さい銭箱の設置、お札の配布、行政が事務局を担っていること、村からの補助金の会計管理の方法などが挙げられました。

それに対する解決策として幾つかの方法を挙げて内容説明がされましたが、大変困難な問題があることがうかがえました。

しかし、最高裁の判定に照らし違憲状態であることを認識したからには行政としてコンプライアンス上このままでいることは許されることではないと思います。

村内外からの年間の訪問者は村の人口に匹敵するくらいといわれている施設である。この訪問者が今までのように、あるいはそれ以上に訪れやすい管理方法を模索し、構築していかなければならない。少なくとも村民の気持ちが離れるようなことがないよう協力体制を確かなものにしていかなければならないと思います。

あれから3カ月がたつのでこれまでの経過を含め対応策についてお聞きいたします。

あわせて「穴観音」についても今後の保存管理方針についてお聞きします。現在は上竹田区で連絡班から役員を出し保存活動をしています。その上に立つ役員は現状を憂慮し、早く本来あるべき文化財としての状態に戻したいと苦慮しております。お聞きする項目は次のとおりです。

1つとして、現況が違憲状態だと判断したのはいつか。

2つとして、現状での問題点、違憲と思われる点すべてを挙げてください。

3つとして、今、対応策として考えられていることは。

4つとして、困難と思われるものは何か。村民への周知はどうか。

最後に、「穴観音」の文化財としての位置づけないし評価は。また保存への対応策はということでお聞きいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

教育長（本庄利昭君） それでは、竹野議員1番目の質問であります「清水寺と穴観音の保存、管理の今後について」答弁いたします。

最初の質問にありました、「現況が違憲状態だと判断したのはいつか」という質問でありますけれども、平成22年1月に砂川政教分離訴訟で、最高裁の判決で「違憲」というのが出ました。

この事件では、市が土地を無償で提供していた相手は、町内会で、その町内会館の中にほこらが建てられていたという状況であったようにあります。当山形村と清水寺保存会との関係についても、ちょっとケースが違うのでありますけれども、無視のできない問題だというふうに考えておりました。

2番目の質問でありましたが、「現状での問題点」についてであります。教育委員会が教育行政の一環として文化財である清水寺の保護の仕事をしております。清水寺の伝統行事である、例えば八十八夜の例祭がそうでありますけれども、宗教的な行為というふうにこれがみなされるかどうか。

それから、清水寺保存会が行っているさい銭箱の設置や、お札、御朱印、絵馬などの販売。こういったものが許される範囲かどうか。

それから、清水寺の保存会の事務を教育委員会の職員が、村の職員が公務として事務を行っております。この点が合法であるかどうか。現時点ではこういったところが課題かなというように考えております。

次の質問にありました、「今対応策として考えていること」でありますけれども、ご指摘のとおり、大変難しい問題であるというふうに認識をしております。まずは清水寺保存会の役員の方々に十分検討をいただき、こういったケースがほかにも1,000から2,000以上あるというふうにいわれておりますので、そういった自治体の事案も参考にいたしまして、保存会とともに最善の策を模索していきたいというように考えております。

次に、「困難と思われる点は何か」ということでありますけれども、現在、文化財保護の視点から教育委員会の職員が清水寺保存会の事務を執行しております。任意の団体としてすべての事務をこの保存会の責任において実施するということとなりますと、役員の事務量は当然増加しますし、清水寺保存会の存続自体にも影響が及ぶかなということを心配しております。

次の質問の「村民に対する周知」でありますけれども、清水寺保存会では常任委員会がまず意思を決定いたします。それから、連絡班からそれぞれ1名選出されております清水寺保存会の代議員会に諮り、機関決定されるという仕組みになっております。保存会の代議員を通じまして、会員の方々には周知していきたいと思いますし、村の方にも広報などで周知したいと考えております。

最後に、「穴観音」の文化財としての位置づけ」でありますけれども、穴観音は、横穴式石室をもつ古墳で奈良時代のものと考えられているようであります。山形村で

は、この古墳を昭和60年に史跡として文化財に指定しております。村の重要な財産であります。大変貴重なものだというふうに考えております。

この保存管理についての考え方でありませけれども、村が直接、事業主体としてこの古墳の修繕等を行うことはできませんが、文化財としての位置づけから、この古墳本体に対して修理等の補助金を出すことは可能だというふうに考えております。

以上であります。お願いします。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） では、1つずつちょっと聞いていきます。まず、今、違憲状態だと判断したのは、22年1月だというふうな答弁がありました。これは、最初私が申し上げたように、いわゆる砂川市の事件の最高裁の大法廷での判決があったときだというふうに理解しますけれども、実は、これは、この事件については第1審、第2審が18年と19年に出ています。それで、そのころ既にこういう問題について相当に全国的に問題にされていまして。当時、この山形の議会でもそのことは取り上げました。そのときには、なぜそういったことが判断されなかったのかどうか。22年1月そのような認識を得たということは、一体、その砂川事件のことは、判決が出ていることはわかっていたはずだから、どういうきっかけでもって、誰にどのようなことが言われて、これが山形の今の清水寺の状態が違憲状態かどうかということ判断されたか。それをまずお聞きします。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 今の私の答弁で違憲というふうに判断したというふうに申し上げましたけれども、これは違憲というふうに判断をしたということよりも、ことよりもという言い方も変なのですけれども、砂川事件の場合には例祭を行うのですけれども、その例祭を行っているのが宗教法人である神社が例祭を行っております。

それで、清水の場合には、宗教法人が、例えば八十八夜の例祭にかかわっていないものですから、何と云うのですかね。同じケースではないのですけれども、そのままにしておくということはグレーと云いますか、まずいだろうという認識をしております。

それで、1番のきっかけは、松本市にあります波田地区の田村堂ですかね。田村堂。そこがやはりさい銭箱を撤去したということがありましたので、これは一昨年ですか、しております。

それで、松本市のその対応の仕方は、そこまでしなくてもいいだろうと思うのです

けれども、そのグレーゾーンの部分をすべてはっきりと政教分離のところを明確にしているというふうに判断しております。

ですので、山形村の清水寺の今の状況が完全に黒だというふうに思っているわけではないのですけれども、知らん顔というか、こういった判決が出ている以上は何らかの対応が必要というふうに考えております。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） ちょっとよくわからないのだけれども、なぜこんなことを前にさかのぼって聞くかという、本当に、これは確かに難しい問題なのだけれども、このまま行政がそういったことを認識しながらそのまま放っておくことはまずいと。だけれども、非常に対応することが難しいから、本当に山形の行政がそれに正しく対応する。そういう強い意志があるかどうかということを確認するために、私は今、こんな質問をしたわけですが、どうもまだ今、教育長の答弁を聞くと、真っ黒ではないと。グレーゾーンみたいなあれだということでもって、どうもあまり意識がしっかりそういったあれになっていないような気がします。そこをもう1回ちょっと確認させていただきませんが、本当にこれは、今のままだも、それではそんなにうんとだめな状態ではないということですか。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） これは私の、私は清水寺保存会の事務局長という立場で、事務局ですので、これをどういう方向にするかという、意思決定するのは、やはり常任委員の方とか、会長さんの方で決めていただくことなのですけれども、事務局の立場から言いますと、保存会というものもっている性格が、例えば、ここの砂川町と違いまして、宗教法人がやっている例祭ではないということが決定的に違うと思います。

それと、今まで幾つかの政教分離の裁判の中でも、やはり目的と効果という説が主流でありましたけれども、その清水寺保存会が何らかの宗教を布教するという意思を持っているわけでもありませんし、そういった効果を上げているわけでもないものですから、この判例がぴったり一致するというふうには思っておりません。これは私的な考えですが、そのように考えております。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 今私が聞いているのは、保存会の事務局として聞いているのではないのですよ。行政の、いわゆる責任者として聞いているのですよ。教育長という、

教育委員会の、私はこれ、教育委員長に質問してあるのだけれども、だから、今の状態は違憲状態でいろいろ問題が出ているのは、あそこに村の、公の土地があって、そこを無償で貸しているという。まさに砂川事件と同じ中身になっているわけですよ。だから、教育長として答弁してください。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） では、事務執行の基本的な考え方でありませけれども、任意の団体であります清水寺保存会の事務局を教育長が任されているわけでありまして、教育委員会の本来の仕事として清水寺の保存会を扱っているわけではありません。ですので、教育委員会としては、清水寺保存会の事務について教育委員会にかけたことは一度もありません。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 何かあれですね。話が食い違ったままというような感じがしますね。教育長という、つまり、公の土地をあそこに貸していたら、砂川事件と全く同じ状態。それについて、教育長として、あるいは村長だって構わないのだけれども、私は聞いているのですよ。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） ですので、今申し上げましたとおり、公有財産の貸し付けでありますので、教育委員会の権限で公有財産の貸し付けはできませんので、それについての答弁は教育長としてはございません。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） では、村長、答弁してください。

議長（神通川清一君） 清沢村長

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） あの建物、本堂そのものは昭和42年までは宝積寺と宗福寺のものでございました。それで、今、その、この政教分離に関して議論する前に、もう昭和41年の暮れからこの話はしているのです。もう議論しているのです。それで1年間かかって議会が結論を出したのは、では、あそこは文化財に、村の指定をしようということで、15の、あそこの中にあるいろいろな、大日如来から始まって、もちろん本尊始まって、それで指定文化財に指定して、では、そういうことの中で、では、教育委員会が所管ではないかという形の中で教育委員会の方へ、所轄というか、そう

いう形で現在まできているわけでありまして、その経緯について、割合とまだわかっていない人たちが村民にあるわけでありまして、全面的にあの清水のご本尊から、庫裏から始まって、すべてをご寄付申し上げますということで、逆に言えば、もうお寺の方もあれだけのものを管理していくのは大変なことだと。貴重な文化財的な、それだけ貴重なものがあるということの中で、それから村の方が任されたといいますか、その後も観光の目玉として現在まで至っているということ。こういうことを村民の皆さん方まだ大勢知らないものですから、こんなような機会に、その経緯についてお話しすればいいではないかというように思っておりますし、またその、今、土地や村というのは、以前は、以前から村の土地だったのか。その辺のところは、私まだ、ちょっと申しわけないのですけれども、よくわかっておりませんで、その辺のところであれすると。

それで、政教分離に関しては、私はもう1つの考えを持っておりまして、あのお寺に関しては、布教活動をしているわけではないし、また、あそこに僧がいるわけではないしということでありましたけれども、何年か前の政教分離の議論をしたときに、村長が保存会の会長をやっているのは、それはおかしいではないかと。まさしく私はそう思いました。それは行政の長があそこの保存会の会長をやっているということになると、必ず誤解される恐れはあったということで、私は即、ではやめさせていただきますということで了解を得ましてやめさせていただいたわけでありまして。そのことでもありまして、いろいろとその議論をしたときには、もうお札をあそこでは、では売ってはいけないとか、あそこにあつたいろいろの写真も売ってはいけないとかということで話したところが、やはり山形村はこれだけ人口が多くなるとともに、新しく縁があって山形に住まれる方もおられるものですから、そういう人たちの理解も得なければいけないということで、時代の流れとともにここでもう一度政教分離のことばかりではなくて、清水の保存に関してのことに関して、再考をしていかなければ、村としてはだめかなというように思っております。

ただ、ただ残念なのは、あそこのお寺から杉浦真澄さんという地元の方が。はい、わかりました。では、終わります。

7番（竹野園磨君） 質問に全然答えていません。それはどんどん長くなっていってしまいます。

さっき教育長に。議長。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園麿君） 教育長に聞いた、いわゆる村での土地をあそこへ貸してあることについての違憲状態。それについて村長はどう判断しているかということを知りたいのですよ。そんな歴史だとか、そんなことは聞いていないので。だから、もういいですよ。答えはいいです。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 今、すごくついついやっていると、ちっとも先へ進まないから、もうその質問はやめます。

次にいきますが、この前、信毎だったと思いますが、新聞報道されましたよね。1月の半ばごろでしたか。あの報道によって、私は何人かの村民から直接問い合わせを受けたのですがね。あのことについて、あれはほとんど中身どうですか。言われているとおりですか。そういうふうに判断しますか。まずそこから確認させていただきませう。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） ちょっとこの記事と、今の竹野議員の指摘する、無償で提供しているということが違法であるかどうかというところを、理事者の方に質問した件でありますけれども、裁判ではその宗教法人という、宗教法人ではないな。政教分離ということには直接触れてはいないのですが、市が無償で財産を貸し付けるという。その違法性ということが指摘されていて、2月16日ですか。これがまた違憲解消への有償化という、これは判決が16日に出ているのですけれども、これでは、ここで言っているのは、解決策として撤去をするのではなくて、有償にすれば合理性が、違法性がなくなるという。そういう判断を示した、これが一番新しい判決でありますけれども、2月17日に出しております。ですので、その辺は無償でなければ、有償ならば、その点に関しては合憲だというふうに思います。

ただし、その保存会についてのやりとりと、村が清水寺にどうかかわるかという精神的な面の、どういう援助を村ができるかという問題については、大変難しい問題だというふうにやはり思います。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） そんなに内容的にどうこうという問題ではないと思うのだけれども、ただ、あれによってすごく村民は関心を持って読まれたと思うのですよ。びっくりしている村民が相当いると思います。

最初に申し上げたように、これは山形の唯一最大の観光資源であり、文化財である

と。よそに誇れる文化財として山形の唯一のものだと。それに対してあのような報道がされて初めて知ったということになれば、非常に動揺もしたり混乱していると思うのだけれども、その辺は村民の気持ち、反応をどんなふうに受けとめているか。先ほど話したように、私のところへ2人か3人、問い合わせがぁっている話はしました。

あと、あれは本当に村の中へ、最初に言ったように、あれでもってマイナスのイメージにならないように。そういう手だてをとっていかなければならないと思うのだけれども、そのためには丁寧に行政側から説明しなければならぬと思うのですね。ただ新聞に流されてそのままでは、行政は何もやらないのかという。どんなことをやりましたか。村民の反応をまずどんなふう感じとったか。それに対してどのような手だてを打ったか。それをお聞きしたいと思います。保存会ということではないですよ。村の土地でもあり、村の文化財という、そういう立場から行政側が考えていること、やったことをお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 村の立場と申しますか、教育委員会の立場と、教育委員会と言うと変なのですけれども、先ほどもちょっと、その事務処理の仕方の問題で、やはりちょっと、もう一度整理しておきたいと思うのですけれども、村では清水寺保存会、清水寺の管理に関しては直接は手は、手は下さないという言い方も変なのですけれども、直接は行っておりません。やり方は、補助金を出して、それで清水寺保存会という任意の団体をつくって、そこが清水寺の管理をしているという状態です。ですので、先日も清水寺管理人さんの面接試験を行いましたけれども、これも清水寺保存会が行っております。それで、文化財という意味もありますので、その任意の団体の事務のお手伝いを、これは教育委員会がという形ではなくて、教育長が村長の事務執行という意味で、村長の命令で私が教育長という立場でやっております。ですので、教育委員会という、委員長を筆頭とする教育委員会組織の方の判断で行っているわけではないという。そういうことをまず認識をお願いしたいと思います。

それで、私は事務局長でありますので、今度、清水寺保存会の役員の改選があります。それで区長さん方をお願いをしなければいけないという時期になっておりますので、区長さん方の区長会をお願いをしてこの説明をし、それから、役員の選出についてもお願いをしてきたという経過であります。これをどうするかということにつきましては、新しい役員が新年度出てきますので、そこでしっかり議論をしていただいて、方

向を誤らないように決めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（神通川清一君） どうもあれですね。ただ逃げているだけです。私の質問に全然答えていない。先ほどから言っているように、行政がかかっているから、村の最高の文化財であり、資産だと言っているから、それに対して村民が離れないようにどう対応していくかということを知っているのだけれども、全く答えようとしていない。もう答えなくていいですよ。時間がなくなってしまうから。

それで、これからのために、どんなことを、どんな組織で検討していかなければならないか。それが一番大事なところだと思うのですよ。例えば、もうさっき言ったように、去年の12月に議会で違憲状態だというふうなことを報告しているわけです。その後もう3カ月ぐらいたっている。例えば、村には文化財審議会だとか、史談会とか、かかわる人はいろいろありますね。いい組織があるのですよ。あるいは、そういった法律関係のところへ行ったら、顧問弁護士だってちゃんと雇っている。そういったような最高の知恵を、あるだけの、集めて対応していくべきだと思うのですが、今までやられましたか。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） そういうご指摘でしたら、そこまで速やかに対応しておりません。ただ、やはり一番思っているのは、村がこの状態を、逆質問で申しわけないのですけれども、竹野議員自体は、議員さんとしてこれを違憲だというふうに判断しているか、それとも合憲というふうに判断しているのでしょうか。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 今、反問権だと思うけれども、答えていいのですか。

教育長（本庄利昭君） もしよければお答えになってください。

7番（竹野園麿君） 議長が答えていいと言えば答えますよ。

議長（神通川清一君） そういう要望ですので、では、答えてください。

7番（竹野園麿君） 答えますか？

議長（神通川清一君） はい。

7番（竹野園麿君） 反問権というのは、私、議会運営委員長をやっているのだけれども、そういう反問権はないということでもってやったけれども、私が答えたら、それはいわゆる約束違反になると思うけれども、よろしいですか。後で困りませんか。

議長（神通川清一君） そうですね。では、今の私の言葉は取り消します。

本庄教育長、いいですか。

教育長（本庄利昭君） はい、いいです。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、ほかには。

7番（竹野園麿君） これは、とにかく早く、もう八十八夜のこともあるし、今まで村民に対して7割ぐらいの村民から、あれを寄附というのですかね。集めてきている。その今後どうなるのか。このままでやるのかどうか。あるいは、さっきの管理人の話にしても、もう全部決めてきてしまっているけれども、それも全く問題がないのかどうか。私は早いところ、さっき言った有識者たちとの意見交換を十分して、問題のないようにやってかないと、今、行政側がこれだけしっかり認識していながら、違憲という部分を続けてしまったら、行政側が明らかな責任問題になると思いますよ。それはしっかりとやってもらいたいと思います。早く。

次は時間がないので、穴観音のことについて聞きます。先ほど聞きましたが、穴観音については、村でもって指定した文化財だと。奈良時代につくられたすばらしい、いわゆる貴重な古墳だというふうに言われています。それだけ行政側も認識しているのでお聞きしますけれども、あそこは本当に上竹田区の11の常会から、ずっと長年、あそこは世話人会という組織でもってつくって、いろいろと世話をしてくれているのですよね。今の世話人会長から聞いたのだけれども、地権者から土地を寄附してもいいというような話も聞いていると言われました。さっきも言ったように、古墳自体は仏教施設ではないという。そういうふうに判断されていいわけですね。古墳そのものは仏教施設ではないと。あくまでも100%文化財だと。そういうふうに判断してよしいか、ちょっと確認させていただきます。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） ちょっと私もそっちの方には暗いものですから、私も正確に答えられるかどうかあれですけれども。やはり政教分離の争いのやっぱり原点は、日本が神道というものを。

7番（竹野園麿君） ちょっと説明はもういいので。

教育長（本庄利昭君） それで、ですので、今言うこの狭い意味での政教分離で言いますと、そこには入っていないと思います。つまり、今争われている政教分離の中には入らないと思います。宗教であるかという話になると、古墳も宗教ではあると思います。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 政教分離かどうかではなくて、仏教施設かどうかということ

聞いたのです。わからなければ、わからないでいいです。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） わかりません。多分、違うと思いますけれども、わかりません。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） さっきも言ったように、私はあの周りに、歴史のことをあまり言わなくたっていいと思うけれども、昔、いわゆる廃仏毀釈、明治の初めごろ。それによって取り壊された波田の若沢寺から持ち込まれた建物が若干ある。あれは石で刻まれたものとかね。そういうものは別にして、今聞けば、古墳そのものは仏教施設ではないと言われているのなら、しかもあれはすばらしい文化財だというのなら、もしその部分までは、地権者から寄附の申し出があったら受けられる用意はあるかどうか。それを確認させてください。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 今の、要するに話の筋道からいきますと、穴観音の、その部分だけですとそういうふうにするのですけれども、ただ、穴観音講だとか、あそこでやっている例祭がありますよね。あれはまさしく仏教の形式をとった例祭が行われていると思いますので、そうなるともた、要するに、清水の二の舞になるかなという心配はあると思います。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） もし、そういった例祭みたいなようなものを、古墳そのものを外してやれば、その古墳だけの土地については問題ないと。そういうふうを確認していいですか。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 私がここで、要するに決定する権限もありませんけれども、教育長としての立場から言いますと、そういった問題がなければ、またその話も具体的な協議が進むというふうに思います。以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） ずっと前にあの中へ、村のいわゆる費用で衣装をつくれとありますよね。絹紡糸ということで。あれはいずれ取り出すという話でもってやったはずだと思うのだけれども、あれを取り出す。取り出すには、ただ取り出すだけはいけない。あと、石積み直さなければいけない。つまりその工事。それはつまり言った

ように100%文化財であるから、村の費用でできる。それはいつごろやる予定があるか。これで最後にしますので、もしそれについて実施計画や何か載せる予定があるかどうか、今載っているかどうか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 当時は村の予算で、緊急避難という本当に意味で、これは村で直接、直営でやりました。それで、これからについては、その当時も確認したようでありまして、今後それを村が直接やるかどうかは全くの白紙という状況であります。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） 以上で、清水寺と穴観音の保存、管理の今後については、質問は終わります。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。次に質問事項2、「村長の政治姿勢」について質問してください。

竹野園磨議員。

（7番 竹野園磨君 登壇）

7番（竹野園磨君） 2番目、村長の政治姿勢についてお聞きします。

今年、村長は2期8年のちょうど最後の年となりました。これまでの7年は国も地方も大きな変動期にあったし、今もなお続いていると思います。国の財政の悪化から、平成の大合併が進められ、同時に行政改革と、地方分権が大きく叫ばれるようになった時期でありました。長く続いてきた少子高齢化はついに国の人口を減少方向に向かわせてきています。

国の政策で経済産業構造が変わり、国民の経済格差が拡大し、社会的弱者が増えてきております。村としても全国の自治体が抱えているように、農業の後継者問題や生活弱者、防災問題など、議題が山積しており、行政需要の範囲が拡大し、さらに深くなってきていると思います。

3期目を目指しているかどうかは、1年先のことであるので、今聞くのはまだその時期ではないと思いますが、この7年間の集大成と、それから導かれる今後の行政の方向についてお聞きします。

なおこのようなことについては、今回の施政方針で述べられておりますが、少し具体的なことを、施政方針にはないこともあわせ、次のことについてお聞きします。

1つとして、村長が目指してきた村の形は。どんな村づくりを目指したか。

2つ目として、村長としてこれまでになし得ていないと思われる課題はどんなことがありますか。

3番目として、総合計画の進捗状況を。

4として、財政の見通しの考え方。

5として、小さな村、自立したメリットと今後の見通しについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問について終わります。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 先ほど簡潔ということがありましたので、できるだけ簡潔にしたいと思います。

最初の、村長が目指した形についてという質問でございますが、私が村の政治のかじ取り役を担わせていただきまして、常々肝に銘じて目指してまいりましたことは5点ございます。その1つは、財政基盤の安定ということが常々頭の中にあります。現在もそうであります。

それから2つ目として、村民の皆様方との政権公約。マニフェストをなし遂げる努力をすることでありました。

それから、ちょっとほかのところは略しまして、3番目に自立を選択した村民が、本村が住民への行政サービスを落とすことのないよう、効率的かつ効果的に推進するために、協働の村づくりが不可欠であると考えてまいりました。

また省かせてもらいます。4番目の点は、村の行政は住民と同じ目線で生の声をできるだけ多く聞くことということを中心に心がけてまいりました。

5点目といたしまして、私は常々、これは簡単なことでございますが、村民の皆さん方に対して目配りと、それから心配り、心配りの3配りを心がけてまいりました。このことは全役場職員も徹底させているところでございます。そして、このことは、村民の皆さん方に対しまして、温かい行政サービスの基本であると私は常々思っているところでございます。

この5点について、私は目指してきたところでございますし、常々思っているところでございます。

ちょっとこの辺は省かせてもらいまして、2 - 1の2番目の、次のご質問でございますが、村長がなし得ていないと思われる課題についてご質問でございますが、公約

の行政改革の推進の中で、これはマニフェストですね。民間のチェック、行政チェックの導入でございます。これは、監査委員さんや議員、議会がちゃんと行政のチェックをしているから、あえて民間からしなくてもいいではないかというような声もございまして、まだこれは未決の1つになっております。

それともう1つは、職員の勤務評定制度についての、今現在進行中で、新年度から実施してまいりたいと思っておりますが、それに対して、その1つの手だてとして、昇格試験制度についてどうかなということでもございましたけれども、これはかなり難しいかなと思っておるわけでもございまして、これもちょっと頓挫しているところでもございまして、この辺のところは、そのとき、私思ったのは、一挙に5人から7人、多いときは8人近く職員として採用しているときもあったものですから、最初は、スタートぐらいは一緒にしましても、昇格するには、やはりそういう試験制度みたいなものは、当然民間では取り入れていることでもございますが、どうも行政、役場については合わないかなというように、これも頓挫しております。

それから、地域のコミュニティーづくりの推進の中で、常会単位の危機管理体制の構築でございますが、これは今年度中には支え合いマップができますので、さらに急速にこれは進められるというように思っているところでございます。

ほかに、課題と言いましても幾つもあるわけでもございますけれども、拾い上げてみますと6点あります。上條光明議員が先ほどご質問の中にありましたけれども、清水高原の活性化の問題であります。スカイランドきよみずの今後の方向性等についても大きな課題であると思えますし、また、清水寺の先ほど来、話題になっております政教分離の問題。それからもう1つ、別荘地の管理ですね。あそこに207の別荘所有者がおります。そのうち約半分が別荘を建てておりますけれども、その管理について今後どうするのかという課題でございます。

2つ目は、基幹産業であります農業問題であります。御存じのとおり、高齢化、それから後継者問題が、これはもう山形だけではなくて、県、国の問題でありますけれども、それともう1つTPP問題、交渉へのこの行方でもございます。それから先ほど来、これも上條光明議員から出されております有害鳥駆除対策。それから、風食害防止対策。畑かん、畝かんの道路の排水溝整備。施設については更新されたわけでもございますけれども、道路だとか排水溝が整備できていないということでもございます。

もう1つは、4つでもございますが、ふるさと伝承館の建設問題。これは先ほど竹野議員からも出されております。

それからもう1つ、村民の要望でありますスポーツ振興のための施設でございますが、これが野球場だとか柔道、このほかにもいろいろありますけれども、特に柔道の練習場だとか、それから野球場がどうしても早急に、この件は検討してもらいたいという要望がたくさん出ております。

最後のもう1つでございますが、たびたび出ております道路の道路幅、4メートル以内の道路の整備問題でございます。この辺のところは今後の大きな課題かというように思っております。

それから、3番目のご質問の「総合計画の進捗状況」でございますが、平成25年度から平成34年度の10年間の村づくりの基本、指針となります第5次山形村総合計画を策定するため、平成23年度におきまして、総合審議会を設置するとともに、総合計画策定業務を株式会社ぎょうせいという会社でございますが、そこに委託いたしまして、契約いたしました。基礎調査として現計画達成状況調査などを実施しているところでございます。

基礎的な調査としましては、必要資料の収集・分析、各課のヒアリングなどを行いまして、現行の第4次総合計画の達成状況調査を実施しております。達成状況ですね。これも早急にやらなければならないのですが、もうぼつぼつ始めてはいるのですが。

あわせて、20歳以上の住民並びに村内に居住する中学生を対象にいたしまして、アンケート調査を実施し、住民の参画と住民ニーズの動向の把握を行ってまいります。

また、山形村を取り巻く時代潮流を勘案しまして、総人口や年齢別人口、世帯数などの予測を行うとともに、3月中に総合計画審議会によります人口目標の設定を予定しております。

そして、平成24年度において、住民に説明しやすい、わかりやすいストーリーを構築し、誰もが共感し納得できる、新しい基本構想案と基本計画案の策定を行う計画でございます。

次に4番目のご質問の「財政の見直しへの考え方」でございますが、山形村を含めた最近の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税の収入が大幅に減少するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによりまして、財源不足が生じるという深刻な事態に直面しております。

山形村の財政は、そのほかの自治体の傾向と同じくして、人件費を初め、公債費、扶助費、施設の維持管理経費など、経常経費の予算総額に占める割合は依然として高

く、これに連動いたしまして経常収支比率が、平成22年度決算におきましては85.1%と高い率を示していることから、財政の硬直化が懸念されておりまして、財政運営の健全化の弾力性の保持を図ることが当面の課題かというように思っております。

また、借入金残高が累積しておりまして、また、山形村の平成23年度末の地方債現在高の総額は約76億円となっております。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることから、構造的に見ても厳しい状況にあると思えます。

国の予算編成や震災復興増税を含む税制改正などの行方、地方自治体への権限委譲、義務づけ、枠づけの見直しなど、極めて不透明となっております。

また、補助金の一括交付金化も進められているようであります。

国・地方とも閉塞感のある状況の下で、地方公共団体が、住民の要請に応えてその役割を適切に果たしていくためには、常に、さらに徹底した行財政改革や行財政のスリム化に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自立性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるような地方財源の充実確保を図っていく必要があると考えております。

次に5番目の質問の「小さな村、自立したメリットと今後の見通しは」についてお答えしたいと思います。

市町村合併に関しましては、行政区域が拡大することによりまして、サービスのきめ細やかさが失われることの不安や、地域固有の歴史や文化が失われることへの不安などが課題として指摘されています。合併について、検証では、ほとんどの合併した地域では、住民サービスの低下など、デメリットが多いという意見を聞いております。

住民生活に密着した基礎的自治体である山形村は、住民の声が届きやすく、行政施策に住民の意向が十分反映されるとともに、きめ細やかな施策が実施され、一人ひとりの顔が見えるなど、ぬくもりのある行政が可能であり、何よりも住民の皆さんへの行政サービスを、より充実した仕組みにすることができると考えます。

今後につきましては、地方公共団体の経営の観点から見ますと、広域連合や一部事務組合を広く活用するとともに、財政基盤の強化、行財政の効率的・効果的運営、行政体質の強化など、行政改革の推進から考えますと、何よりも住民の皆さんへのさらなるサービスが必要ではないかというように考えております。以上であります。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 時間がないので、いろいろあるのだけれども、最初に1つお聞きしたい。私はこれまでに2回ほど村長と村の人口の動向、推移についてやってきま

したが、村長の答弁は私とは違うという答弁で、それ以上進まない。人口の動向というのは行政の基礎だものだから、ちょっともう1回だけ、私はもうこれ以上やりたくないで、1回だけお聞きします。

最近の2年間は23年、22年。これは少なくとも全く伸びていない。厳密に言えば若干減っているのですよ。その前の2年間は、50幾つ、60幾つとは増えていた。だから、私はこれはもう人口のピーク、ターニングポイントに入っているというふうに言ったのだけれども、村長は違うと。あくまでも国立社会保障・人口問題研究所のあの統計、あと30年先まで、現状で山形だけは伸びるという。そういうあれでもって答弁して、村長はそれを信じると言ってきた。

だけれども、つい先日、今度の新しい予算、これを見ても、初めて水道使用量が減っている。下水も当然、連動されるのだけれども、これは、私はすごく不安に感じた、さみしくというかね、思いました。使用量が減るということは。それは僕は、やはり村全体の動きが、いわゆるスーパーが撤退する、あるいは撤退しようとしている。そういう動きになってくる。これに対して、もう時間がないからいろいろ一緒に聞いてしまいます。

あと、端的に言ってもあれですが、例えば、そういうことについて村長はどう思いますか。それから、まず、風食被害。これは大きな問題で、もうずっと長い。この美しい山形村。西山のすそ野に広がる農村風景。これは村の財産だというふうに言っている、それを、風食被害に対してどう対応するか。多々という言い方は失礼になるかもしれないけれども、予算50万円と言おうと思って、種代を出しているだけだが、もっとしっかり根本的に、これはいろいろな研究機関が協議していかなければいけないと思います。どう対応するか。

それから総合計画。これも進捗状況を先ほど聞いたけれども、1つ聞きたいのは、10年前のときは、有権者全員にあのアンケートを配っている。その実数として、返ってきた実数が5,360。86%を超えているのですよね。今回はそれに対して2,300人しか送らなくて、1,032人、44%。これはまるで数そのものから言ったら、前回の5分の1以下。それでもって委託費は一体どうなっているのか。それを全部まとめる委託費は前回と同じか、なぜそうなるのか。それをお聞きしたいと思いますし、また、できるだけ聞きたいのだけれども、例えば、今、山形にはこういうふうな、村長も施政方針で言っているいろいろな5カ年計画が幾つもあります。これは全部生きていますよね。ちょっとこんなことは言いたくないのだけれども、村長もあの施政方針の中

でもって、男女共同参画計画。21年から24年と書いてあるけれども、21年から25年までの計画ですよね。これも全部生きている。それで、例えば、第2次山形村環境基本計画。これは23年から、つまり去年から27年までやる。これはすばらしい中身だと思います。これは環境だけではなくて、農業関係のことも全部入っている。しかも、これはこういう計画を立てたのは、全部、村の人間なのですよね。この委員が、村の人間が、しかもこれは全部それぞれアンケートもとってやっている。こういうものを基本計画の中へどう生かしていくか。それをぜひ聞きたい。当然、総合計画とこういったものは同じに入ってくるから、専門性も持たせなければいけないと思うのだけれども、そういったことも今お聞きしておきたいと思います。

時間がないので、以上で、私の質問はしょうがないからこれで終わりにさせていただきます。答えだけ待っています。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

村長（清沢實視君） それでは、単刀直入に申し上げます。お答えしたいと思います。

人口は、今御存じのとおり、こういう状況であります。閉塞感漂う、こういう不透明なときでありますので、しばらくの間は減ったり増えたりしていくこと。ただ、以前よりは減ってきていることは事実でありまして、私の危惧している1つでもあります。ただ、この前も私申し上げましたように、松本臨空工業第2団地が今年より分譲されまして、既に幾つもの大きな企業が入ってくるということを聞いておりますので、当然、この近くにそれができれば、いろいろな面で山形も人口、そんな急激ではないけれども、増えてくると思います。

それから2番目は何でしたか。風食被害につきましては、これは山形村だけの問題ではなくて、この松本西部地区、塩尻も含めた中で、今一生懸命になって研究しております。その1番の信州大学の農学部の星川先生という方。これは下竹田にお住まいの方ですが、その方も大変、このことに対しましては危惧されておりまして、専門の先生でございまして、その先生を初めとし、土地改良区の人たちも一生懸命になって、早めに水道を出した方がいいのか、あまり早く出して凍結してはいけないのではないかという、今、そういう研究をしておるところでございまして。恐らく近々いろいろのいい案が出てくるのではないかと期待しているところでございまして。

前回の10年前のときは、私も直接関わらせていただきまして、そのときは御存じのとおり、合併か自立かという、非常に村自体が騒然といたしまして、いろいろの意見がございまして、なかなかまとまらないような状況の中で、これはもう選挙権のあ

る人たち全員にお願いしてみようということで、あのアンケートを出して、そういう経緯、経過がございます。それによって86%という回収率、非常にこれはすばらしいことで、スコップという、前のまとめた会社の人たちも大変驚いたところがございます。それなりにしっかりしたものが、基盤、基礎的なものがそこでできておりますし、また、今回も先ほど来、何冊もお示ししました、村としての計画、いろいろの計画、それぞれの冊子につきましては、立派なものは本当に立派なものができて、お金もかけてできたものでありますので、それを活用するように、当然やっていると思えますし、やらなければならないというように思っております。以上であります。

議長（神通川清一君） 以上で竹野園麿議員の質問は終了します。

ここで休憩します。午後1時まで休憩とします。休憩。

（午前11時58分）

議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後1時00分）

三 澤 一 男 君

議長（神通川清一君） それでは、質問順位4番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「新年度施策、産業活性化」について質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

2番（三澤一男君） 議席番号2番、三澤一男です。今回は大きく2つの質問をしたいと思えます。

それでは、1番目の村長、新年度施策活性化について質問させていただきます。

長引く日本経済の低迷の中、産業の米と言われた半導体DRAM生産世界第3位のエルピーダメモリが会社更生法の適用を申請し、経営が破綻した。世界的な過剰生産による製品価格の下落や長引く円高によることが主な原因のようですが、産業活性化特別措置法により公的資金が約280億円も投入されております。

一方、政府は環太平洋連携協定（TPP）参加国と事前協議に入っていますが、県の世論調査協会の意識調査では反対32%、賛成27%、わからないが4割となって

います。政府の説明責任が問われることのあらわれであると思います。

村においては村長の施政方針で産業の活性化を公約として村の基幹産業と位置づけている農業は、2期目任期の最終年度平成24年度農業関係予算では、農業総務費として「農業振興地域総合見直し事業」、農業振興費として「観光農業振興委託事業」また、農地流動化促進費「地域農業マスタープランの策定事業」等に取り組むことを表明されております。

今回は特に農業に関して質問をさせていただきます。基幹産業として守らなければいけない優良農地が、高齢化と後継者不足によって遊休化、耕作放棄地化している現状があります。直近の2010年の農林業センサスでは総農家数は2005年から15戸減少、農業就業人口も187人ほど減少しています。また、耕作放棄地面積は9ヘクタールほど減少したとなっておりますが、総面積では34ヘクタールほどあります。

それでは、1番目の質問をさせていただきます。2010年センサス以降に農業委員会で把握している直近の基礎的な数字があれば、動態をお伺いいたします。

- 1、総農家数及び増減。
- 2、就農者数と男女比。
- 3、就農年齢比率。
- 4、耕作放棄地面積。

村長施策の農業総務費として「農業振興地域総合見直し事業」、農業振興費として「観光農業振興委託事業」また、農地流動化促進費「地域農業マスタープランの策定事業」に取り組む具体的な考えをお伺いします。

2番目として、農水省の事業で女性・高齢者等活動事業があります。この政策は地域農業の活性化や、6次産業化で活躍する女性の発展を支援し、また、高齢者、障害者の多様な人材が活躍できる環境づくりを目的としてソフト・ハード両面からのバリアフリー化を目指しています。政策に反映していればお伺いします。

また、農業再生予算として積極的に就農する45歳以下の新規就農者向けに意欲喚起と定着を目指し、青年就農給付金等がありますが状況はどうかお伺いいたします。

3番目として、農水省は、太陽光や水力、バイオマスなど農山漁村に広く分布する資源を発電に活用する「農山漁村における再生可能エネルギー導入事業」として今後3年間で3倍にする政策目標を立てています。県でも平成24年度予算では「1村1自然エネルギープロジェクト」を推進する。農業水利施設の小水力や太陽光発電施設

の設置を支援するとしています。今、大きな流れとなっていますが、村としてはどのような取り組みを考えているかお伺いします。以上、お願いいたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、三澤議員が出されております新年度施策、産業活性化についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

2010年（平成22年）センサス以降、直近の動態についてお答えいたします。公の数字は、2010年（平成22年）のセンサスの結果となります。それによりますと、最初の（1）の総農家数でございますが、636戸。5年前が平成17年でございますが、比較いたしまして15戸の減でございます。単純に申しますと、年3戸の減。農家数につきましては、5年ごと減ってきておりますが、ここ10年は農家数の減少率は低くなっております。

2番目の就農者数と男女比について申し上げます。自営農業に従事した世帯員数では、男が650人、女が592人の、合計で1,242人でございます。男女の比率は男性が52%、女性が48%という状況でございます。

3番目の就農年齢比率でございますが、10歳代が2.6%、20歳代が6.8%、30歳代が8.5%、40歳代が12.4%、50歳代が18.9%、60歳代が21.4%、70歳代が19.2%、80歳代が10.2%という比率でございます。

4番目の耕作放棄地面積でございますが、総農家がかかわる耕作放棄地の面積は、22.54ヘクタールで、5年前に比較しますと8ヘクタールほど減少をみております。

次に各事業に取り組む具体的な考えを申し上げます。

まず、農業振興地域総合見直し事業でございますが、農業振興地域整備計画、これは村の農用地、いわゆる青地の農地といわれておりますが、これを確保して農業振興に当たるものでございますが、山形村は、ここ10年以上この農振計画が見直されていない。そんなことから、青地から白地への除外が山形村は多いということもございまして、県のご指摘がございまして、今回見直すこととなったものでございます。

次に、観光農業振興事業は、農業体験などを通じまして、村の観光と農業の活性化に資するための、平成21年度から23年度までの3年間、国の雇用創出補助事業を

活用していきまして、商工会に委託して取り組んできたものでございます。ある程度の成果等も見えてまいっているため、継続事業として24年度は村単独事業として取り組むものでございます。

次、地域農業マスタープランの策定でございますが、継続的な農業生産には、新規の若い就農者の確保が欠かせないという国の施策が開始され、国の施策によりまして、本年度から新規就農者に対し国から給付金が交付される制度が開始されるわけでございます。

この給付を受けられる条件の1つに、その村の農業の方向性と育成すべき経営体を示した地域農業マスタープランの策定が義務づけられているために策定するものでございます。

次に2番目のご質問「女性や高齢者等の活動事業への支援について」申し上げたいと思います。

農業の振興並びに農業の活性化において特に先ほどの就農者比率でもおわかりのように、女性の地位、それからウエイトは大きいものがあるものと思っております。

24年度予算の中では、具体的なものは盛り込んでございませんが、去年は女性グループによる長いも料理レシピ本の制作に支援をいたしました。また、農産加工にあたってはグループと連携を深めるなどして、今後、ソフト並びにハード両面から支援はしてまいりたいと思っております。

次に、新規就農者に対する就農給付でございますが、県の指示もございまして、とりあえず、4名の分だけ給付金を新年度予算をもってございます。先ほどのマスタープランの作成ともかかわりがございますが、情報では、この給付金に対する要望が非常に多いようでございます。このことから、給付要件にはかなり厳しく、また、制限もせざるを得ないという情報も入ってきております。国の予算の成立もこれからでありますので、今後の状況を見ながら、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に3番目のご質問でございます、「自然エネルギー、再生可能エネルギーへの取り組みについて」申し上げます。

先ほど、小林武司議員のご質問にも関連しますが、この村としての農業分野での取り組みはこれからでございます。近隣での自然エネルギーへの取り組みでは、国の事業では、中信平2期事業で、松本市梓川花見地区で幹線水路を活用いたしました水力発電の工事が今急ピッチで行なわれておりまして、25年度から運用が開始される予

定となっております。

また、朝日村におきましても県営の農業用水調整地には、改良区、土地改良区ですね。今の土地改良区でございますが、事業主体となりまして、太陽光パネルが設置される計画でございます。松本市波田地区で、やはり土地改良区が事業主体となりまして、小水力発電の設置が予定されておると聞いております。

このように現在は、改良区による取り組みが目につくわけでございます。自然エネルギーへの取り組みは、短期的なものではなく、将来にわたって長期に取り組むべきものと思っております。庁内的にも、施設管理部門を含めまして、農業分野、環境分野等全庁で連携しまして、推進体制も整えながら、前向きに取り組んでまいりたいと思います。以上であります。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） まず、私がお聞きしました数字については、センサス以降どうなっているかというのを、ちょっと知りたかったものですからお聞きしました。実際には私の思っていたよりも就農者数だとか何かは増えている。それから、就農年齢比率。実は私は65歳以上の方の就農されている比率と、それから以下の比率をちょっとお聞きしたかったのですが、大分、20代の方の何%とか、私すぐそこまで計算できないものですから、ちょっとあれだったのですけれども、要は、高齢の方、例えば70代の方で19.21%。80代で10.2%。やはりこの辺のところの方の就農されている方が約30%ぐらいいるということは、今後、これから就農される方はますます高齢化してくるから、その部分では人数的には減るのではないかということをお聞きしたわけで、今後、その辺のところは先ほども申されたような、就農する45歳以下の方の新規就農者向けの方に対して補助をすることということでカバーしていければいいかなというふうなことをお聞きしたわけです。

それでは、結果的には今の数字をお聞きすると、高齢者が増えてきて、団塊の世代と言われるところがある程度、10年のときのセンサスを見ると、あまりその辺のところは減っていないので、その辺のところはカバーしているから、人数的には増えているのかなというふうにお聞きします。思います。

また、村は24年度の農林水産費、歳出で9,400万円とつけておりまして、全体の予算の多くが削減されている中では、昨年度予算から増額されていますけれども、先ほど言っているような部分、新規就農者に対する補助金。その辺のところの部分かなというふうにも思いますけれども、村のその他の部分では、農業機械共同設置

事業だとか、リンゴの新しい化事業の苗の事業だとか、こういったようなところというのも実際には予算の中には盛られているということで、この農業機械の共同設置事業というのは、先ほどもいろいろな角度から言われている、こういうことをやることによってコミュニティの形成というものもできるのではないかなということで、この辺のところは、私は村で独自につけているものとしては評価できるのかなというふうに思っております。

それで、国はここで食糧自給率を50%に、カロリーベースで上げるということをおっしゃってありますが、TPPと自給率を上げるということは相反する方向だということに思いますので、この村としては、国は土地利用型の農業は規模拡大しなければいけないと言っているのですけれども、前回のセンサスのときに見ると、2ヘクタール以下の農家が確か70%ぐらいだったと思うのですよ。このような中で流動化、集約化ができるのかどうか。この辺のところをまずお伺いし、それでその国の施策と村のその流動化の件とかどのようにマッチングしてくるのか。その辺がわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、中村農林建設課長、答弁願います。

農林建設課長（中村俊春君） まず、農業の形態ですけれども、山形村は御存じのとおり畑作が主体でございます。しかも多品目の農業生産地でございます。国が今回、規模拡大を目指していますのは、いわゆる、どちらかというとも米を主体の土地利用方農業。これを1k当たり20から30ですか、すると。これは多分、TPPをにらんで、外国から米が入ってきて、それに太刀打ちできるにはそのくらいないとだめだということで、そんなことを言っています。それから、それ以外の中山間地帯につきましても、10から20というようなことを言っておるわけでございますが、山形村は畑作で、しかも多品目の村でございますので、前からも申し上げていますが、国のそういった目指している方向とはちょっと面積的には無理があるということで、そうは言っても高齢化が進んでおりますので、当然、手放さざるを得ない高齢農家も出てくるわけですが、そういった農地につきましても、できるだけ今担い手というか、認定農業者ということで頑張っている農家の方に集約させていただいて、できるだけ効率のよい農業をしていただくという。山形村としてはそんな方向ということの中で、奨励金につきましても、村独自で今、奨励金を持っております。そんな中で、大分、担い手と、あるいは認定農業者の皆さんに農地の流動化が進んできております。今後もそんな方向で目指していきたいと思っております。

それから、村独自で農業機械の共同購入に対しまして助成制度を持っております。山形村は、御存じのとおりいろいろな品目をつくっていますので、それに合った機械投資が必要なのですけれども、それは個々に買いますとやはり投資が大きくなってしまふということもございまして、21年度から3戸以上ですか。3戸以上集まって農業機械を購入しようとする場合につきましては、村独自で助成制度を設けたわけございまして、これにつきましては、結構、農家の皆さんからご利用いただいております、本年度も結構出てきております。24年度以降につきましても、村独自の農業振興施策ということで、この事業につきましては進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ農家の皆さんも、先ほど議員さん言われたとおり、こういった共同でやるということも、コミュニティーの、農家同士のコミュニティー、あるいは作付体系の情報交換みたいなものにもなると思いますので、積極的にご活用いただきたいというふうに思っております。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） それから、先ほどちょっと触れさせていただきました、女性・高齢者等の活動支援事業ということでは、あまり予算的に反映されているところがちょっと見えなかったものですから、私の方が先般あるセミナーに行って、成功例だけをお話しするつもりはございませんが、北信の方の農業法人さんが、従業員は3名ぐらいらしいのですけれども、ニンクと言っていましたけれども、そういうようなものを作付すると。あれは夏におこして、ずっと冬の間は育つのを待って、また春から夏にかけて収穫するというようなことをやられているようです。そこが生産をして、それからむいて、加工して6次産業化をしているということで、とにかく農業の基盤を安定させなければいけないということで、ここの法人さんは規模的には数千万円ぐらいの規模を上げられているということを書いていらっしゃいます。

それで、また除草作業とか、そういうところで障害のある方にやっていただいたり、それからあと加工のときに皮をむく作業なども、そういう方を使うというか、そういう方にお手伝いいただいてやることによって、多方面で仕事に携わってもらうことができる。それと、草も手作業でやりますから、減農薬にもなりますので、付加価値もつくというようなことをやられている法人さんがありました。

また、この方は中山間地ですから、山形よりも少し、これも北信の方の方でしたけれども、分散している農地があると。その農地を10年ほど前に就農してあちこちから借りてやって、80品目ぐらいの農産物をつくって、それを箱に詰めて産直

をするというようなことで、この方の場合の規模は、ご夫婦と、それからまたそちらの方も障害のある方をパートナーとして時給幾らという形で協力していただいて、年間の収益では二百数十万円と言っておりましたけれども、そういうような事業をされている方がいらっしゃいました。

こういったことからいきますと、やはり農業形態もいろいろな形がありまして、その辺を事業化していくときに、そういう女性だとか、障害のある方だとか、高齢の方だとか、通年を通してできるような仕事をやることによって、いろいろな収益も上がるような事業ができるのではないかなというふうに思いました。

そういったことでは、特に先ほどもあまりこの辺のところの部分では具体的なご回答をいただいておりますので、もしこの辺のところは検討して、ぜひそういったことに村としてもグリーンツーリズムの件、農業観光の件も含めて取り組んでいただくお考えがどんなふうか、今言ったようなことがあるかだけちょっとお聞きしておきたいなと思っております。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 村としても、そういった動きが出てくれば、当然、ご支援はしていくということになるかと思っておりますし、今、6次産業化ということも国の方でかなり言ってきております。なかなか6次産業化といっても、これもこの間もちょっと説明会があったのですけれども、よほど持っていく方向性だとか、計画性をしっかり立てないと、なかなか簡単に6次産業といっても、今結構あちらこちらで、例えばブルーベリーにしても、もう加工だとか、そういったことで既に取り組もうとしているところも結構出てきているようですので、その特徴的なものを持っていかないと、なかなか全国ベースということもございまして、うまく軌道に乗っていかないというようなことも聞いております。

いずれにしても、当然この6次産業化につきましては、そういった動きの中でまたそういう動きが出てくれば、当然、村としても協力していくことはもう当然だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） それから、あと、先ほど新規就農者向けで600万円という予算を計上されておまして、これについては1人当たり150万円で4人分だというふうに理解するわけですが、先ほどのハードルが大分高いようなお話をちょっとお聞きしました。こういうことで、新規就農される方が取り組むことができるという予

算なので、ぜひそれを使って新たに、いろいろな農業経営に乗り出していただければいいのではないかというふうに思うのですが、そのハードルの高さ、もしこれが4人という制約を超えて甲乙つけがたい、5人だとか6人だとか、その内容によってはいらっしまった場合に、村としては補正なり何なりかける。そういうお気持ちはあるのかどうか。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） この国の青年就労交付金でございますけれども、先ほども言いましたように、要綱・要領、まだ決まっていません。それから国の方からしっかりしたことも参ってきておりません。

ただ、言えるのは、先ほどからもお答えしていますが、その給付のもととなる地域農業マスタープラン。これをどうしても作成しないと給付、それが一番の条件になっていますので、村としては今、この地域農業マスタープランを今年度のなるべく早いときまでに策定をするというふうに今取り組んでおります。

それから、青年給付金でございますが、とりあえず4名分もってございます。先ほども言いましたように、これが国の思惑より非常に、全国的に要望というか、人数が非常に多いというようなこともちょっと聞いております。

それで、山形、一番は親元就農というのが多いのですけれども、これが対象になるかどうかは今盛んにちょっと議論しているのですけれども、親元就農で一緒にやる場合は、全部土地も事前に生前一括贈与。もうみんな親から就農者の皆さんへ移さなければいけないという条件が出てきておるようでございます。ちょっとそんな制限も出てきておりますが、とりあえず今4名もってございますけれども、当然、これは4名分は国から来たのを受け入れて4人分に交付するというにしておりますので、それが5人、6人ということになれば、途中で補正ということも当然出てこようかと思っております。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） そういうことで、ぜひまた具体的になったときには、そういう取り組みの前向きな方については、ぜひ村でも考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、私は先ほど再生可能エネルギー。毎回やっている三澤だからまたやるかもしれないと思われているとあれですが、この件については、先ほども小林議員もお聞きしておりますし、また、同僚の議員、質問があるようですので、この件について

は私の方からはそれぞれの議員の方にお任せさせていただいて、またいろいろな面で違うことがありましたら、お聞きしたいと思います。

それでは、1番目の質問は以上です。

議長（神通川清一君） それでは次に三澤一男議員、質問事項2、「村消防団について」質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

2番（三澤一男君） それでは、2番目の村消防団について質問させていただきます。

この質問をさせていただいたら、今朝は上大池の方で火災が発生されたということをお聞きしておりまして、火災に遭われた方は本当にお見舞い申し上げます。それから、出勤された団員の方には感謝申し上げるということで、2番目の質問に入らせていただきます。

村は、消防組織法に基づいて、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着して、住民の安全と安心を守る重要な役割を担う消防団を組織しています。また、「山形村消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例」によって定員・給与等を定めています。

団員は生業を持ちながら「みずからの地域はみずからで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員となります。

それでは、質問させていただきます。

まず第1番目として、村の条例では団員定員は、183人としていますが、管轄省庁、総務省消防庁では、人口当たりの規定等があるのか、現状での充足率はどうなのか、お伺いいたします。

2番目としましては、団員要件は、18歳以上で、当該区域内に居住し、また勤務する者となっていますが、団員募集では規定の人数の確保に苦労しているのが現状のようです。団員には報酬・費用弁償に関する条例で定めがありますが、給与・出勤手当等の他に特例措置ができないかお伺いします。

3番目としまして、村は、男女共同参画社会の推進を進めている中、防火・防災教育・応急手当の普及指導等を行う女性団員の入団を促進する考えがないかお伺いいたします。

以上3点、ご質問させていただきます。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、三澤議員の2つ目の消防団についてのご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます、「団員定員は、人口当たりの規定等があるのか、現状での充足率はどうなっているのか」についてお答えしたいと思います。

三澤議員のおっしゃるとおり、村の消防団の団員定数は183人となっております。平成23年度の実員数は181名で充足率は98.9%であります。平成24年度については条例定数の183人を確保したいと考えております。

管轄省庁である総務省の資料からの抜粋でございますが、国の消防審議会の「消防防災分野における現下の諸課題への対応方策に関する答申」の中では、消防団員の目標数値として総団員数約100万人以上を設定することが適当とされて、現在もその数値達成に向けてあらゆる方策がとられております。人口当たりの規定は現在のところ策定されていないようです。

次に、2番目のご質問でございます「団員には報酬・費用弁償に関する条例で定めがあるが、給与・出勤手当等のほかに特例措置については」ということでございますが、現在、平成24年度の団員につきましては、4分団が団員数を確保していることでございます。各分野の分団の団員数については、内規によって定められているものの、山形村消防団全体として実員数の調整を行っておるところでございます。

団員には、年間報酬、出勤手当のほかに、各分団運営交付金として、年間につき、団員1人当たり3万2,000円を交付しておりますし、小型ポンプ操法大会出場の分団には35万円、ラッパ吹奏大会出場の分団には20万円を別に交付しておるところでございます。

また、分団ごとに各分団の功勞に対して皆勤賞、精勤賞などを授与し、消防活動への意識向上を図るべく工夫を凝らしております。

退職報償金についても、勤続年数2年から階級・年数ごとに支給して労をねぎらっております。

消防団員の確保につきましては、全国的に減少の傾向があり、これに歯止めをかけるべく、さまざまな政策がとられているところでございます。近年、会社員の団員が増える中、村では平成20年度から勤務時間中の消防団への便宜や従業員の入団促進

等、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるのと同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制が一層充実されることを目的といたしまして、「消防団協力事業所表示制度」が創設されまして、山形村におきましては4社が認定されております。

次に3番目のご質問でございます「女性団員の入団を促進する考えがないか」というご質問でございます。現時点においては、条例定数の団員をほぼ確保しているため、女性団員の入団は考えてはおりませんが、三澤議員のおっしゃるとおり、男女共同参画社会の推進、また防火・防災教育の観点から女性団員の入団につきましては、近い将来にはそのことも検討していかねばならないというように考えております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） 定めがないということで、定員数が、私もちょっと村の歴史を見ましたら、50年が186人だったのでしょうか。それで今現在183人ということで、当時より人口が増えているのだけれども、実際の人数は減っていると。

ちなみに、本地区の他市町村、全部を調べたのではないですけれども、筑北村が310人で、朝日村も170人というようなことだものですから、その人口規模を別に言うわけでないのですけれども、そういうことからいくと、ちょっと山形は常備消防の広域の消防署もありますので、そういった意味でなのかもしれないのですけれども、その辺のところへいくと若干少ないのではないかというふうに思いますので、ちょっとその辺だけは、これは条例ですから、当然、その条例に対して充足率はかなりの充足率であるということは確認させていただきます。

それから、女性団員についてお聞きしたのですけれども、他市町村というよりも、いろいろな消防署、庁などが出しているのでは、やはり女性団員としてでなければできないようなことをしてもらっている。例えば、家庭に火災報知器を取りつけというのはもう、これ義務づけは決まっているのですよね。ところが、実際に消防の団員の人がうちに来てこの火災報知器はついてますかという確認というものは、今現状されてないというところだと思うのです。そういうところに、例えば女性団員さんなどがいて、これは例えばですが、本部づけで女性職員さんの1人がその任務を負って各戸ぐるっと回ってもらって、特についていないようなところに対しては、そういうような指導をすとかいうようなことも可能だと思うので、実際にこれは今、私、こういうふうやって聞くのですけれども、義務づけされていて、ついているかどうか

というのはどこか把握しているのですかね。もし、どのような形で把握していればわかれば教えていただければと思うのですけれども。

それから、団員が今のこういう状態で季節の、3月時期に切りかえになるので、3月時期にみんな一生懸命、あそこの子どもがいそいだとかいうので、仲間同士でないとなかなか情報が集まらないというようなことがあって、それでそういうところからしか情報が入手できないというようなところも、団員募集に苦勞する要素だというふうにお聞きしておりますので、その辺のところは村としても協力していただけるような、そんなようなことができないのかどうか。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） いろいろありまして、もし落ちていたらお願いをいたします。

まず女性団員ですけれども、本部づけということで、それぞれ警報器ですかね。そういうもののPRということは、やはり女性からでの目線みたいな、そんな感じのものも必要かと思っておりますので、これからも検討していきたいと思っております。周辺では、朝日村、筑北村はちょっと女性が今、入っておりません状況であります。

それから、火災報知器の数の把握なのですけれども、ちょっと村の方では何%というのは、一昨年ですかね。総合防災訓練の折にアンケートをとりまして、その集計だけでありますので、個々にどのうちがついているか等は、今のところまだ把握できておりません。

それから、消防団員の勧誘の関係なのですけれども、それぞれ各地区に若い人たちの集まり、あるいは推薦人等と集まりがあるわけですから、その中での情報交換等がございますので、それらを含めながらの年度末の人員確保には努めているところでありますので、お願いします。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） 今、総務課長のご答弁いただいているのですけれども、団員はやっぱりもう通年、いつでも募集しているような、例えば村のホームページ、YCS、それから広報。こういったいろいろな媒体があるわけですから、季節のときにだけ募集しているのではなくて、そういった幅広い意味で募集をかけておいた方がいいのではないかというふうに思われます。

それから、近隣には女性団員がいなかったというのですが、波田が松本に合併する

前は3名ほどいたようです。そういった意味で、女性団員の募集の考えはないということなのですが、女性団員もはっぴを着てというのはちょっとあれなので、例えば女性団員になりたいような制服もちょっといい制服でも用意いただいて、安協の方が着ているようなものもありますよね。女性の、いろいろと。そんなようなものも女性団員を募集される場合には考慮されたらどうかなというふうに思います。

それで、今言ったような募集の広報活動についてはどのように考えているかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 三澤議員のことですが、女性団員につきましては、私も本当のことを言うと、あちこち聞いたところが、やはりそれぞれの話の中では、ラッパ吹奏が入りまして、その女性たちは吹奏楽部、高校時代に吹奏楽部に入っていた人だということで、特に頼んできたということを聞いています。それは事実かどうか知りませんが、私があるところで聞いたら、どうやってああいう人たちをあれするのですかと言ったら、高校のときに吹奏楽部で活躍していた人、やはりそういう大会にどんどん勝ち抜いていくには、そういう方策もあるのかなと思ったりしています。

村といたしましては、今、消防詰所をつくっておりますけれども、それぞれ女性のトイレも、先を見越してつけております。設置するようにしてありますので、以前から、下大池分団からそういう声も上がっておりまして、本当に団員確保には幹部の皆さん方すごい苦勞をしているのですよ。それでやっと見つかったよねというようなことで、通年募集するという方法もいいことだと思いますし、確かかなり前からそういうことは検討しておりますので、今後、参考といたしまして、そんな方法も考えていきたいというふうに思っております。

議長（神通川清一君） 三澤一男議員。

2番（三澤一男君） 昨年、ちょうど1年前、3月11日の犠牲者の中には多くの消防団関係者の方がいたとお聞きしております。いつ起こるかわからない災害に地域を守る使命で応募し、活動していただいている団員の皆様の安全と努力に感謝して、本日の私の質問は終わらせていただきます。

議長（神通川清一君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

宮 澤 敏 君

議長（神通川清一君） 次に、質問順位5番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「避難所運営の体験型訓練HUGについて」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

6番（宮澤 敏君） 議席番号6番、宮澤敏です。

今日は大きく分けて5つの事項に、村長にご質問いたします。なお、4番目の質問については、その後の調査により、状況の確認ができましたので、質問は省かせていただきます。

まず、最初の質問事項ですが、避難所運営の体験型訓練HUGについて。HUGは効果的に避難所運営を学べる方法として、開発された体験型訓練で、図上演習とも呼ばれております。

HUGは既に講習会や研修という形では13都府県で238回行われ、体験者は1万人以上にのぼっております。

図上型防災訓練は有効な訓練法として認識されており、東京消防庁では自治体向けに図上型防災訓練マニュアルを作成して公表するとともに、市町村単位での積極的な活用を呼びかけております。

そこで質問いたします。

図上演習で実際の避難所に近い状況を体験して、気づかいや配慮、優先順位等身につけることについてはどのように考えますか。

2点目。阪神、淡路大震災等で実際に起こった事例を使って訓練を行えることについてはどのように考えますか。

3点目。従来のマニュアルは教科書、図上演習は応用力を鍛える訓練といわれているがどう思いますか。

4点目。防災対策としての有効性についてはどう考えますか。

以上4つ、ご答弁願います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員のご質問に対してお答えしたいと思います。

最初のHUGについてお答えしたいと思います。1年前に起こった東日本大震災、

長野県北部地震、昨年6月の松本地震など大きな地震が頻発して起こりまして、また牛伏寺断層の地震確率が30年で25%に倍増したとの京都大学の試算が発表されるなど、地震の脅威が身近に感じられているこのごろでございます。

災害発生による避難者の安全確保、救助、宿泊、食事の提供など避難所に課せられる役割は非常に大きいものと認識しております。

この避難所の運営にあたってはHUGという体験型図上の訓練によりまして、想定される事態についてシミュレーションを行い、練習、訓練することによって地域の問題点、物資の受け入れの方法、居住区の割り当て、食事の配付などを検討し、いざという時に混乱を避け、速やかな避難所運営が図れることができる大変有効な訓練だというように思われます。

次に、2番目のご質問でございますが、17年前に甚大な被害をもたらしたマグニチュード7.3の阪神・淡路大震災は、都市直下型地震で近代都市の脆弱さを露呈した形となり、多くの犠牲者を出し、住宅の倒壊、火災停電、断水、ガス停止など住民の命綱というべきライフラインもストップしてしまうという事態が起こってしまいました。

このような大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災を事例といたしまして、今後の教訓となるべく訓練を行えることは非常に現実的かつ有効なことと考えます。

次に3番目のご質問でございます「従来のマニュアルは教科書、図上演習は応用力を鍛える訓練といわれていますが、どう思いますか」であります。議員のおっしゃるとおり、従来のマニュアルは基本の形として大切なものと考えますが、実際に起こる災害は教科書どおりではないということは、承知のことです。災害が実際の起こった際に、いかに住民の命、財産を守っていくか。また万が一災害があったとしても、その被害を最小限に食い止めるということが大事だと思います。すなわち、減災であります。

大きな災害が発生したとき、住民の皆さんの大切な命、財産は到底、行政の力だけでは守っていけないと想定できますので、図上演習によって1人でも多くの方が、訓練を行うことが望ましいと考えます。

4番目のご質問。防災対策とその有効性についてどう考えるかということですね。これはそうですね。

前段でも申し上げたとおり、災害において被害を最小限に食い止めるには、訓練によって問題点を発見していくことによって、自分自身や家族、また地域を守るために

有効だと考えます。また、地域を守っていくために、自主防災会の組織力アップが必要とも考えております。自主防災会の活動として必要な備品については、購入費の2分の1が村から補助されますので大いにご利用いただければありがたいと思っております。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） それでは、2回目といたしますか、次の質問です。

災害ボランティア、コーディネーター育成事業にも応用でき、住民の防災意識があると言われており、特別な知識がなくてもだれでも参加できると言われております。

また、この図上訓練はいつでもどこでもできるということ。そして、最大の特徴では、参加人数も6人から10人くらいで1つの班となっており、人数に応じて班を増やしてできますので、取り組みやすいのではないかと思います。その点、どのように考えますか。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） 私ども、正直言いまして、しっかりまだ勉強不足で、どんな形で有効にこういうのをさせてもらうか、これから研究させていただきたいと思うのですが、ご指摘のように、かなり有効的に利用させていただく訓練ということは間違いないようでございますので、これから研究をさせていただきながら、より有効な訓練ができるよう務めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） 以上でこの質問は終わります。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に質問事項2「防災会議について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

6番（宮澤 敏君） 防災会議について。今までに発生した震災を通じて防災備品や避難所運営において、女性の視点が欠かせないことが明らかになりました。山形村としては、防災計画を策定する防災会議に女性が参画しておりますか。

2点目としまして、防災会議への女性委員の積極登用や防災部局への女性職員の配置、防災部局と男女共同参画との連携強化など、女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組みが必要であると考えますが、どう思いますか。

以上、ご答弁願います。

議長（神通川清一君） 清沢村長、答弁願います。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 済みません。それでは、2番目のご質問でございます、「防災会議について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問、「防災会議に女性が参画していますか」についてお答えしたいと思います。

現在、山形村防災会議におきましては、女性委員はありません。

次に2番目のご質問でございますが、「女性委員の登用、防災部局への女性職員の配置等女性の意見を防災計画に反映される取り組みが必要と考えますがどう思いますか」でございますが、先ほども宮澤議員からお話ございましたが、宮澤議員おっしゃるとおりでございます。女性の目線での防災計画策定等の取り組みも必要なことだと考えております。今後、女性委員の登用も検討してまいりたいと存じます。

女性委員の登用については、山形村防災会議条例の中でも村長が指名する職員として女性職員を登用することが可能と考えます。

防災部局への女性職員の配置につきましては、限られた職員数による組織編成の中で、防災担当課の中において女性の意見を取り入れていければというように考えておるところでございます。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） 今ご答弁いただきましたので、これはこんな形でもうどうでしょうかということで、答弁は要りません。避難所運営に女性を配置することについて、授乳室や男女別の更衣室の確保、トイレの配慮など、女性の力が必要と考えます。災害時の緊急物資の中で、女性や子ども、高齢者、そして障害者に配慮した物資の備蓄についても女性の視点が欠かせないと思います。そして、防災会議にできれば3割くらいの、以上の女性委員を登用することを提案といえますか、したいと思います。

以上で防災会議についての質問は終わります。

議長（神通川清一君） それでは、宮澤敏議員。次に質問事項3「脳卒中対策のチラシ作成について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

6番（宮澤 敏君） 脳卒中対策のチラシ作成について。最近、脳卒中急性期治療の

進歩、特に、血管に詰まった血栓を溶かす血栓溶解法により、発症早期の専門的治療によって後遺症を減らすことができるようになりました。

その恩恵を受けるには、発症2時間以内に専門的治療のできる病院で受診しなければなりません。

この発症早期の専門的治療をより多くの方が受けられるためには、一般市民の方々が脳卒中の症状を知り、一刻も早く専門病院で受診していただかなければなりません。

そこで質問いたします。脳卒中で命を落とさないために、予防十か条と病気の症状や特徴と松本管内の急性期専門病院が記載されたチラシを作成して配布していただくことは可能でしょうか。

各家庭で目につく場所に貼っていただき、早期受診に活用できればと思いますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。終わりますというか、1回目の質問を終わります。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、3番目のご質問、「脳卒中対策のチラシ作成について」のご質問にお答えしたいと思います。

先般、厚生省が発表されました2010年の都道府県別の「年齢調整死亡率」調査で、長野県の死亡率が、男女とも全国最低となったと報道されました。

三大死因といえますと、長野県では、「がん」と「心疾患」の死亡率は全国平均を大幅に下回ったということのようでございます。ただ、「脳血管疾患」は全国平均を上回っているようでございます。

宮澤議員が申されるように、松本地域管内の脳卒中の急性期専門病院は4医療機関あるようでございます。脳卒中に関する知識の普及啓発の面から、チラシの配付につきましては、配付に向けて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） このチラシの活用については、緊急時に役立つだけでなく、死亡原因の3番目に多い脳卒中にならないための予防対策が記載しているということと、少し体調が変調だと感じたときに、すぐにそのチラシの裏面に症状も記載されておりますので、早期に医師に診断していただけるのではないかと思います。

また、事例ですけれども、救急隊員が病院へ患者さんを連れていったときに、手遅れだとよい治療をしても間に合わないというふうに先生から言われたということで、非常に早く行動することがどれほど大事なことかというふうに述べていたということでございます。

また、壁等に張っておけば、いざというときに探す必要もないので、即対応ができるということで、早期発見と迅速な判断によって、介護予防と医療費の抑制につながると思いますが、どのように考えますか。

これで、この答えをいただいたら、この質問は終了します。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 脳血管症につきましては、実は平成20年1月1日から3月31日までの、今、これが一番最新の数字なのですが、山形村の脳血管症というのが、実は非常に高い率でございます。その年の年間の死亡者数を10月1日の人口で割った数字に1,000を掛けた、いわゆるそういう指標があるのですが、その指標でいいますと非常に高く、334という指標になっております。ちなみに同じ県下でも、長野県の場合、長野県全体の平均ですと、158.2という数字です。非常に高い数字になっております。保健衛生の部局といたしましても、やはり食生活や運動等の生活習慣の改善。こういったものが欠かせないということで、生活習慣病予防対策も含めた中でこういったチラシ等は前向きに検討して、少しでもこういった予防になればということで、早急に検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に質問事項5、「防災対策について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

6番（宮澤 敏君） 防災対策について。震災時における村の避難施設の構造物の耐震化は終了しているようですが、照明器具やガラス等の落下が懸念されております。これらの非構造物に対する対策についてはどのように考えているかお聞きいたします。

2点目。国の24年度予算の中に非構造物の耐震化が盛り込まれておりますが、活用して推進していく考えはありますか。

3点目。もしあるとした場合、どのくらいの事業ができそうでしょうか。対象の非構造物はどのようなものをお考えしておりますか。

以上3つ、ご答弁願います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員の5番目の防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

多くの公共施設は、地震などの災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たす重要な施設でございます。そのため公共施設内の安全確保は極めて重要であると認識されております。建物の構造体の耐震化を進めるのと平行いたしまして、非構造部材の耐震化も重要課題と位置づけられ、その促進は大きな課題となっております。

非構造部材とは、具体的に申し上げますと天井、照明器具、窓・ガラス、書棚、外装材・内装材などを指しております。

山形村の平成24年度当初予算におきましては、「小学校」のガラス窓の飛散防止フィルムの設置と体育館照明耐震補強の事業や、「山形村図書館」の落下防止用の安全安心シートの経費を予算計上いたしました。

また、平成26年度には、「農業者トレーニングセンター研修棟」の耐震補強や天井改修などの事業を計画しております。

子どもたちを守る学校施設などを中心に公共施設の非構造部材については、日ごろから安全点検、維持管理に注意を払うということが重要でございまして、万一の場合に備えて、国の動向を十分に注視しながら、機動的に対応することが必要であろうかと思っております。国の緊急防災・減災事業につきまして検討・活用しながら、計画的に耐震化を進めるようにしたいと考えております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） 非構造物の中に緊急物資の備蓄倉庫というのが入っていると思っておりますけれども、倉庫でなくても緊急物資を置く場所というか、確保する場所ということだと思っておりますが、こういった備蓄の倉庫といいますか、そういったものはつくる考えはありますか。今は計画にはないと思うのですけれども。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 各区に防災会を立ち上げたおりに防災倉庫というものがございまして、そこへ備蓄、あるいは備品等を入れておりますので、ああいう倉庫は耐

震化になっているかと思えます。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） 積極的に進めていただいておりますので、これもいざというときのための、あそこへ行けば何でも間に合うという村民の安心安全のためにも、整備の方を急いで整備していただきたいというふうに思います。

以上でこの質問は終わります。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に質問事項6、「瀬戸物用ビニール袋について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

6番（宮澤 敏君） 瀬戸物やガラスビン等を入れて出す緑色のビニール袋について、年配の方より重くて大変なので半分の大きさの袋をつくっていただけないかという要望がありますが、どのように考えるかお聞きいたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 宮澤議員の6番目のご質問、「瀬戸物用ビニール袋について」のご質問にお答えしたいと思います。

半分の大きさのビニール袋の要望があるかどうかという考えでございますが、今まで、宮澤議員さんのおっしゃられるような要望の声もあえてなかったため、不燃用の袋につきましては、現在のところ1種類のみでございます。容量の小さな袋の要望の声が多ければ、作成も考えられます。今後、環境整備委員会、あるいは、分別出前講座などを通じまして、村民の皆さんの声を聞くなどして、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） 袋が大きいと、どうしてもある程度、たまってから出したいというふうに考えてしまうと思いますが、プラスチックのごみ袋ですね。ごみの収集を月1回から2回に増やしていただいたということで、村民の皆様大変喜んでおります。

実は、このもうちょっと小さい袋というのは、村民の皆さんのニーズでございまして、かなり多くの方から話は来ております。

また一方、他の市町村の例をとるわけではないのですが、半分の袋をやはりつくったところ、人気が高くて、利用者も大きい袋よりかむしろ小さい方が好まれているといったことも聞いておりますので、高齢者、障害者が重たい袋を持って転んでけがをしてというようなことよりは、大きいものをやめてしまうということではありませんので、両方つくっていただければ、非常に喜ばれるのではないかというふうに思いますので、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

この答弁をいただけますか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 新年度に入りまして、担当課と話し合いをしまして、どういう、いつごろになるかあれですけれども、できるだけ早い段階に検討会を開いて、何とかそういうニーズが多ければやっていかなければいけないというふうに思っています。他の市村か市町村か、また私どもに教えていただければ、そののところもお聞きしながら、また検討の材料としてやりたいと思いますので、お願いしたいと思います。

議長（神通川清一君） 宮澤敏議員。

6番（宮澤 敏君） ありがとうございます。以上で私の質問はすべて終わります。

議長（神通川清一君） 以上で宮澤敏議員の質問は終了しました。

上 条 浩 堂 君

議長（神通川清一君） 次に、質問順位6番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「村長の政治姿勢を問う」について質問してください。

上条浩堂議員。

（ 1 0 番 上 条 浩 堂 君 登 壇 ）

10番（上条浩堂君） 議席番号10番、上条浩堂であります。

それでは、最初の「村長の政治姿勢を問う」を質問いたします。

清沢村政の2期7年間が終わり、今期の最終年を迎えようとしております。

そこでこの時点までの総括としまして、村長が当初公約なされた7項目について質問いたします。

村長ご自身の自己評価としまして、達成されたとお思いのものはどれなのか、達成までとはいかないが現在進行中のもの、また最終年でなし遂げようとしているものはどれか。何らかの事情にて断念したもの、こんなふうに分けて説明をお願いしたいと思います。

念のためその7項目、確認させてもらいます。

- 1、行政改革を推進し、足腰の強い自治体を押し進める。
- 2、人と自然が調和した安心、安全な村づくりを押し進める。
- 3、子供たちが健やかに、心豊かな人に成長するための、子育て支援と教育環境の充実を図る。
- 4、高齢者や障害のある人が安心して生活できる福祉の村を目指す。
- 5、地域のコミュニティーづくりを推進し、交流と連携によって発展し続ける村をつくる。
- 6、男女共同参画社会への一層の努力をする。
- 7、産業の活性化を強力に推進する。

以上で当初のご公約は間違いはないと思いますがいかがでしょうか。今定例議会に示されました施政方針と絡ませて答弁をお願いしたいと思います。

なお、午前中、竹野議員より私と大変似通った同様の質問があり、答弁されたわけですが、なるべくかぶったところは省いて簡便に願いたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、上条議員より村長の政治姿勢についてのご質問に対してご答弁申し上げたいと思います。

私は心が通う活力ある村づくりを基本理念にいたしまして、7本の施策の柱を掲げまして、34項目についての詳細内容について、当初、公約いたしました。私自身は評価するという事は、どうしても甘くなってしまうと思いますが、こんな機会に、上条議員より厳しいご指摘を受けていただければありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、ご質問の達成されたと思うものは、この34項目中の30項目であります。達成までいかなくとも、現在進行中のものはでございますが、34項目中の3項目でございます。何らかの事情にて断念したものはということは、34項目上1項目でございます。

その1項目というのは、エコマネー、地域通貨制度の導入によって地域活性化を図りたいという項目でございます。これはどうも最初飛び込んで社会福祉協議会の事務局へ話したところが、いや、これはいい考えですねということでございましたけれど

も、どうもその後どうなっているかということで聞いたところが、ちょっと今のところ難しいということと、それと、あと商工会の方も声をかけた経緯がございます。商工会の方も、ちょっと手が足りないというようなことで、どうもこれは、この1項目は断念せざるを得ないのではないかとこのように思っております。

まず、その1番の行政改革での未完成項目でございます。2番目に挙げました「民間委託や費用対効果を踏まえた行政改革を推進し」、までは達成しておりますが、民間度チェック制を導入の提案が今壁にぶつかっております。本村には監査委員さんや議会で十分チェックできるのではないかとこのご意見がございまして、この民間度チェック制導入については、ちょっと今のところ壁にぶつかっているところでございますが、なお、継続して推進してまいればありがたいなというふうに思っております。

それから、3番目にあります職員の勤務評価制度については進行中でございますが、その中に昇格試験制度についてということでございますが、この昇格試験というのが民間ではもう当たり前のことなのですが、この役場職員、地方公務員に関しては、昇格試験制度についてはなかなか難しいかなというように、私は経験の中から思っております。

先ほど竹野議員のときにも申し上げましたが、本村におきましては、バブル期の後半のときもあつたし、バブル期のときもあつたこともありまして、斜め一挙に採用したというようなこともございまして、スタート時点は同じ能力でスタートしておりますが、やはり年数を重ねてくると能力の差というものが出てくるのではないかとこの。また、仕事の面でもやる気のある職員、また自分の生活を、性格にもよりますけれども、また職場にもよりますけれども、なかなかそういうことを見極めるための昇格試験というのは大事だと思ったのですけれども、これは難しいかなというように今思っております。

それから、2番目の、人と自然が調和した安心安全の村づくりの項目におきまして、常会単位の危機管理体制でございますけれども、これは防災会の管理傘下としていただきまして、このたびの支え合いマップの策定にできるものですから、急速にこの体制が整うのではないかとこのことで、私の任期までには何とかなるのではないかとこのように私は期待しているところでございます。

以上が私の評価でございます。評価のほかに1つ1つもし説明した方がいいと言いますと、私の方でやりますけれども、ただ、時間がかかるとお思いますので、ご質問にお答えするような形でやった方がいいと思しますので、一応、3枚原稿を用意してお

りますけれども、ご質問に対してお答えしたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） それでは、項目別にお聞きしますので、よろしく申し上げます。

サービス低下にならないように、職員のスリム化。これに関してはいかがでしょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 平成16年末でございますが、職員が91名おられました。それで、平成23年度末でございますが、83人でございます。現在、8名の職員が減っております。

ちなみに、平成16年末には村の人口8,500人でしたが、平成23年末には8,800人ということでございまして、約300人人口が増加しております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 次の質問に移ります。先ほど職員の勤務評定のことをお聞きしましたけれども、これは給料に反映させるための勤務評定。こんなふうを考えてよろしいのでしょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） そのとおりであります。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 先ほど落とされましたけれども、行政改革の、行政の効率化のために民間の人材登用。これに関してはいかがでございましょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 民間からの登用は何人かしております。例えば、図書館ですね。図書館の司書だとか、ふれあいの館の放課後児童対策の館長だとか、お年寄りである保育園のじいちゃん先生とかいう方等でございます。今ちょっとぱっと思いつきませんけれども、今、私の頭でさっと出るのはそのくらいでございます。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） それでは、次に西部3カ町村と連携ということで考えられたのですけれども、これは波田が合併、既にしてしまっていて大変難しいと思うのですけれども、こういう人的交流というか、こういうものはいかがお考えかお聞きしたいと思

います。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） これは既に実施しております。過去において盛んにやっております。ほとんど保育園の保育士の皆さん方、松本広域へ行ったり、波田にも行きましたし、実は今年も朝日との交流を職員がしようということでありましたけれども、もろもろの都合がございましてちょっとできませんでしたが、過去においては塩尻市とも交流しておりますし、また塩尻市の職員が山形へ来て一緒に仕事をしたりというようなことは、一時、非常に盛んに行われましたが、今のところ私どもの職員精いっぱいぎりぎりで行っている状況でありますのであれですが、今後そういうのはまたやっていきたいというようには思っております。

もう1つは、県庁の方へ職員が出向したり、また県からも来ていただいたりという、そういう交流は盛んにやっております。やった経緯がございます。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） それで十分でございます。

次に、常会単位の危機管理体制についてお聞きするわけですが、この今年度の施政方針の中でも、地域支援マップ。これのことを申されましたが、これの完成の、いつ完成するかその予定。それからまた配付予定。これをお伺いしたいと思います。なぜかといいますと、自主防災会においても準備期間がある程度必要で、計画を立てるにもあまり間際につくられても、今年もう既に間に合わなくなってしまうのではないかと思いますので、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） ほぼ完成間近ということ、報告を受けております。約800人ぐらいの対象ということでございまして、今その本人に了承を得ている、了解を得てもらおうか、その作業に入っているというご報告をいただいております。

既に画面の方では、一応マル秘でございますけれども、一応、計画をしているというようなことを、報告を受けております。詳しいことはまた。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 支援マップにつきましては、県からお金をいただきながら、23年度中には完成をするということですが、1つ誤解を招いてはいけないのですけれども、要援護者につきましては、村長が言ったとおり約800人入っております。今後は、一応、地区の民生委員さん。あと、区の防災会のメンバーですかね。

こういった、いわゆる支援者と思われる方についても、今入力しております。このマップ自体を全戸に配付というわけではないので、このマップは村の中で図面化もできますし、画面でも見られると。これをベースにして、各地区防災会がどういふふうを活用するかというのは今後になります。今言った同意というのはこれからの作業です。ですので、例えば、地区防災会で支援者、援護者、こういう方々を個人の方が地区防災会で活用していいよという同意をいただければ、そういったところについては公表をしていくという形になりますので、とりあえずベースができたというふうにご理解をいただいた方がいいのかなと思いますので、これを今度いかに充実させていくかということが、行政と地区防災会と一体となった上で、よりよいものにしていくというふうにしていかなければいけないのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 私自身もちょっと一部誤解していて、大変申しわけなかったのでありますけれども、個人情報ということがありますので、そういう方針、結構だと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきますが。新エネルギーにつきましては、小林議員、三澤議員、この辺で答弁あったのですけれども、村単で何か考えているかということはちょっと答弁が足りなかったのですが、これはまた同僚議員が後でまたしっかりやると思えますので、これは省きまして、一般家庭ごみのダイエット、20%目標というのはいかがでございましょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） これは目標でございまして、山形村で1人で出す1日のごみの量が当初は930グラムでございました。現在、今820ぐらいということですが、これは業務系も入れての820グラムでございましてけれども、個人の家庭、この村の家庭の単位、3人家族の場合は530グラムまで落ちておりますので、これはクリアしていると思えます。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 了解いたしました。それでは次に移ります。

子育て終了母親たちによる子育てボランティアの育成支援。これはいかがでございましたか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） そこに書いてあるように、仮称でございます、これはファミリーサポートという形の中で私ども考えていたものですから、当初のときはこういうことは全然なかった。意味から言うと全然違うかもしれないですけども、そんな形でご理解いただければありがたいと思います。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 了解しました。それでは次。

少年少女スポーツ奨励。これに関してですけれども、先ほど施設に関してはちょっとまだなし遂げ足りないという答弁も前日、議員の答弁にあったわけですが、これも合わせまして、競技を通して礼儀と思いやりのある心を育てる。これは、目標は非常に崇高なのですけれども、いかがでございましたでしょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 私どもといたしましては、青少年の健全なる育成のために、スポーツの奨励は一生懸命しているわけでございまして、大会に出る、国体に出る場合は、それなりの寸志といいますか、お祝い金だとかというのも出しておりますし、また、その反省会においても、それぞれの、大した金額ではございませんけれども、出したり。それだとか、あと練習場のある程度の免除とか、それだとか、いろいろな面でバックアップは支えているということは事実であります。特に剣道部におきましては、剣道クラブにおきましては、旧青海町の交流を夏の暑い年に行ったり来たりして、今年山形に来たときは山形が青海町へ行ったりという、そういう交流の中でいろいろな友好が芽生えておりますし、そのスポーツ団体の中で礼儀だとか作法だとか、いろいろな社会教育がはぐくまれていると、培われているというように私は思っております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 了解いたしました。それでは次の項目。

学校の防犯マニュアルですね。これと通勤時間帯との交通安全。これを両方絡めて答弁願います。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） この防犯マニュアルは小学校で私どもの言う前にもう既にできておりました。それと、あと子どもたちの交通安全につきましては、御存じのとおり、小学校の東側にあります車歩分離信号ですね。それを設置、平成18年。あれから20年かな。そこの通学道路のところに信号機を取りつけたり、それと2.4キロ

メートルの新田松本線のところに歩道を拡幅いたしまして、これを東側に２メートル
75の車歩道が完成いたしました。あと本当のわずかなところでまだ完成しておりま
せんけれども、これによって交通、子どもたちの安全安心は完璧とは言えませんが
ども、かなりよくなったのではないかと私は思っております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） ありがとうございます。次の項目、障害のある人たちが自立
するための職場斡旋、紹介などを積極的に支援とありますが、これは障害児教育の教
育。これと合わせてどのようになさってきたか、ご答弁願いたいと思います。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 心身障害者の介護慰労金だとか、心身障害者、その子どもの輸
送とか、障害者地域支援並びに相談支援事業を行っております。これは委託ござい
ます。そのようなことや、いろいろな面でバックアップしているわけでありまして、
そのほかにもいろいろの面では、家族の介護の、これは障害児だけではなくて高齢者
も含みますが、家族の介護の支援の扶助支援制度だとか、それから御存じのとおり、
成年後見人制度。これは去年、梓川にできまして、山形、それから松本市と一緒にな
りまして、できあがったといいますか、支所ができたわけであります。

そんなところだとか、ほかに障害を持たれた方には緊急通報システムの支援だとか、
これも全般的なあれですが、火災報知器の設置だとか、配食サービス等も高齢者に関
しては、福祉の関係で充実しているのではないかというように思っております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） なかなか障害の方々に職場斡旋ということは難しいのですけ
れども、この山形の周りにもNPOのそういう自立支援、斡旋していただく職場もあ
るわけですけれども、ぜひ積極的に推し進めていただきたい。

次に、エコマネーは村長、断念なさったとおっしゃいますが、当初、これに対して
は非常な期待も大きかったものですから、本当に残念に思っております。

次に、男女共同参画のことですけれども、今年度の「開村以来初めての女性区長さ
ん」という、このくだりがあったわけですけれども、残念ながらこれは地区住民さん
の選出で、村の選出ではないわけで、これはちょっと今、この時期に言いにくいかも
しれませんが、課の見直しもあって、課長さんが数名、今までよりか増えるわけ
ですが、女性課長の期待をしてよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） いずれは、新年度はちょっとその対象とする女性はおりません。我々は差別することなく、ちゃんと過去においても女性の課長も輩出しておりますし、今後とも積極的に推進してまいりたいというように思っております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） これはある調査なのですけれども、この男女共同参画のなかなか推進できない理由の1つに、女性側にもやはり問題があるのではないかと思うのです。あるアンケートでは、半数近くが管理職を希望しないと女性側がおっしゃっている。その理由が、「長時間労働が大変」、また「訓練や経験不足」、こういうことを女性側がおっしゃってしまうのですよね。もう1つ、出産や育児がどうしても管理職になってしまうと長時間労働を強いられて、育児などに両立ができないと。こんなことなのでしょうか。

しかし、これは村長が男女共同参画とおっしゃる、その進まない1つに、こんなことが原因してしまっているのかなと思うのですけれども、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 上条議員のご指摘のとおり、過去においてそういう方もおられました。なかなか家庭の事情だとか、いろいろ体調等もあったり、さっき申されたように、ハードな管理職には自信がないということをおっしゃられた職員もございます。確かにそういうことはあると思いますが、今、時代とともに女性も同等にといいますか、同じに活動する、活躍する場が今あちこちで設けられておりますし、またそれぞれの制度も設けてありますので、積極的に女性も登用してまいりたいと思っております。

ちなみに、きのう、おとといかな。保育園の保護者会の総会に出席させていただきました。ところが、びっくりしたのは役員全員が女性でありました。本部の会長から副会長から、会計から、それから区の保護者会長ということで、やはり女性がこれだけの勢いなら大丈夫かなと。そんな、何となく私も山形村も大分以前とは変わったなというような感じを受けたわけでございまして、これは私の政策でも何でもなく、時代の流れというものもかなりあるものでございまして、決して村長が男女共同参画社会について一生懸命推奨しているということではなくて、時代の流れとともにそういう形になったと私は理解しておりますし、解釈しております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 答弁ありがとうございました。これは最後になりますけれども、産業の活性化について、本年度、リフォームに対して助成事業を起こされて、これは非常にありがたい制度だな、これを活用して少しでも村の中に活性化、戻ればありがたいと思って評価大でございます。

この産業の活性化の中で、清水寺や唐沢そば集落、そして村の特産であるナガイモ、リンゴ、ブルーベリー。こういうスポット観光からセットで売り込む山形らしさの新しい観光ルート。これを観光協会を通じて少しやられているのですけれども、これの今後のより発展と申しますか、進捗。どのようにお考えかお聞きしたいと思います。議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 実はこの企画を以前にスカイランドきよみずでやったことがございます。割合とそんなに難しいあれではなくて、山形村へ来ていろいろの思い出をつくっていく都会の皆さん方、それからこの近隣の市町村の皆さん方。非常にそれぞれ喜んでいただいて、帰りには道祖神めぐりをしたり、清水寺の案内をしたり、その後、唐沢へ来ておそばを食べていただいたり。それから、あれは小学校のグラウンドというか中庭ですね。以前よりは大分、今荒れていますけれども、県下一の庭園ということも表彰されたことが過去においてありますし、この小学校の中庭というのは大変貴重なあれだものですから、そこを見たり。鷹の窪公園へ行ったり、村を見れば、観光資源は何もないではないかと言われますけれども、そうではなくて、やはり観光というものは、私はある程度つくられものであって、「と、言われていました」というような形の中で、馬頭観音なども、事実、この馬頭観音、この小さな村にこんなにたくさんあるのは珍しいということで、先ほどのに戻りますけれども、竹野議員が指摘いたしました文化財の穴観音。穴観音が、あれは話によると、渡来人、要するに、中国大陸から来た馬の世話をするというか、馬の技術を持った、子どもをませたり、それから育てる技術を持った人の最高位の人のお墓ではないかという説もでございます。ですから、当時から山形村は、奈良時代は山形村が、今は車で有名な豊田、豊田市が有名ですが、奈良時代のころはこの山形村からの出る馬が非常に駿馬であったということでございます。戦争中のときも、山形村から和田まで馬の列がつながったという話をお年寄りの人たちから聞いたことがございます。それほど山形のそういう、見つければいろいろな昔からの伝統、それからそういうほかのところに誇れるものが結構観光資源としてあるものですから、そういうものをツールといたしまして、今後観光にも力を入れたらどうだろうかということで、過去においてもやったり、農業体験も

しながら都会の子どもと交流したこともございますし、これをまた復活していったらどうかというように私は考えております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 公約からの質問は以上で終わりました、今年の施政方針の中から1点だけお聞きしますけれども、子育て支援と環境づくり。この中の妊婦健診事業。これの内容の中に、最近よくほかの自治体でやられている白血病ウイルスの有無を調べる健診。これが入っておりますかどうか、お答え願います。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 入っていないと思うのですが、そう私はちょっと記憶をしております。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 本年度入っていないそうですけれども、なるべく早い段階にこんなものも取り入れて、できれば助成もお願いしたいなと思うわけですが。

以上で、この1回目の質問は終了です。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、次に質問事項2「高齢者見守りサービス」について質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

10番（上条浩堂君） 2番目の質問。高齢者見守りサービスについて質問いたします。

独居や日中だけひとりとなる高齢者の方々がだんだん増えて、今後増加の一途であると考えられます。高齢者を抱える家族の方々が、安心して仕事に打ちこめられるように、見守りサービスが求められています。

例えばIT機器を活用し、テレビや電子レンジ等の家電の使用状況を察知するセンサーを取りつけ、その使用した時間が家族やケアマネジャー、自治体の担当者の携帯電話に電子メールで届くサービスがあります。

ほかにも、最近では各種の見守りサービスが登場してきていまして、新聞配達員など、人による見守りもあるそうです。

地域包括支援センターとかが窓口になり、見守りサービスのノウハウ提供をしてはいただけないでしょうか。

以上、質問いたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、上条議員の2番目のご質問、高齢者見守りサービスについてのご質問にお答えしたいと思います。

上条議員が申されますように、センサーによりテレビや電子レンジ、ポットの使用状況を家族にメールで届けるシステムはあるようでございます。

また、電気から生活があるかどうかを検地しまして、普段意識をしなくても、いつも見守りができるという器具等もあるようです。

地域包括支援センターといたしましては、高齢者の方の総合相談窓口ですので、ご相談があれば、情報を提供させていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 今のご答弁ですと、積極的にまだ取り組むとは受けとめられなかったのですけれども、家電メーカーのシステムとして、そういう家電のセンサーだけではなくて、例えばトイレですか。トイレの扉、あるいは冷蔵庫の扉、これの開閉状況を見地してメールに送る。当然、冷蔵庫を1日開けなかった、あるいはトイレの扉が1日開けなかった。これは異常事態として緊急メールが送信されるそうで、こんなのがあれば、本当にこういう高齢者を抱えているご家族は、安心して仕事に打ち込めると言うものですから、もっと積極的にこういうサービスがあるよというのを、住民にアピールしていただきたいと。自分はこう思うわけです。

もう一つ、これは昨年10月6日付の「市民タイムス」の記事なのですけれども、安曇野市。これはその社会福祉協議会なのですけれども、これは人による対策ですね。1人暮らしの高齢者や障害者に日常的に声をかけ、異変があったら市の社協に連絡する役割を担う社協福祉員を市内全域に配置すると。こんなことが盛り込まれたそうでございますけれども、人による見守り。こんなものが結構有効ではないかなと思うわけですけれども、今後こういうサービスを積極的に住民に広げていただくお考えはございませんでしょうか。お聞きします。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 担当課としては、当然、ご相談には積極的に対応していきたいというふうに思います。過去にも数件、実は問い合わせがございました。こ

れにつきましては、言われたように、生命なのか、安心なのかという、パターンによってやっぱり変わってくるのかなというふうに思います。

それと、安曇野市で、多分あの安曇野市の社協が実施している安心コールというものかと思えますけれども、村としてもやっぱりこんな仕組みというものが、村独自ののか、山形の社協がいいのか別といたしましても、やはりこういったものは当然、必要になってくるかなというふうに思います。

ますます、例えば1人暮らしだとか、やはり日常1人しかいなくなったりという状況がうかがえる中では、そういう相談も今後、当然増えてくるのかなというふうに思いますので、今後やはり地域包括といたしましては、積極的に当然、取り組んでいくべき問題ですし、後期高齢者の中の、介護保険の系統の中でも、やはりそういったネットワークづくり。こういったものが将来的には当然、必要になってくるのかなというふうに考えておりますので、より一層、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） このIT機器を使用するには、もちろん契約しなければいけない。個人契約の場合、費用負担が初期費用で、これはあるメーカーのですけども、2万1,000円かかる。月ごとに5,000円弱かかるわけで、今すぐとは申しませんが、これに対する助成みたいな、補助金みたいなものも今後考えていただきたいと思いたいです。今すぐということではないのですけれども、一応、考えに置いておいていただきたい。

以上申し上げて、この質問終わります。ありがとうございました。

議長（神通川清一君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。3時15分まで休憩します。

休憩。

（午後 3時03分）

議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時15分）

議長（神通川清一君）　ここでお諮りします。本日の会議時間を、一般質問終了までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君）　ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

それでは、会議を再開します。

大 月 民 夫 君

議長（神通川清一君）　質問順位7番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「大災害時の危機管理」について質問してください。

大月民夫議員。

（12番 大月民夫君 登壇）

12番（大月民夫君）　議席ナンバー12番、大月民夫です。それでは、持ち時間の範囲内でよろしく願いいたします。

昨年の3月定例議会の最終日、締めくくりの全員協議会を会議室で開催中でした。2度にわたる長い時間の不気味な揺れに一同騒然とした記憶は、今も鮮明に脳裏に焼きついております。

東日本大震災発生から1年が経過いたしました。この間、被災地の復旧・復興への義援金拠出の支援や、現地まで出向き復旧活動に携っていただいたり、数多くの村民や各種団体が自発的に取り組まれた支援活動には、心より敬意を称したいと思います。

今後も被災地のニーズに即した支援は、国力を挙げて取り組み、1日でも早く被災地に活力と希望がよみがえる復興をなし遂げることを期待します。

また、この機に、いつ発生するか予想困難な「大災害」に対し、山形村の危機管理の検証は必須であります。

災害発生時、村民一人ひとりが、どのように行動すればよいかの周知が十分されているかを考えると、不安感はぬぐえません。国内の過去の事例では、事態の展開を予想することが困難で、対応は状況の後追いの対応となり、救えた尊い命を失うケースが残念ながら多いと言われております。

次世代も見据えながら、現状の「自主防災会」を礎に、一歩ずつ「危機管理システム」の肉づけをしながら、グレードアップする観点から、今回は「自主防災における、

第一遭難場所のとりえ方」並びに「要援護者支援体制」の2つの切り口に絞って、行政執行サイドのご意向をお伺いしたいと思います。

それでは、まず1点目、自主防災会における第一避難所のとりえ方についてであります。

被害状況の把握と安否確認を行い、近隣における支援をする「共助」が速やかに展開するためには、まずは「第一避難所」への集結が欠かせません。

しかし、「第一避難所」が不明確な村民が多数おられる現状を、何としても打破する必要があります。そのためには、自主防災会組織の母体が「連絡班」になっている。この原点の見直しが必要と考えます。

連絡班と自主防災会の組織づくりを切り離し、山形村に居住する世帯並びに事業所は、必ず自主防災会に組織させる。このことを村として定義づける指針を提言申し上げ、次の質問をいたします。

まず1点目でございます。自主防災の、今申し上げた定義づけについて。山形村民はすべて「自主防災会」に組織される定義づけについての所見をお伺いしたいと思います。

2点目でございます。第一避難所マップの作成。現状未加入世帯は、近隣の避難所に所属いただく。集合住宅居住村民は、独自に避難所を設定するか、もしくは近隣の避難所を使用する。

上記を設定後、「山形村自主防災会・第一避難所マップ」を作成し、全世帯配付をして周知を図る。

新しく転入される世帯、並びに新設集合住宅に関しては、転入並びに新設当初に定義をご理解いただく。

以上、提言に対する所見をお伺いしたいと思います。

3点目でございます。応急処置・常備品の第一避難所への配備。応急的な措置が敏速に講じられるように、止血剤・消毒液・包帯・ばんそうこう等々の配備を行政サイドとして実施の検討をお願いしたいと思います。

このことに関する見解をお伺いします。

続きまして、2つ目の切り口、要援護者支援体制につきまして質問いたします。

平成23年度9月定例会の補正予算で採択された、地域支え合い体制づくり事業補助金による「支え合いマップ」の進捗状況と、マップの活用についてお伺いいたします。

1点目の質問、「支え合いマップ」の進捗状況をお聞かせくださいということで申し上げますが、先ほど、上条浩堂議員の再質問の中にこの辺が含まれておりました。もし新たな条項がありましたら、教えていただきたいと思います。

2番目として、要援護者の情報開示の方針は、俗に「関係機関共有方式」、もしくは「要援護者の同意方式」をどのように区分いたしますか。使い分けする場合は基準をどのように設定するかお伺いします。

3点目でございます。平常時から福祉関係部局を中心とした横断組織として、「災害時要援護者救助班」を設けて、情報の伝達・管理体制や、安否確認・避難誘導など、一連の指揮・命令系統を明確にしておくことが必要といわれております。

山形村としては、新規作成の「支援マップ」を有効にリンクさせ、「社会福祉協議会」、「民生委員会」、そして「自主防災会」など、関連機関の行動指針（ガイドライン）づくりを、どのように推進されるのかお伺いします。

以上「危機管理」に関する、2つの切り口の質問をさせていただきました。

昨年9月定例会で「自主防災会」に関する論議をさせていただきましたが、その際には「各地区の自主防災会の特徴を生かした活動に期待し、最大限の支援をする」との見解を述べられ、行政が後方支援的な印象を私は受けました。

今回の質問は、各地区の自主防災会ではハードルが高過ぎ困難な事項をお伺いしました。日ごろより災害に限らず「共助」の精神がなお一層村民に育まれるためにも、行政が先陣を切って「山形村自主防災会」をグレードアップする意気込みを大いに期待しまして、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、大月議員からのご質問に対してお答えしたいと思います。「大災害時の危機管理」についてでございます。

自主防災会に於ける第一避難所のとらえ方について、最初のご質問でございますが、「自主防災会の定義づけについて」についてお答えいたします。

自主防災組織は、自発的に自分や自分の家族、自分の村、自分たちの隣人を守り合うための組織であります。しかし、実際には自発的な防災組織ができないため、各区に呼びかけ、また区は連絡班をベースとした自主防災の組織としていることが実情となっており、現時点での、連絡班単位の見直しはなかなか難しいのかなというように

思っております。また、会員につきましては、その区内に住んでいる個人も法人も含んだ全員が加入参加するものとの認識をしております。自発的に参加することはもちろんでございますが、まずは、1人でも多くの住民が防災への関心や意識を高めることが大切であると思っております。

そして、昨年3月11日に発生した東日本大震災においても、この組織の必要性が改めて確認されております。この大震災を教訓に、多くの住民の皆さんが危機管理について考えられたことと思っております。

今後、村といたしましても、自主防災会と協力しながら村民の自主防災組織への参加意識を高めるほか、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化を考えていきたいと思っております。

次に、2番目のご質問でございます、「第一避難所マップ作成」でございますが、保健福祉課で進めている「地域支援マップ作成事業」の中で、公共施設や消火栓、避難所など各種の表示設定ができておりますので、応用しながら活用をし、村内の避難場所がわかるマップを作成していきたいと思っております。

また、避難場所につきましては、各区の自主防災会で、再考していただき、全住民に周知していきたいと思っております。

転入される方については、役場の窓口で配付し、また、未加入世帯の集合住宅等につきましては、各自主防災会で訪問し、参加も含め説明をお願いしていただきたいというように思っております。

次に3番目のご質問「応急処置・常備品の第一避難所への配置」でございます。応急手当用医療品については、各自主防災会設置時において、配備した防災資機材の中に備えており、災害多人数用救急箱50人用の止血帯、ガーゼ、三角巾などが含まれております。

有効期限は特に定められてはおりません。保管につきましては、各自主防災会にお願いしております。また、応急手当用医療品もそうでございますが、現在の資機材を認識していただき、不足しているものや新たに必要なものがあれば、自主防災組織防災資機材整備事業で計画的に整備をしていただきたいというように思っております。

要援護者支援体制について、最初のご質問でございます、「支え合いマップ」の進捗状況でございますが、おおむね完成をしております。

次に2番目のご質問、「要援護者の情報開示の方針は、基準をどのように設定するのか」であります。災害時要援護者の情報につきましては、一般的には3つの方法

がございます。

1つ目としましては、「関係機関共有方式」です。これは、村の個人情報保護条例におきまして、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する無要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織等に関係機関の間で共有する方式でございます。

2つ目といたしましては、「手上げ方式」でございます。これは、要援護者を登録することによりまして、支援する制度について広報等で周知した後、自ら要援護者名簿への登録を希望した者の情報を収集する方式でございます。

3つ目でございますが、「同意方式」でございます。これは、防災関係部局、それから福祉関係部局、自主防災組織等が要援護者本人から直接的に働きかけまして、必要な情報を収集する方式でございます。

それぞれメリット、デメリットがあるわけですが、基本的には3つ目に申し上げました「同意方式」でと考えておるところでございます。

次に3番目のご質問の「社会福祉協議会」「民生児童委員協議会」「自主防災会」等関連機関の行動指針づくりについてでございますが、山形村では、平成22年3月に災害時の要援護者に関する情報を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を策定しておく必要があるため、山形村の災害時要援護者避難支援プランとして、災害時要援護者避難支援対策の基本的な考え方を示した全体計画と、個別計画を作成しております。

「支援マップ」を基盤として、関係機関と連携を密にしてより実用的な体制になるよう推進していきたいというように思っております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） お伺いした事項、一応、漏れなく今ご答弁いただきました。逐一、さらにちょっと詳細につきましてお伺いしてまいりたいと思います。

一応、自主防災会の定義づけについて、私の思いとはちょっと違うご答弁ということで、非常に残念ではあります。そこで、国で定める災害対策基本法というのがあるのですが、ちょっとそれを私、見てみた感じでは、一応こんな内容で、ちょっと紹介させていただきます。

まず、市町村の責務を示す第5条には、市町村は防災に対する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務がある。さらに、第5条2項には、自主防災組織の充実に図り、市町村の有するすべての機能を十分発揮するよう努めなくてはならないとたわれております。

さらに、この後続く第7条では、「市町村に居住する住民の責務」という文言がございます。そこには、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災会に参加し、防災活動に寄与するよう努めなければならないと定められております。

自主防災会加入は、何かお話を聞いていると、あくまでもやはりゆるやかな義務、できたらという、どうしてもそういう観点が払拭できないような今のご答弁で、私は印象を受けました。できましたら、ゆるやかな義務といった取り扱いから、行政側より指揮命令の強い指針を発揮するべきだと、どうしても私は考えるのですが、いま一度、その辺の村長、お考えはどうでしょうか。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） 確かに大月議員の申されるように、これはある程度、もう義務的な、責務といえますか、義務的といえますか、形で参加してもらおうような。ちょうどタイミング的にはいいと思うのですけれども、やはりいろいろの観点から、あまり強力に要請するということが無理ではないかというご意見もあるものですから、ぜひ私ども、私の考え自体は、こんな機会だから、説明して責務とした中で協力してもらおうと。協力してもらおうというか、個人、その本人たちの生命にかかわることですから、かなり強力な要請であっていいように思っておりますが、よそとの、近隣の市村とも連絡をとりながら、村も強力に推し進めたいというように思っております。本当に今タイミングを逃すと、またもとに戻ってしまうのではないかとこのように私なりに思っております。今こそそのチャンスである。チャンスというか、いい機会であるというように私は思っております。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君）ある意味では、私も本当の義務づけがいいかどうかというのはわかりませんが、去年の、私の地元の下竹田区の総合防災訓練の会議のときに、ある連絡班の班長さんが区長に質問したわけです。そのときに、うちの連絡班に未加入の世帯があるのだけれども、その防災会のときに声をかけなくていいのですかという問いかけをしたのですが、やはり区長、区の役員も迷った揚げ句、本当はそうすべきだろうけれども、掌握もできていないから、今回は連絡班に入っている方だけにし

てください。私はそのとき非常にさみしい思いがしたわけですがけれども。

これ以上論議もしてもいけないと思うのですがけれども、集合住宅。要するに、アパート世帯。ああいった皆さんのオーナー会議というのですかね。ああいったものは定期的に開かれているかどうか。その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） オーナー様の村内の方、また他の市町村の方もおりますので、今のところオーナー会議というのは、開催はございません。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） ちょっと避難所マップの方に入りますけれども、山形村は今日まで長年にわたり、命を脅かすような致命的な自然災害は免れてきております。非常にありがたい立地条件ではありますが、山形村は大丈夫だという安心感に浸ってしまうと、いざというときの危機対応意識がそぐわれ、ただ右往左往するだけという危険性を危惧します。第一避難所マップを各世帯で屋内に掲示し、もし大災害が発生したら、まず家族全員の安否を確認し、その上で第一避難所に集合し、救助の活動を展開する。そんなものが私は基本原則かなと思います。

全村民が共有して、毎年行われる防災訓練で確認し合う。そんな意味も込めて、あのマップの作成の早期取り組みをお願いしたいと思うのですが、先ほど村長、その辺はある意味では前向きという答弁と私は判断したのですが、やはり問題になるのは、各連絡班の未加入というのは、また各区でそれなりに努力すれば突破口というのは幾らかあると思うのですが、やはり集合住宅の皆さんというのは、なかなか私、難しい面があるのですが、やはりオーナー会議なり何かで、せめてこの皆さんはどこに避難する。そのくらいのことは早急に決めてもらってこのマップに反映したいという強い希望があるので、その辺のお考えをお聞きます。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） 先ほどご答弁申し上げたかもしれませんが、第一避難所の集合場所等につきましては、再度見直しをいたしまして、そしてまた集合場所マップ等につきましても、新年度ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

同時に、やはり集合住宅の皆さん、やはり基本的には先ほども申し上げたとおり、この防災会を前向きに発展させるには、どうしてもやはり連絡班の組織というのが今までの取り組みから言えば無視できないわけがございますので、そういう立場からすれば、そこら辺を重点で考えていきたいと思っておりますが、ご心配のやはり集合住宅

等の問題もございますので、これまた新年度になりましたら、ぜひそういうオーナーの皆さんにお集まりいただきながら、そしてそこら辺の要請、あるいは緊急的なそういう災害に対するところの意識合わせをするような会議を設けていきたいと考えております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） それでは、続きまして最初の切り口の、最後の常備品の配置の考え方なのですが、確か各区に防災倉庫等設けてそれなりの対応はしているのは承知はしております。ただ、本当にいつ起きるかわからないのですが、何か災害があってけが人がその常会で、地区で集まってきた場合、もう即対応するというのは、やはり小さい単位である程度のものは用意しておきたいなという思いがあります。避難所ごとに、本当に何が必要かというのは、私もあまり専門的な知識がないものでわかりませんが、最低限必要なもの。そんなものを備えるというのは、長い目で検討、この辺も検討項目に入れていただきたいと思います。

防災会議等があると思いますけれども、また区長さんなどのご意向も聞きながら、継続して論議はいただきたいと思いますのですが、とにかくにも村で防災会議、自主防災会は全員入るものだという旗揚げをしてもらわないと、どうしても区の区長さん筆頭に、皆さん頑張っているのですけれども、どうしても限界がある。その辺だけは私、強く申し上げておきたいと思います。

それでは、2つ目の方の「支え合いマップ」、要援護者の方ですけれども、先ほど、基本的には本人の同意方式が基本で進むという話なのですが、やはり個人情報の保護の条例、もちろんこれは十分承知はしているのですが、個人情報保護条例の中で、情報を目的外使用、第三者提供が可能とされる規定、先ほど村長申されたのですが、この条項というのは、なぜこれが認められるかというのは、本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められたときどうたわれております。十分、この条項は私、使えると思います。これは、いざ緊急時に即対応というのは、なかなか私は難しいという判断をいたします。やはり平常時からこういった問題、どこまで公表するかというのはいろいろ問題あるかと思いますが、できるだけ小さい範囲でもいいのですけれども、関係機関、その辺はもう平常時から私は共有しないともったいないと思うのですけれども、この辺の基本的な考え方、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） マップにつきましては、今まで踏み切れなかったというのが、個人情報というのがあるかと思います。行政機関が持っている部分には、個人情報云々は私は関係ないというふうに思いますので、今現在持っている要援護者につきましては、いわゆる本人から同意を得てマップに落としたわけではございません。こちらの情報としてすべて持っているとおっしゃっているのは、多分、関係機関にという話だと思っておりますが、行政の関係機関については、多分、情報提供はできるかと思いますが、それ以外の防災会という部分になりますと、今言った法律の解釈のとおりでいいのですが、やはり後々問題が出る可能性がある。緊急事態につきましては、情報提供は開示をしていく。この条項を使って開示をしていくのですが、平常時につきましては、先ほども言った土台ができましたので、より安全に、クレームが出ないようにするには、やはり手挙げ方式とか、もしくは申告方式とか、そういった方式で開示していいよというものについては、行政以外の防災会には提示をしていきたいと思いますが、それ以外のものについては、ちょっと今のところちょっとトラブルがあるのかなという懸念がありますので、慎重に対応したいというふうに思っております。

いずれにしても、これにつきましては、防災会にやるということではなくて、行政側も積極的に、やはりそういうものができたからということでPRをしながら、様式を定めて今後の取り組みかというふうに思いますので、これから一步一步やはり段階を踏みながら、慎重に対応していきたいと思っております。

何度も言っしつこくなるようですが、緊急の際には、基本的にはもう開示をしていきたいというふうには考えております。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） 緊急時の対応ということで、その辺はわかりました。ただ、その前段の準備段階というのも、私は非常に大事なかなと思います。理想としたら、私、関連機関共有方式というのを活用して、要援護者情報を共有し、その後、同意方式により本人からさらに詳細な情報を収集して、避難支援の個別プランを策定していくことが危機管理の面で、本当に要援護者にとっても、並びに支援者にとっても安心感が増すと思います。

先ほど、村長の答弁の中で、個別プランもというご答弁ありましたが、その辺もあのマップの作成と同時に進行されていくのかどうか、いま一度、しつこくて悪

いのですが、お聞きします。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 個別プランというのは、多分こちらで言っているプランと大月議員さんが言っているプランはちょっと違うかというふうに思います。

平成22年に決めました個別プランというのは、いわゆる要援護者への個別プラン契約等で、いわゆる登録をする。そういったいわゆる申請書というプランでございますので、実際の対応がどうかということではないかというふうに思います。

やはり今の段階では、今の個人情報の、それだけを読むと確かに公的には何ら問題はないかと思うのですが、今の段階では、私どもはちょっと慎重に対応せざるを得ないと。私はここしかちょっと言えない部分がありますが、慎重にやはり対応していかなければいけないのかなというふうに思います。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） それでは、これで答弁結構です。まとめた発言をさせていただきますけれども、この支援マップが完成するこの期に、本当に要援護者に対する、何かあったときに、例えば社会福祉協議会はこうするのだ、民生委員の人はどう動くのだ、自主防災会は何をどうするのか。その辺を本当にわかりやすい、そんな周知が図れるような体制をできるだけ早くつくるような形を要望して、この質問は終わらせていただきます。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員、次に質問事項2「子ども医療費の助成について」質問してください。

大月民夫議員。

（12番 大月民夫君 登壇）

12番（大月民夫君） それでは、子ども医療費の助成について質問いたします。

国立社会保障・人口問題研究所による、日本の将来推計人口は、現状の1億2,800万人から、35年後には1億人を割り込み、約50年後には8,600万人になるとの推計結果が先般発表されました。

少子化対策の国策ビジョンが残念ながら明確に示されない今日、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てのしやすい環境をつくり出すには、各市町村自治体の双肩に託されていると言わざるを得ません。

村長の「施政方針」で、中学生までの医療費無料化の継続推進をうたわれております。将来に向けて、助成枠拡大を含めて山形村子育て支援のビジョンをお伺いいたし

ます。

質問の1点目でございます。県の助成制度は、都道府県によってさまざまですが、長野県の現行制度、入院の場合、小学校3年まで。通院は就学前までを、さらに拡大いただく要請を、地域の声として他市町村と連携して発信する必要性を感じますが、ご意向をお聞かせください。

2番目としまして、長野県77市町村のうち、18歳もしくは高校卒業まで入院・通院ともに助成を行っている町村は、近隣の生坂村、松川村を初め、私、通告書では11町村と申し上げましたが、ご助言をいただく中で、最新の調査結果では19町村と、長野県のうち約25%に達しているようでございます。山形村も助成制度のさらなる拡大の村民期待に応えるべく、財政状況をかんがみ、早期実現の検討を希望しますが、ご所見をお聞かせください。

3番目に、助成制度の運用について伺います。現状は、申請による「償還支払方式」と思われますが、可能であれば自動給付の「現物給付方式」が望まれます。現物給付方式採用の可否と、困難な場合は障害となる事項をお聞かせいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問といたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、大月議員の2つ目のご質問でございます「子ども医療費助成について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます「長野県の現行制度をさらに拡大するよう、他の市町村と連携して要請する必要性を感じているが」とのご質問でございますが、長野県では、小学校就学前、小学校1年生から3年生の入院のみ及び障害者等の医療費に対しまして、長野県の単独事業として実施をしております。他の県におきましては、15歳年度末までの通院・入院の医療費まで対象としている県もあるようです。長野県におきましても、対象年齢を少しでも引き上げ、補助対象とするよう働きかけをしていきたいと思えます。

次に2番目の「山形村の子ども医療費のさらなる拡大を」とのご質問であります。平成23年度におきまして、子ども医療費の助成を、小学生までとなっておりますが、中学生まで拡大をして、村単独の事業として実施をしております。

財政状況等ございますが、今しばらくは現状のまま実施していきたいというように思っております。

次に3番目の「現物給付方式が望まれるが」とのご質問であります。現段階では村単独で現物給付方式にするということは、システム変更等費用的な面からも難しいものと思われるわけでございます。

また、国保会計の調整交付金及び療養給付費負担金算定におきましても、現物給付方式にいたしますと、調整交付金、療養給付費負担金が減額されて算定されてしまいます。このような面から現段階におきましては、難しいかなというように思っているところでございます。

以上であります。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） 県への拡大枠を増やすという要請は今後も続けていっていただけるという、今、お話を承ったわけですが、ここで児童の医療にかかわる自己負担の取り扱い。国際比較をこの場でしてもどうかと思うのですけれども、ちょっとお時間をいただいて申し上げますけれども、俗に先進国と称されるドイツ、フランス、イギリス、イタリア、カナダ、スウェーデン。これはどの国も通院・入院にかかわらず、一切の費用は国の負担。個人負担は無料のようであります。

また、フランス、イギリス、イタリア、カナダに至っては、子どもだけではなく、成人も含めてすべて国庫負担で補っているようです。

そんな中で、先進国のアメリカだけは、親の加入する民間保険制度の活用を前面に打ち出し、公的医療助成はほとんどないようであります。民間保険会社に配慮した、アメリカらしい方針とも思われますが、本当にこの場で国際の論議をするのは場違いかと思いますが、日本もアメリカと同様の歩調で医療費の助成は、国としては一切出さないという。すべて地方自治の自主性に任せているという実情には、一抹のさみしさ、あえて言うと憤りを感じるわけですが。

本当の近隣市町村等も含めて、とりあえず県にもうちょっと何とかしてもらいたいという要請は引き続きお願いしたいと思っております。

それで、現物給付の方だけちょっともう少し伺いして質問を終わりますけれども、今も村長申し上げたとおり、本当は現物給付方式というのは、患者にとっては一時立てかえも必要なく、手続の手間も省けて最も理想であります。山形村が現場給付方式で助成すると、国は国民健康保険、医療費など、国庫負担金を減額するという、本

当に奇妙な制度があるわけでありませう。現物給付方式にすると、医療機関に受診する患者が増えることへの危機感を抱いているとしか、本当に私は思えないのですけれども、現物給付方式の検討をいただくとともに、厳しい財政状況の中で、次世代の子どもたちを託すために頑張っている市町村の足を引っ張るような、そんな国庫負担減額処置を撤廃するような声を上げていく必要があると思うのですけれども、そんなお考えはございますでしょうか。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 議員さんが言われますように、現物給付は、こういう立場で変な言葉を使ってはいけないのですが、国がやはりある一定のルールを設けております。その1つの理由として、結果的には、償還払いと現物給付は、負担額はイコールになりますけれども、現物給付の方が安易に医療にかかるというふうに見られております。ですから、現物給付にするとある一定の減額措置があるということです。

もう1つ、現物給付が単独でできるのは、やはりそれに対するシステムは単独で持たなければいけないということがありますので、某県では現物給付をしている県があるようです。一番影響するのが、国民健康保険です。前にも担当の方からもお話があったと思うのですが、保険者、山形村の負担金の約34%ぐらいが国の負担金という形で来るわけですけれども、この算定基礎から現物給付にしますと、除外されるというふうになっております。ですので、そういった面でいきましたら、厳しい国保財政の中、今言った背景を考えますと、村の単独というのは、とてもではないが、今の段階では、担当者としては考えられないと。ただ、言われた相対として、こういったものに制裁措置が、制裁という言い方はあれですね。そういうルールがあるというふうについては、村としてもこういったものは除外をして、より受けやすい方法にしていこうというふうには言えると思うのですが、裏にはやはり簡単にかかってしまうという懸念も払拭できないということも現実にはあろうかというふうに思います。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） 実情はよくわかりました。現物給付方式をやる場合は、やはり長野県全体的なレベルで考えなければいけないかなと、確かに私も思います。ただ、今、課長がおっしゃったとおり、やっている県もございますので、その辺の情報なども得ながら、何とか少子化対策と言いますか、子育ての支援。そういった意味では、私も含めて、全員で全力を尽くすという。そんな思いを最後にお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（神通川清一君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

柴 橋 潔 君

議長（神通川清一君） 次に、質問順位 8 番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項 1 「村民税等の滞納について」質問してください。

柴橋潔議員。

（ 8 番 柴橋 潔君 登壇 ）

8 番（柴橋 潔君） 議席ナンバー 8 番、柴橋潔です。

それでは、今回は 3 つの質問をさせていただきます。

まず、第 1 番目といたしまして、村民税等の滞納についてです。毎年度、滞納額が増加していて 2 3 年 2 月現在の繰り越し分 1 億 1,149 万円、現年分約 4,000 万円で、合計で 1 億 5,000 万円を超える額になっております。

この額は 2 4 年度予算案ですが、3 7 億円の 4 % に相当し、また 2 2 年度決算一般会計で 281 万円ほど、国保会計で 266 万円の不納欠損となっております。納税の義務と公平性の観点からどんな考えをお持ちか、今後どのような対策をお持ちかお伺いしたいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（ 村長 清沢實視君 登壇 ）

村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員からの出されております村民税等の滞納整理についてのご質問にお答えしたいと思います。

村民税や固定資産税、国保税の滞納額は、滞納繰越分で 1 億円を越えております。滞納の解消につきましては、職員による滞納整理のほか、昨年 6 月より県の滞納整理機構にもお願いいたしまして、徴収をしているところでございます。

しかしながら、昨今の経済情勢による所得の減少や生活状況によりまして、今までに課税された税金を納められない滞納者も多く発生しております。

村では、滞納者との折衝や相談などを積極的に行っておりますが、なかなか解消にはなりません。今後も更に努力し滞納解消に努めてまいりたいというように思っております。

また、昨年末におきましては、税務係員と組んで管理職以上による滞納整理を、寒

風吹きすさぶ中を実施しまして、村税、水道料等で約148万円の徴収を行いました。

なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定によりまして、時効や今後どのようにしてでも、どうしてもなお不納欠損については、地方税法の規定によりまして、今後どのようにしても納税が見込まれない住所の不明者だとか、差押によって財産等の換価がない者などについて行ってまいりたいというように思っております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 不納欠損の取り扱いであります。数種類ある税で、2年から5年の時効があります。時効に至るまでの間、どのような手だてをしてきたか。消滅時効となった、また件数、金額など、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

議長（神通川清一君） 青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） それでは、お答えいたします。今、ご質問のとおり、それぞれ滞納処分につきましては、地方税法に定められているいろいろな方法の中で、特に消滅時効につきましては、それではしたいと思えます。

それでは、昨年度、22年度決算におきましての状況であります。一般会計における村税の関係ですけれども、これにつきましては、時効は全部で28件であります。これは個人の村民税、あるいは固定資産税、軽自動車税であります。また、国保税におきましても、時効は9件であります。

ただ、納税のご通知をそれぞれ出した後、納期というものがそれに定まるわけですけれども、納期に納まらない場合につきましては、まず督促を出させていただきます。これは、言い返せば時効の中断という形になるわけですけれども、督促、催促、あるいはいろいろな形で時効の中断による書類がございます。こういったものを出した中で、時効の中断をかけなければ、かけてそれぞれ過去の税金について、滞納の整理を行っているというわけですけれども、5年以上たっても、どうしても納税者がこれを納められる能力がない。こういったものについては、もう既にこの時点で不納欠損の中におさめてやるものであります。

御存じのとおり、納税の義務はあります。しかし、納税者についても健康で文化的な生活を営む権利を有するという、この2つがそれぞれ相反する内容でありますけれども、本来であれば、例えば前年の所得に応じて、翌年にかかるそれぞれの税金については払っていただくのが大原則であります。しかし、もろもろの事情によってどうしても払えない。なおかつ、それを財産、あるいは税金を払うことによってその方の

生活ができないというような状態までは、これはもっていくわけにはいきませんので、先ほどの話のとおり、不納欠損による、いわゆる滞納処分。それぞれ即時の欠損、あるいは3年の時間、あるいは時効消滅。これらをもって過去のものを清算する形で不納欠損を行わせていただいております。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 今の時効の続きですけれども、下水道料金の時効が5年ということから、水道料金の時効も2年から5年に置きかえられることになりましたが、水道料金に関しては、債務者と言いますか、利用者からの、5年がたちましたよ、2年がたちましたよという中の、「時効の援用」という言葉ですけれども、意思表示がないと時効が成立しないということになっているのですが、この解釈はどのようになりますか。

また、時効全般に通じることですが、普通の催促は時効の中断になりますか。2点お願いします。

議長（神通川清一君） 青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） 税関係と、今、料の関係で若干実は解釈の違いがございます。まず、税の場合でありますと、これは地方税法の適用で通常5年。料というものになりましたら通常2年でありますけれども、今回の改正というようなことで5年というような話がありましたけれども、本来、この時効の中断をするにあたりまして、その徴収権をさらに継続するような形のできるものでありますけれども、例えば納入に関する告知。内容的にはいろいろあるかと思えます。あるいは督促、交付要求。催告、差し押さえ、あるいは承認。こういったような内容のもので、それぞれ一概にこういう形ですよということは今ちょっと申し上げられませんが、以下、申し上げたような事項について、内容の書かれたものをまず納税義務者、あるいは納入義務者について通知を差し上げるということによって時効の中断がなされるものであります。

ちょっと上下水道料の今回の5年ということにつきましては、ちょっとこちらではお答えできませんけれども……。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） それでは、県地方税滞納整理機構というのが昨年6月に発足いたしました。我が村においてもこれに参加したわけですが、村の引き受け分が3件ということで、800万円分を移管したところですが、1月までの7カ月で負担金として

5万円。1件当たり16万6000円。3件分ということで50万円近い拠出をしたわけですが、2万5,000円の滞納処理しかできておりません。ほかの市町村でも徴収率は12～15%ぐらいということなのですが、山形の場合、特別難しいものをお願いしたというようなこともあるかもしれませんが、徴収率が0.31%というような低い数字で終わっております。始まったばかりで、これからどういうふうになっていくのかわからないところですが、この期待度と申しますか、村としてこの滞納整理機構にどのような期待を寄せているのか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

議長（神通川清一君） 青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） 滞納整理機構は昨年6月から実際に徴収をそれぞれ開始しております。村から移管するものにつきましても、当初年度ということでして、比較的滞納額の多い方。そして難しい方。この辺を順位的な形の中で行っております。もちろん中には金額が多くてもわずかずつ入れていただいている方。いわゆる分納誓約等によって何らかの形で納入がされている方は除外をさせていただいて、それ以外の比較的、こちらで言っても納入していただけないような、そういった方を順位的に今回3件という形でありまして、現在のところ、2万5,000円ほどの徴収がこちら返ってきております。

滞納整理機構全体につきましては、今言ったように、かなりの収納があるわけですが、山形村の案件につきましては、かなり難しい収納の方ではないかという状況がうかがわれるということでもあります。

今後につきましても、さらに同じような件数割合でお願いするわけですが、滞納整理機構の担当職員も、松本に駐在する方で、1人当たり大体20件から30件くらいを受け持っておるようです。そんな中で徴収をお願いしている中ですので、なかなか集められない状態がまだまだあるのではないかなというふうに聞いております。以上です。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 滞納額を少しでも減らしていくということが大変重要なことだと思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、あまり追い詰めるようなこと、基本的人権にさわるようなことは決してできることではないことはわかります。本当に困っていて、払うことができない人と、払えるのに払わないというような悪質と言われるような人の見極めというものが、はたして非常に大事だと思うわけですが、けれども、これからそういう悪質な場合などは強制的な措置も、先ほど村長の返事の

中にもありましたが、とっていく場面もあると思いますが、どんなふうやっていくのかということもお聞きしたいと思いますし、また、最近、松川村で差し押さえ物件の競売がされたということで、賦課に対して幾らの回収ができたかということまでは報道されておりませんが、我が村でもこのようなことが今までにあったのか、今後どういうふうにしていくのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） ちょっといろいろあったのですべてお答えできるか。もし足りなかったら、またお願いしたいと思いますけれども。

まず、差し押さえの関係であります。今まで山形村では差し押さえをした物件についての、例えば公売だとか、インターネットでやるような。ああいうことまでは実はまだしておりませんが、今後は考えていかなければならないことではないかと思っております。

それから、お金がなくて払えない状態なのか、あるいはあっても払えない状態なのかという、この納税の関係でありますけれども、こちらでも実は、先ほど村長答弁のとおり、鋭意努力する中で、常に納税者との折衝、相談を最重点で置いております。というのは、やはり訪問して納めてくださいというだけではなくて、来庁していただきながら、今どういう状態ですかとか、ちょっと突っ込んだ話までお聞きをした中で、いわゆる納税に向けて滞納を解消するような、ちょっと大げさに言うと生活相談。実はこういったことまでさせていただいております。そのことによってご本人さんの払う意思があるのか。あるいは、財産を処分してまでも何とかやりたいのか。あるいはほかに方法がないとか、そういったことまでそれぞれ親身になって相談をした中で、滞納の解消に向けてやっております。

そんなわけで、今後もこれらの形を重点的に続けながら、それぞれ解消に向けた方向としたいというふうに考えております。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 1回目の質問はこれで結構でございます。

議長（神通川清一君） それでは、次に質問事項2「電力不足による影響について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

8番（柴橋 潔君） それでは、2番目の質問です。電力不足による影響についてと

いうことをお願いします。

今年3月26日には、東電の柏崎刈羽原発6号機が、4月下旬に北海道泊原発3号機が定期検査に入り、国内の全原発が停止することになりました。再稼働の見通しもない事態となっております。夏場が猛暑ならピーク時9.2%の不足が生じ、電力供給は綱渡りの状態になると報じられております。

幸い中部電力には発電電力に余裕があって他社への融通支援をしている状態であり、管内での大規模な停電は起こらないものと見られておりますが、出力、火力発電所の出力ですが、限界近くまで上げての発電でありますし、ちょっとした事故でも起きると人口密度の低い、田舎みたくなところは切り捨てられるというようなことも考えられます。100%の安心はない状態であると思われま。ライフラインの確保を始め、住民の暮らしに密着した電気にかかわる事項について村として検討していくことが急務と思いますが、どのようにお考えがありますか、伺いたいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員の2つ目のご質問に対してお答えしたいと思います。「電力不足による影響について」でございます。

まず、電気につきましては、公益事業者である「電力会社」が安全かつ安定的に電気を供給することが一番の基本であると思っております。電力会社にあらゆる場面を想定して、電力不足に陥らないような供給体制の確保と構築を望むところではあります。その上に立ちましても、電力需給の逼迫が懸念されるような場合は、今年の夏場のように、国民、企業等日本全体で、節電、省エネルギー等には協力して行かなければならないと考えます。

また、節電、省エネルギー運動は、原発事故が発生する以前から、地球温暖化防止という観点から叫ばれていたことでもございます。電力の不足にかかわらず、将来にわたりまして、日本全体で継続して取り組んでいくことが必要であろうかというように思っております。

このような背景ありまして、既存電力の不足をカバーしましたり、新たな電力を生み出すものといったしましては、太陽光発電や小水力発電といった自然エネルギー・再生可能エネルギーへの関心が非常に高まってきているわけでございます。

いずれにいたしましても、電気は、国民生活に一番直結する、最たるものでありま

す。村民の安心・安全を確保する観点から、電気に関する事項につきましては検討してまいりたいというように思っております。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 昨年、3月の大震災による原発事故、東京の一部の区等で計画停電が実施されました。停電は村の行政とは関係ないところで起きるものであります。今までに村として電気がとまるというようなことは、想定すらしなかったところであると思います。常日ごろ何気なく当たり前に使っているわけですが、停電時、村民生活で何が一番困るか。村としてどんな手だてができるか。また、水の確保は。下水道は使えるのか。最低の生命線だけは考えておかなければならないとは思いますが、いかなるものでしょうか。厳寒時の停電等の場合、まずこの場合は凍結防止帯が使えないため、水道水を流しっぱなしになることが予想されます。大量の水が下水処理場に流入します。二度ほど見学させていただきましたが、高出力のモーターが多く駆動して施設を運転しています。この装置のバックアップ電源となると簡単なものではないと思いますが、想定したことはありますか。庁舎においても、停電時、バックアップの電源の自家発電装置が有効に機能できないと、まず電話が代表電話程度しか使えなくなりますし、また、パソコン、電算の関係もYCSもサイレンも使えなくなります。かなりのダメージを受けると思われますが、危機管理は自然災害ばかりではないと思います。一度、洗い直すいいチャンスだと思いますが、どのようにお考えか、再度、お聞きいたしたいと思います。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 庁舎関係、あるいはYCSの関係になりますけれども、YCSの施設につきましては、やはり定期的に、本年も無停電装置を新たに更新をいたしまして非常時に備えておりますし、庁舎につきましては、西側の倉庫の角に自家発電が準備されておまして、これも業者によりましての、毎月の点検を行っております。

その他、トレセン等につきましても、バックアップの無停電装置もありますし、自家発電もあります。

それから、下水につきましては、それぞれ下水の担当の方でポンプアップ用の非常用自家発電機は設定をしておりますので、それぞれ対応はできるかと思っております。

ちょっと下水処理場の方。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 下水道の処理場でございますが、処理場につきましても、一応、自家発電はございます。ただ、今、議員さんが言われたように、長時間止まるというようなことまで、なかなか実際想定していないものですから、そこら辺は今後の課題ということで、担当課ではあらゆる場面を想定したものにつきましては、きちんとした対応ができるように検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、停電ということですが、各家庭でも、もちろんでございますけれども、非常の場合は常日ごろ申しておりますが、電気がなくても携帯ラジオ、あるいは懐中電灯等々は自衛手段として備蓄なり、備えていただくということが基本になりますので、各家庭には、当然ですが、そういう非常の場合の対応というものも、各家庭におきましても、準備していただくようお願いしたいというふうに思っております。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） それでは、3番目の質問に入ります。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、次に質問事項3「一村一自然エネルギーについて」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

8番（柴橋 潔君） 先ほどからこの関係した質問が2人から出されておりますので、同じような内容になってしまいますので、通告書の朗読を省かせていただいて、1点だけ質問させていただきます。

自然エネルギーに関してですけれども、あちらこちらの自治体や団体、個人が再生可能エネルギーへの取り組みが報じられておりますが、我が村の立地では小水力発電のたぐいはかなり難しいと思っておりますが、太陽光発電ならば、全村どこでも可能なものと思われれます。ただ、遊休農地利用のメガソーラーみたいなものは、農地法から見て不可能であると思っておりますが、飯田で始まりました「おひさまファンド」というようなものは、今、松本にもそういう会社ができ動いております。そういったようなところを導入して、庁舎の屋根、トレセン体育館の屋根、大変広い面積を持っておりますので、初期投資ゼロというような特典を生かして、自然エネルギー取り組みの第一歩として検討していったらどうか。どんなお考えがあるか、お伺いしたいと思いません。

それともう1つですけれども、民間の会社に公共建物の一部を貸すということは、ちょっと記憶、どこの中学校だったか、どこかの中学校の屋根でちょっと問題になっ

たようなこともあるのですけれども、そういうものが何か障害とか問題になるのかという2点をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） メガソーラーの件だと思いますけれども、皆さん方、農業新聞をお取りになっている方がおられると思います。先月、2月22日付の全国農業新聞のところに、1面のトップに載っております。鹿野農水大臣が法案を国家に提案したというニュースであります。

これは、耕作放棄地の17万ヘクタール。17万ヘクタールというのはすごいですね。大体全国で40万ヘクタールあたりが耕作放棄地、遊休荒廃農地だということでありまして、そのうちの17万ヘクタールということですが、それを利用して。というのは、今まで農地法によって完全にそういう耕作放棄地をそんなことをやるということは、規制に縛られてできないということになっておりましたけれども、今国会でそれは審議されて、耕作放棄地をそのメガソーラーで埋め尽くそうという提案でありました。

現在、全国にある耕作放棄地はちょうど埼玉県の実績だそうでございます。そのうちの17ですから、そういう莫大な広いところにそのメガソーラーをやるという計画でありまして、これは国の大きなプロジェクトということで、そういう話も出てきておりますし、そして現在やっているのは、先ほど申し上げておりますように、県・国が主体ということでやっている小水力発電だとか太陽光発電でありまして、また、各自治体でやるには、はっきり阿部知事も申しておりますが、自治体と、それとNPO法人だとか、それだとか民間企業とか、そういうところとタイアップしてやっていくべきであろうかと。小さな自治体はそのメガソーラー的なものをそろえるということは、設置するということは、大変な経費がかかるわけでありまして、その辺のところをよくじっくり考えて、まず最初に県としてはモデル地区。朝日地区と川上地区。それで、最近、白馬地区にも設けるというニュースも入っております。ですから、それをモデル地区としてみんな見て、これならいいだろうと。それから、あと莫大な金がかかって、15年から25年、元を取るまでにはかかるということのようでございます。それと、しかも100平米でたった40件分ぐらいの家庭しか使用できないという、そういう現実があるわけでありまして、しっかりその点に関してはみんな

検討して、またそういうところを視察に行ったりして、何がいいかということで、いろいろ聞くところによりますと、波田のあたりの場合は、波田あたりは大分、先進地ということで、大勢見学各地から来られたそうでございますけれども、難点は、波田は小水力発電のところというのは、ごみがとにかくたまってきて、1人つきっきりでゴミをさらっていなければならないという。そういう難点というか、デメリットというか、そういうものがあるものですから、そういうところをいかに研究していくかということで。

もう1つ大きな問題は、山形の場合もそうですが、水利権という問題が出てきています。水利権。これは明治28年にできたそのままになっているそうでございますけれども、この水利権というのが1つのハードルを越える大きなことでありまして、私も確か以前の議員さんと、私が助役時代でありましたけれども、安曇野市に見学に行きました。水力発電でありましたけれども。もっとつくりたいけれども、要は、水利権の問題で頓挫していると。1つだけしかつukれないというようなことを聞きましたものですから、いろいろとさっと考えて、とにかくいろいろと研究して、何とかいい方法を見出して、糸口を見出していかなければならない時代になったというように私は認識しておりますので、またいろいろとアイデア、場所等教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 今、村長は私の質問に聞いていないことをいっぱい言ってくれてちょっとピントが外れてしまっていたのですが、要するに、この公共の建物の屋根を使って、そういったNPO法人であれ、民間のファンドであれ、そういったものと組んでやっていくことに対して、やるのか、やるのかという言い方は変なのですけれども、できるのか、また何か問題があるのかという質問なので、よろしくをお願いします。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 具体的なことはちょっとまだ申し上げられませんが、実はこの一村一エネルギーですか。これにつきましては、昨年、県が自然エネルギーの普及拡大を図るということで立ち上げたところでございまして、それをやる場合も、県でも自然エネルギー推進協議会というのを発足させました。早速この協議会に、推進研究会には、山形村も参加をいたしまして、現在4回ほど研究会やら学習会が開催されまして、担当職員が出ておりまして、県内でのいろいろな事例等の入手

に現在努めております。

それから、先ほどからも出ていますが、この自然エネルギーの推進につきましては、単に市町村のみならず、ということではなくて、県民、あるいはNPO法人が加わった、県でも「自然エネルギー信州ネット」というのが設立されております。それから、各地域におきましても、そんな団体ということで、先月の15日ですか。この松本地域も「自然エネルギーネットまつもと」というのが発足しました。会長には、この間「エコライフの会」でシンポジウムのときに講演をなされた平島安人さんが就任されたということで、地方事務所の環境課からも、この民間のこういった組織にも、町村でも参加していただきたいということがございまして、早速この組織にも村としても参加するというふうに意思表示をしております。

いずれにしても、そんな民間レベルと共同でこの自然エネルギーには取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今いろいろ庁舎の屋根に載せてというような話も出ておりますが、いずれにしてもいろいろな情報を聞く中で、今後、村としても取り組んでいかなければならないというふうに思っております。まだ具体的などころまでいっていませんけれども、いずれにしてもこういったもの、今あちらこちらで話題にはなっているのですけれども、なかなか小さい町村では担当もそれ専門というわけにいかないものですから、大きな組織等の中で一緒にやっていくことがいいかなというふうに思っておりますので、24年度は庁内の体制も少し変わってきますので、そこら辺も整備して一緒に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 柴橋潔議員。

8番（柴橋 潔君） 終わります。

議長（神通川清一君） 以上で柴橋潔議員の質問は終了しました。

竹野入恒夫君

議長（神通川清一君） 次に、質問順位9番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「給食について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入恒夫です。私は今回、大きな項目で3つの

質問をさせていただきます。

その1は、1、給食について。東日本大震災発生から1年が過ぎた。瓦れきがうずたかく積まれたままで、撤去が遅々として進んでいない岩手、宮城、福島3県では、出た瓦れきは2,253万トンにもなるが、最終処分まで進んだのは6%弱に過ぎない。

そして、放射能汚染は今なお続く現実に直面させられている。授業中も放射線量の計測器を常備。校庭が使えずに、子どもたちが外で遊びたいと漏らしている。福島では、原発という目に見えないものと戦っている。

そんな中で、福島第1原発事故による放射能汚染を受け、保護者から給食への不安を訴える声が相次いでいる。給食が出るのに、弁当を持参して昼食をとることを許可する自治体が出ている。しかし、給食には栄養や食材産地などを学ぶ役割もあり、給食制度が崩れることを危惧する声も出ている。

そこで、お聞きいたします。

1、地産地消が叫ばれている中で、山形村の状況は。1年を通しての状況を保育園・小学校。

2、地産地消ができない食材の産地表示はどのようにしているのか。またこの食材の掲示方法はどのように行っているのか。また、放射能汚染の状況は、調べて公表しているのか。保育園・小学校。

3、放射能への不安が寄せられる中、食の安全性や給食の安全性に疑問を抱いた保護者が、我が子に弁当を持たせたいとかの要望はあるのか。保育園・小学校。

4、アレルギーによる、園児・児童が増えていると聞くが、保育園・小学校の対象者は何人いるのか。また、対応は。

5、給食費の滞納状況は。保育園・小学校。

以上で1回目の質問を終わりにします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員から出されております給食についてのご質問にお答えしたいと思います。なお、山形小学校に関する内容については、教育委員会と調整済みでございますので、私の方であわせて答弁させていただきたいと思います。

最初の質問事項であります「地産地消が叫ばれている中で、山形村の状況は」ということですが、まず山形小学校の状況を申し上げますと、村内生産者から納品を受けている農業生産物が約52%ございます。残りの48%が村内の食品会社とAコープからの納品となっているという報告を受けております。

次に、山形保育園の状況を申し上げますと、村内生産者から納品を受けている農業生産物が約50%ございまして、残りの50%が村内の業者とAコープからの納品となっているようでございます。

次のご質問でございます「地産地消ができない食材の産地表示はどのようにしているのか」についてでございますが、山形小学校と山形保育園では、納品時に伝票に産地を表示することにしております。

次のご質問でございます「この食材の掲示方法はどのように行っているのか」についてでございますが、山形小学校では、山形村産以外の食材の産地について特に掲示は行っておりません。なお、毎日各学年に配布する「給食ノート・いただきます」では、山形村産の食材を示すようにしているとの報告を受けております。

また、山形保育園では、食材の産地についての掲示は特に行っていません。

次のご質問の「放射能汚染の状況は、調べて公表しているのか」についてでございますが、山形小学校と山形保育園では、現在、県に学校給食用食材の放射性物質検査をお願いしています。この検査については、検査日程が決まりませんので、現在のところ食材検査の実績はありません。なお、検査結果については、県により公表がされることとなっております。また、県による検査のほかに、キノコ、魚介類等については、出荷もとの検査結果表を添えて納品を受けるようにしております。

次のご質問でございます「保護者が、我が子に弁当を持たせたいとかの要望はあるのか」についてでございますが、山形小学校にも山形保育園にも要望や問い合わせはないとの報告を受けております。

次の質問でございます「アレルギーの対象者数と対応」でございますが、山形小学校においては、アレルギーの児童は現在31名、また、山形保育園では、アレルギーの園児は現在16人との報告を受けております。

対応といたしましては、アレルギーのある園児、児童の状況を踏まえ、給食調理時にアレルギーを引き起こす食材を除き、代わりにアレルギーを起さない食材を加え、アレルギー対応の給食を提供しているようでございます。

次のご質問であります「給食費の滞納状況」でございますが、山形小学校では、現

在 6 世帯の方が滞納となっており、滞納額では、178,893円となっておるようでございます。なお、過年度分の滞納はないそうであります。

山形保育園では、公立の保育園の給食に要する材料費等は、地方交付税措置がされているため、保護者からの徴収はしておりません。

以上であります。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員

11番（竹野入恒夫君） 今話を聞くと、これは100%地産地消をしているという考えでよろしいわけですかね。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 100%地産地消というわけではございません。小学校で申し上げますと、先ほども村長の答弁の中にありましたとおり、この山形村でつくっている産物について52%。それから、Aコープのものがあるものですから、Aコープの納品がどの辺までの範囲かというのがちょっとわからないものですから、山形村を中心にして、松本地域で生産されたものかどうかということはちょっとわかりません。

それから、魚介類等もございまして、すべてというわけではございません。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員

11番（竹野入恒夫君） 松本では詳しい資料が出ていまして、地産地消を前からやっているわけですが、現在、約8割が地産地消だと言っているわけですので、やはりこの辺の細かいこともちょっと調べておく必要があるのではないかと思います。業者に任せるのではなくて、やはりその辺のことも今どこからゴボウが来ているのだとか、今、こういうものはどこから来ているのだというリストも、松本市だともうすべてのものを毎月発表しているわけですので、山形もできないことはないと思うのですよね。ジャガイモはそうしたら今どこだとか、北海道とか、長崎県のものを使っているとか、サツマイモは千葉県とか、いろいろなことを調べる必要があって、1回リストをつくれればできることだと思うので、小学校にしてももう、保育園にしてもこういうことはできないわけですかね。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 納品伝票の中には、山形村の方からの納品以外のものについては、生産先は明記されております。それで、毎日入ってきているもののキ口数と、それからロットの1単位当たりのキ口数とロット数と生産先というものが、伝票

の中には入っております。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） そういうことがあったらぜひ、これを公表していく必要があると思います、これからは。松本、塩尻あたりは今、公表していますので、隣村である山形でもそういうことはしていかなければいけないと思っております。

それと、福島県原発によって放射能汚染の影響で、学校給食、すぐ、食材の産地は、とか、問い合わせとか、いろいろなことがやはり公にしていけないと、保護者へとか、村民のみんなに安心していただくための給食食材だというふうに思っています。

それでちょっとお聞きしたいのですが、食材についての基本的な考え方で、産地は山形村の給食の食材についての基本的な考え方はどんなふうになっているのか、お聞きいたします。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） できるだけ、今、食育基本法ができて、それによって給食も食べるということで、体をつくるという意味で教育の一部という位置づけをしておりますので、できるだけこの地産地消といわれている範囲で、子どもたちの栄養の状況を見ながら、給食を提供していくという考え方であります。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） これはちょっと松本市の資料なのですが、食材についての基本的な考え方ということで、学校給食の基本方針とか、現状とか、今後の方針とか、やはりいろいろなものが決めてあるわけですよ。やはりこういうものも基本というものを村としてはつくっていく必要があるのではないかと考えているわけですが、その辺はどんなふうに思いますか。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 済みません。毎年度、年度当初に学校の方で学校運営計画というものがつくられます。その中に、学校給食に関する基本的な考え方というものが載っておりますので、私、今日持ってきておりませんが、その中に位置づけはされております。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） やはりその中には地元産を使うとか、県内産のものを使うとか、あと、現状は、コメは100%この地区のものを使うとか、そのような、牛乳はどこのもの、原産のものとか、こういう豚肉とか、ほとんどのものというのは、そ

それはそういうふうに細かく決めてあるわけですか。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） そういった細かい規定はございませんでした。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） ぜひ考え方というものを、村民に公表するようなものをつくっていただきたいと思います。松本、塩尻等参考にさせていただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

それと、松本市は去年の10月から放射能測定器による食材の検査を開始しているわけですが、放射線の核種まではわからない簡易な測定器だそうですが、食材から放出される放射線の量がごく微量でも測定できると言っております。山形でも今後、簡易的な放射能測定器を購入する考えはあるのかどうか。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 私もちよっとどのぐらいのものが。簡易のもの。高額だ、高額だと聞いていたものですから、ちょっと調べてみたのですけれども、大体価格で16万8,000円ぐらいのもので、ほかの市では調べているということで、やはり竹野入議員が言われるように、安心、安全ということが給食の基本でありますので、今のところは、私どもも、業者から入ってくるものについては、公設市場等で検査を受けていて、安全だということで給食に食材を使っているのですけれども、二重、三重のチェックをしていくことになると、その後の購入も必要ではないかと考えます。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 本当に前向きな発言でありありがとうございます。それで、山形村の安全基準ですね。松本市は40ベクレルを基準としているわけですが、国は500ベクレルと言っているのですが、もっと細かく、1キロ当たり40ベクレルという基準を設けているわけですが、今、今日のニュースなどでも言っていると、やはり食品については下げるべきだという話をしておりますので、山形村でもこのぐらいの基準が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 私も竹野入議員の質問を受けまして、放射線量と人体の影響というのをちょっと見てみたのですけれども、なかなか解釈ができない状態です、食品についてですが。保育園では、ちなみに今、役場の方で学校の園庭で放射能を測っているのですけれども、その平均を「園だより」で公表しています。それが、2月

が0.07マイクロシーベルトという形でして、今、竹野入議員が言われたように、人体への影響とか、食品の面でちょっと勉強不足で申しわけなのですが、私どもの観点はどうしても1,000ミリシーベルトまでが人体に影響がないとか、そういうものが出ていたり、あと、県の方から公表されている部分ですが、毎週県の方から食材についての公表がされていまして、それについて私どもも1つの指針としています。その内容によりますと、ちょっと済みません、資料が。毎週、県内の学校給食の調理場で使用する県外産の食材の放射性物質の検査結果がプレスリリースで出ています。これは、確か県のホームページの方にも載っていると思いますけれども、それによりますと、コマツナとかネギとかありまして、これでは安全な範囲でしょうという部分がありまして、なかなか不検出であった、不検出であったということがありまして、ちょっとこれから、もしそういう測定器の機械を買うことになれば、そういうことも基本として勉強していかなければいけないかと思っています。ですから、今は県とかそういう業者さんからの納入のもので安全だということで食材を使用しているという状況であります。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 確かに基準はいろいろあると思いますが、国の基準でも500ベクレルがいいと言っていましたのですが、松本市は最も影響が出やすい子どもは成人よりも厳しい基準が必要であるということと、内部被ばくの回数や、安全性を徹底させている意味から、最も厳しい基準の40ベクレルにしたというわけですので、ぜひ機械等を購入していただいて、このようなものをぜひ取り入れていくような形にしていきたいと思います。

また、特にキノコ類ですね。キノコ類がどうしても放射能が広がりやすいと聞きます。この生鮮商品は、長野県産で、ですから、県によって、放射能ベースによって多分、安全基準のものを使用していると思いますが、乾燥シイタケや乾燥キクラゲ、冷凍のエリンギなどはどんなような状態に入っているのか教えてください。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 先ほど説明しました県の放射能の検査結果で、今、竹野入議員が言われるように、乾燥シイタケについては非常に神経をとがらせていまして、そういうものが、どこどこ産がどのぐらいだというのはすぐ入ってきますので、すぐ栄養士に、この間も聞いたのですけれども、ちょっとその産地を忘れてしまったのですが、それについては、うちの方では入っていないということと、やはり今、竹野入

議員が言われるように、生シイタケについては長野県産を今使っていますけれども、乾燥シイタケについては、本当に神経をとがらせていかなければいけないと思っています。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） それと、アレルギーによる、対象者が、小学校が31名、保育園が16名ということで、これは31名全員同じ形のものか、その16名も同じものか。これは何種類ぐらい、もしわかるのだったら分けてやっているのか、その辺をお聞きします。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） では、保育園の方から説明をさせていただきますと、16人中卵と乳製品が2人、それから卵が7人。乳製品が2人。それから、その他の5人がいわゆる果物ですね。リンゴとかパイナップルとか、あとイモとかピーナツ。そういうあれになっています。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） では、小学校の方なのですが、たくさんありまして、貝類、それから卵、果物、ナガイモ、サトイモ、エビ、カニ、ソバ、エゴマというものもありますし、クルミ、乳製品。あと、ピーナツ、タラコと、ミカンというアレルギーで32名という内容です。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 給食をつくる人もこれは大分大変だと思いますが、子どものためですので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、地産地消の中のコメの部分ですが、山形のコメを利用しているのか、使用しているのか。その辺はどんなものでしょうか。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 済みません、しっかり確認していなくて申しわけないのですが、山形村産の米ではなかったと思います。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 以前にもこの関係で他の議員が質問したと思うのですが、どうして山形のもので使えないのか、もう一度その辺は、わかったら教えてください。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） コメとかムギとか穀物類については、学校給食センターの

取り扱いで契約をしているために、多分そちらからの数量確保ということで入ってきているためだと思います。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 日常的に使っているものですので、ぜひ山形産にかえていくような方法、策をとっていただきたいと思います。

それと、松本は、松本産の農作物が手に入りやすい時期、6月から10月にかけて、松本の日を設けて、松本の食材でつくった給食を1回出すと言っておりましたが、このような山形の日は取り入れているものかどうか、お聞きいたします。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 保育園では給食の基本として、小学校のほどのものはないのですが、偏食の解消、季節の食材を取り入れるというのがありまして、保育園の畑を前に借りているのですが、そのジャガイモを使った「たなばたカレー会」とか、あと、キュウリとかナスとか、そういうとれたものを食材に使用することがありますが、特別山形の食材、ナガイモの日とか、リンゴについてはもう、村内でとれたものを使っていますけれども、格段、特別に山形の日というのは設けておりませんが、ちよくちよくは使っています。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 小学校におきましても、山形の日というふうに特別設けていることはないと思うのですが、先ほど村長の答弁の中にありましたとおり、毎日、給食のときに、食を通じての教育の一環として、毎日、給食の献立を学級に配付しております。その中に、「きょうの山形村産の食材」というコーナーを必ず設けて、山形村でとれているもので、今日給食用食材で使っているものというのを示しております。そんなことはやっております。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） ぜひ「山形の日」というのを設けてもらって、コメから始まってすべてのものを山形でとれたというものを、ぜひ月に一度出すような計画を練っていただきたいと思います。

それと、給食費の滞納は6件で17万8,000円ということですが、よそのところに比べれば非常によく、今までの滞納が、すべて時期的に終わっている、毎年毎年終わっていくという努力をしているわけですが、山形の場合、どんな努力をしているのか、それをお聞きしたいということと、山形村の小学校のホームページを見ますと、給食

という欄があるのですが、それに何も出ていませんので、ぜひああいう欄もホームページを利用していただきまして、どういうものがどこからとれているのかというような、そういうことと、さっき話したような放射能の基準はどのくらいにして、今はどういう状態であるとか、ぜひ、16万幾らの機械でしたらぜひ購入していただいて、そのような結果もホームページに載せていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 給食費の滞納の処理の関係ですけれども、滞納があったときには電話連絡をお願いをしているようです。それでもなかなか納めにくいという方もあるものですから、相談をしていただく中で、家庭へお伺いして都合をつけていただける方にはお願いするというので、こまめに伺ってお願いをしているという状況のようです。

それから、あと、学校のホームページの関係の、給食に関する搭載ですけれども、ちょっとまた学校の方と相談させていただいて、できるだけ載せるような形での話をしていきたいと思います。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、次に質問事項2、「地域検定について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

11番（竹野入恒夫君） その2は地域検定について。地域の活性化、人材育成、文化、産業振興などを目的にした検定で、地元の組織が主催し、定期的に会場試験を実施する検定・認定試験をしている検定が、増えています。住民からの要望もあり、そこで、質問いたします。

1、山形村の歴史や文化、観光名所、特産、方言、習慣などを総合的に学び、知識を深めることにより、山形村を訪れる人々に質の高いおもてなしを提供できるための人材育成を目指し山形村のファンの方々に、山形村のよさを再発見していただく場所になることを目的に、山形村方式の山形検定ができないものか。

2、上記の検定で・行政・教育委員会・観光協会などの連携はできるのか。（山形村の自然・歴史・観光地・観光関連施設・神社・仏閣・生活文化・食・歳時記・方言土産など、伝統などの拾い出し作業など莫大な資料集めが必要になる）

以上で1回目の質問を終わりにします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) 竹野入議員の2つ目のご質問、「地域検定について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問「山形村方式の山形検定ができないものか」についてお答えしたいと思います。

地域検定のねらいといたしまして、人材育成、観光振興及び生涯学習という、大きく3つのタイプに分けられているようであります。村民が自分の住む地域のことを知り、地域の魅力に気づくということは、地域づくりを進める上でも意義があると思えます。

一部には、受験者が減少し、中止となる検定も出てきているようあります。また、テキストに書いてある知識をうのみにする人が増えまして、自分の目と感性で地域のよさを発見するということが少なくなってきたという課題もあるそうでございます。

現在、地域検定が行われている自治体の多くは、観光の振興をねらいとしたもので、議員ご指摘の「おもてなし」の向上を目的に行なわれているようでございます。山形村で地域検定を実施する場合の課題ではありますが、継続性はどうか、魅力となる素材のPRの方法・実施の成果を生かす仕組みづくりなど、早急な実施は現状では難しいのかなというように思います。

次のご質問であります「検定で、行政・教育委員会・観光協会などの連携はできるのか」についてでございますが、具体的な成果が上がるようであれば、連携した方がよいというように思っております。

以上、簡単ですが、第1回目のお答えといたします。

議長(神通川清一君) 竹野入恒夫議員。

11番(竹野入恒夫君) 今、村長の答弁の中で、やめていっているような実態もあるとかというような話ですが、松本市は今回で6回目を迎えたわけです。その中で、毎年毎年増えているという話も聞くわけですが、山形は、特に本当に観光的には何のメリットもないようなところですので、ぜひこういうものを使ってでも、また村民も新しい人たちももう、村の人口の半分以上は来ているわけですので、ぜひこういう観点からもこういうものを取り入れていくような会議をしていただいて、行政、教育委員会、観光協会、ほかにいろいろな組織等を使いまして、こういう基礎的な話し合いと

いうものをしていただけないかと。

それで、松本みたいに毎年検定するのではなくて、山形村に合った検定方法などを考えていけばいいと思うし、それによって観光的なものとか、おもてなしに貢献できればいいと思っているのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） 今、村長も申し上げたのですが、私も観光協会の方に一応、所属させていただいております。観光協会でも、一番悩んでいるのは、今、議員がおっしゃったように、山形は昔から農業立国という形で、どうしても観光という立場ではどうしても意識が薄いのではないかと考えております。今、観光協会の役員の方々、それぞれ大変、それでも悩みながら、村をやはりどうアピールしていくかということで、特に会長さん初めといたしまして、大変、精力的に動いていただいております。そういう中の1つの、やはりいかに観光をアピールするという中で地域検定ということでおっしゃっておられると思うのですが、そうは言っても、なかなか、正直言います、では、どんな形でやっていくかということにつきましては、相当はやりこれは研究はしていかなければいけないと思っております。そんなことも含めまして、これから観光協会の方で、その是非も含めて、ちょっといろいろな面で検討はさせていただきたいと思っておりますが、ただ、現実問題としては、かなりやはりそれだけメリットがなければいけませんので、相当なハードルは高いなと思っておりますけれども、観光協会の方でも、ぜひそんなことも含めて、これから話題にさせていただきたいと考えています。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 山形の公民館活動というのは非常に有名なものがあって、ぜひ今、公民館活動の中でもこういうものを取り入れていただいて、検討していただきたいということと、やはり先ほど村長が言った穴観音の歴史とか、山形村のソバ集落の歴史とか、いろいろなものがあるし、道祖神が山形に何でこんなに多いのかとか、馬頭観音がこれだけ多いのはなぜとか、そういうようなものも掘り下げていくには、今、史談会とか、そういう人たちの元気なうちにやらなければ意味がないと思うのですよね。

ぜひ、前向きではなくて、もう完全にやっていただきたいというような形ではお願いしたいのですが、山形検定でなくてもいいと思うのですよね。そういうものを探っている中で検定が後からついてきてもいいと思うので、ぜひそのような前向きな考

え方を、観光協会プラス行政か何かでできないものか。どうでしょう。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 今ご指摘の公民館の事業の関係でちょっと話が出ましたものですからあれですけれども。22年度の公民館の文化祭があったのですけれども、そのときに分館対抗で「ディスカバー山形」みたいな形で、山形村の歴史だとか史跡や何かのクイズ形式にしてやったというのがあります。やり方は、手法はちょっと違うのですけれども、やはり社会教育だとか生涯学習の観点というのは、まさしく地域を知るといいますか、地域の歴史や文化に触れるというのが大きな目的の1つでありますので、そういったことは、やり方は違うのですけれども、そういった事業といえますか、そういった視点というのは大事なことだと思っていますので、またその都度、そういったことはこういった考え方が、こういった事業がありますというような紹介はしていきたいと思います。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） ぜひそれを記録にして、本にでもするような形のものもぜひ。松本だと「松本を楽しむ本」ですか。そんなようなものをつくってやっている中で、ぜひその発表だけで終わらずに、やはり深く掘り下げて、山形のこれからの魅力づくりの中にも入れていきたいと思うのですが、そのような考えがあるかどうか。

議長（神通川清一君） 本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） 貴重な提案をいただきましたので、またそれぞれ、いろいろなところでこういったやり方といえますか、どんな方法があるか検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

11番（竹野入恒夫君） 以上で結構です。

議長（神通川清一君） それでは竹野入恒夫議員、次に質問事項3「子ども手当てについて」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

11番（竹野入恒夫君） その3は子ども手当てについて。厚生労働省は2月14日、昨年10月分以降の子ども手当てについて、全国20の市町村を対象にサンプル調査した結果、11.2%が受給のための申請をしていないとの推計を発表いたしました。

厚生省は、全国で百数十万人の子ども手当てを受給できない恐れがあると思って見

ています。昨年10月分以降の子ども手当では、支給要件が変わったため、受け取りには全員が自治体に申請する必要がある。未申請が1割を超える事態が推察されるので、これが周知徹底されていない可能性が大きい。そこでお聞きいたします。

1、山形村の子ども手当での対象者何人か。

2、全員が、今年の2月支給日前に申請しなければいけなかったが、山形村の申請状況は。

以上、お願いいたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、3番目のご質問でございますが、子ども手当についての質問にお答えしたいと思います。

山形村の対象となる方でございますが、749名の方が対象となります。749名。昨年の10月に申請書を送付させていただきました。2月の支給日までに申請をされた方でございますが、740名の方が申請をされております。749名に送付しましたけれども、申請されたのは740名ということでございます。

以上であります。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） ありがとうございます。それでは、あと9名が2月の支給時前に申請しなければいけなかったわけですが、3月末まででも申請すれば10月からの手当を受給できる山形の現状は、その9人は申請したのかどうか。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 竹野入議員が言われますとおり、3月末が締め切りでございます。これを過ぎると消滅してしまうという形で、一次締め切りにつきましては12月1日、2次締め切りが1月18日。それと、定時の支払いにその時点では間に合わなかった方が9名おります。再三通知を出させていただいて、すべて全員の方につきまして申請が終わっているという状況ですので、山形村の場合は100%という状況になっております。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 山形村では周知徹底されて、100%支給できたということで一安心です。どうもありがとうございました。

議長（神通川清一君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

大池俊子君

議長（神通川清一君） 次に、質問順位10番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「Aコープ山形店の閉店について」質問してください。

1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

初めに、Aコープ山形店の閉店についての質問をします。Aコープ山形店は昭和60年12月にオープン以来、地域密着型の中央店として村民に、また近隣の人たちにも親しまれてきました。この2月2日、JA松本ハイランド山形支所運営懇談会において、初めて正式に農協組合員に閉店ということが発表されました。このことは、寝耳に水とはまさにこのことです。

昨年、「総代会」にも提起されませんでした。村としても農協へは多面にわたり補助金を出したり、協力関係も、山形村の歴史とも重なるように深いものです。この山形村への話も今年に入ってからということです。

さて、そんな中、JA女性部を中心に「Aコープ山形店の営業継続を求める会」が発足され、署名活動が強力的に、精力的に展開されました。3月1日には短時間で集まった署名2,860筆をもって、代表10人が組合長を初め、幹部の皆さんと懇談しました。

結果は、「閉店方針は変更せず」でしたが、組合員に十分な説明もない突然の一方的なやり方に怒りを覚えるものです。閉店による学校、保育園への影響、給食から運動着、運動ぐつ、給食用エプロン、ナプキンに至るまで、「ピアやまがた」の食材や、常にAコープ山形店を利用してきた村内の施設、村のイベントの折や常会、そして区民の行事の折にも、おいしくて安全な食材として多く利用してきました。

地下足袋でもお金を持たずにカードで、さらに税金申告にも利用できていた店。シルバーカーで歩いて買物ができる、役場に隣接する福祉バスを利用して、高齢者にも大いに役だっていました。

今、社会的にも孤立化や、「買物難民」など、問題が噴出しています。山形村のこの中央メイン通りとしても、役場、トレセン、ミラ・フード館、ふれあいドームや商工会、それに続くAコープ山形店です。これまでもこの通りが何店舗が閉店し、それに続くもので、山形村にとっても大変暗いイメージになっています。

そこで質問します。

村として、このことに対してどのように状況を把握し、対応してきましたか。

2つ目に、山形小学校、保育園への影響はどんなところに、どのように出ていますか。そして、対応は。

3つ目に、特に買物弱者などといわれる高齢者に対する対策はどのように考えていますか。

4つ目に、山形村の基幹産業である農業の活性化においてもマイナス効果になると思いますが、どうでしょうか。

以上の点について質問したいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、大池議員のご質問、「Aコープ山形店の閉店について」のご質問にお答えしたいと思います。

この3月末でのAコープ山形店の閉店は、村といたしましても真に残念なこととっております。

今までの経過や話を振り返ってみますと、いささか、組合員に対する説明不足や、取り組みが遅かったかなという感じは私としても持っておるところでございます。

しかしながら、閉店が決定されたことに対しましては、JA全体の経営事情のこととございまして、また、組合員の負担軽減を考えてのことのようでございますから、村側から組合側にあまり干渉する立場ではないというように思っているところでございます。

さて、最初のご質問でございますが、「村は、どのように状況を把握していたか」についてでございますが、急遽、JA支所女性部の皆さんが、店舗の継続を求める署名を集め、閉店撤回に向けて、伊藤組合長さんなど、組合幹部と懇談を持ったようではありますが、閉店の方針に変更はないとようにお聞きしております。

次に2番目のご質問でございますが、「山形小学校、保育園への影響は。またその対策は」ということとございますが、山形小学校に関する事項については、教育委員会と調整済みでございますので、私の方であせて答弁させていただきたいと思っております。

Aコープやまがたの閉店により山形小学校で影響を受けている内容としましては、児童の運動着、上履き及び帽子等の購入ができなくなってしまうことと、給食用食材

の納品を受けることができなくなってしまうことの2点でございます。なお、これらの影響に関する対応といたしまして、運動着、上履き及び帽子等につきましては、村内商店での取り扱い販売とともに、年2回くらい学校での定期販売を検討しておるということでございます。

また、給食用食材につきましては、今までAコープからの納品が週1回であり、納品率もそれほど高くないことから、直接大きな影響はないと考えられるため、既存の納品状況を考慮しながら新たな納品先の検討をしているということでございます。

山形保育園では、Aコープから週2回給食用食材の納品を受けているようでございます。小学校同様、納品率がそれほど高くないということから、直接大きな影響はないと考えられるため、既存の納品状況を考慮しながら、新たな納品先の検討をしているということでございます。

次に3番目のご質問でございますが、「特に買物弱者といわれる高齢者に対する方策は」ということでございますが、Aコープ山形店の閉店に伴いまして、利用されていた高齢者等は不便になるものと思われま。現在のところ山形村社会福祉協議会で実施しております有償在宅福祉サービス等利用していただくことが考えられます。

いずれにいたしましても、Aコープ山形店の閉店にかかわらず、これから高齢者が増加する中で、今後の交通システムにつきましては、今後の重要な課題だと認識しております。

次に4番目のご質問でございますが、「山形村の基幹産業である農業の活性化においても大きなマイナスになると思うがどうか」ということでございますが、Aコープ山形店は、これまで、組合員、また、一般利用客に対しまして、食料品の供給はもちろんのこと、仕出しや惣菜を提供するなど大きな役割を果たしてきていると思っております。時には、生産者の野菜や果物の直売もしておりましたし、秋には特産のナガイモを特売する等かなりのにぎわいの場でもありました。活性化の場所でもあったというように思っております。

閉店は、先ほど申しましたように、まことに残念であります。4月以降の旧店舗の活用方法等につきましては、組合員の声や意見を十分聞いた上で、周辺が寂しくならないようなお取り組みを期待しているところであります。

以上であります、

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。

1つ目の質問で、先ほど村長は、女性部の方で行ったというのは言ったのですが、村としては正確な把握というのを、大変大きな問題であると私自身が受けとめていますので、村へは、先ほど言いましたように、学校から始まっているいろいろな施設への影響が出るということで、どのようなところから知らされたというか、報告というか、連絡を受けたかというのをお聞きしたいと思います。

それから、小学校、保育園は週2回とか、中学も週1回ぐらいの納入で、あまりうんと極端な影響はない。食材についてはないと言われたのですが、しかし、Aコープならではのすごくいいものもあつたりということで、また、小学校の校長先生にもお聞きしたのですが、決まったものの注文は事前に予約して対応できるのだけれども、けれど、突然休んで人数が減ったとか増えたとか、また急に足りなくなったとかいう、その対応のきめ細かな対応がAコープでしていただいていたというのをお聞きしました。そういう点でも、今後の対応と言われたのですが、もう新学期もすぐ始まります。そういうところから、保育園や小学校はどういうふうに考えているのかを、再度お聞きしたいと思います。

その点をお願いします。

議長（神通川清一君） 清沢村長。

村長（清沢實視君） どのようなときに第1回目というか、知ったかということでございます。実は、この前、全協に私、ご報告申し上げているとおり、昨年8月15日のじゃんずら祭りの夜のとき、農協の幹部とお話、立ち話の中で、今のAコープのところ、駐車場が狭くていけないので、アップルランドの方へ移るような話があるけれどもという話でした。だから、もうまさかそんな、Aコープ自体が撤退するということは、さらさらそれこそ青天の霹靂と申しますか、9月の敬老会の日にも、その話はさらさらJAの関係の方もおられたのですが、同席していたのですが、お話をなかったのです。ところが、昨年の12月22日の日に副組合長以下、地元の理事の皆さん方3名ともう1人、副組合長さんのおつきになられた方で来られまして、12月22日です。実は今、Aコープ山形店を撤回の方向に今進んでいるということでございましたけれども、そのときも全く私としては、そういう方向と言っても、まだほかの人たちはそんなことは聞いていないというようなことでもございまして、ましてや地権者である方も、その話は全然聞いていないということだったものですから、信用していなかった、信用しないというわけではないけれども、そんなに大きなことではないかというように思っていたのですが、年が明けて1月4日のJA山形の新年会の席で、

高山常務がお話の中で、恐らく詳しくしていただけるのではないかなというような期待をしたのですが、それほど詳しいお話もしていなかったわけでありまして、何とか、いずれはまたそれだけそのアップルランドを、あの店をJ Aコープがそこへ入りたいというようなことが一番印象に残っているものですから、本当にまさかこういう状況になるということが、全然、私どもといたしましては、考えていなかったというのが実の話でございます。何も我々隠すこともなし、お話を聞いた後、2月16日付の各家庭に配付されたところに、私見まして、29日の日に私と副村長と総務課長とJ Aに行きまして、もう一度何とかならないかという話をいたしましたところ、もう決まったことですので、苦渋の選択をしたものだからということでございました。

それで、その後につきましては、ファーマーズガーデン山形の方をもう少し充実したいというのが伊藤組合長の考えを聞いてまいりました。

以上が私どものとった、またいろいろ過去の経緯でございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 山形保育園でも、小学校同様、休む園児数が毎日違うものですから、その調達方法、非常に苦労しているのですが、今、Aコープ山形店では、保育園では青果。いわゆる野菜とか果物を中心に今、納入を受けています。その関係上で、先ほども竹野入議員に説明申し上げましたけれども、村内生産者から納入を受けている農業生産物が約50%。あと残りの50%が村内業者とAコープということで、いわゆるほとんど村内で調達ができる状態にありますので、その辺のところは個々にそういう対応をしていただくように、これからはお願いをしていく。そんな考えであります。

以上です。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） それでは、小学校ですけれども、小学校につきましては、Aコープからの納品率は大体9.5%ぐらいがAコープの納品率になります。従いまして、先ほどの村長の答弁の中にありましたように、大きな直接的な影響というのはないのですけれども、きめ細かな対応をということで小学校長から話があったということです。今後、そういった対応ができるような形で、納品先等また検討していきたいと思っております。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 今、全体の野菜とか食料品についての数は少ないということで、ただ、Aコープから入らなくても思うのは、やはり地産地消でどこからか仕入れてくるというのではなくて、村内の業者からでも、やはりこの地域でできるのは、この地域でまかなってほしいというのが希望です。

それから、先ほどトレーニングウェアとか、いろいろなものについては学校と村内の業者でということでしたが、今までは常時Aコープにあって、子どもたちというのはすごく成長が激しくて、切れたり大きくなったりで、しょっちゅう買いに行っている状態が続いていると思うのですが、そういう点も、その学校の定期販売のものと村内の業者で解決できるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の買い物弱者という点ですけれども、村長の所信表明演説の中でも、保健と福祉の充実を挙げています。本村の高齢者は元気な方が多い状況にありますが、同時に介護が必要な、そういう方も年々増加傾向にあるようです。これからはいつまでも健康であり続けるための健康づくりや、生きがいが重要であると考えます。

先ほども何人かの議員が高齢者の見守りや生活習慣病予防について出されましたが、やはりその歩いて買い物をするという行動自体が非常に健康、また認知症とか、体の老いていくのに、防止に役立っているというところを村も重視して、確かに社協の中では「たのみましょ」という、300円で、買い物とか簡単な利用ができる制度がありますが、それを今までやっていた人が全部が全部利用していけばいいかもしれないのですが、なかなかそこまではできないという状況で、1つは、観光協会とか、村内の人たちにも話をし、村として何か役場の近くに小さな店ができないかどうかというのを、検討できないかというのをお聞きしたいということと、それから福祉バスも、今、村内回って、多分ジャスコとかアイシティーとかいうところは、村内のそういう店はとまらないと思うのですよね。そういう点で、役場からAコープに行けたという。例えば、その行動自体が非常に貴重なものであったと私は評価しているのですが、そういう点での村の対応はどうしていくのか。早急に考えていかないといけない問題だと受けとめていますが、その点ではどうでしょうか。

それから、もう1つ、産業の活性化。この村が、基幹産業は農業であるということを中心に、やはりこれによってAコープがつぶれるということによって、村内の農家の人たちも農協からどんどん離れていってしまうというのも、みんな危惧しています。そういう点でも、村としても確かに組織は違うのですが、慎重に対処していかないと、せっかく基幹農業として村も発展してきているのに、マイナス効果になっていって

るところからもう一步踏み込んで、村としてどういう考えをしているのかというのを
お聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） それでは、福祉バスの関係は私の方からお答えを
したいと思います。

ある特定なところの商店さんの前へというのはいかがなものかというふうに思
いますが、今の現状でいきますと、郵便局の前でも停まるようになっておりますし、
いわゆる近くの、いわゆる公共的と思われるようなところには停まるようになって
おります。

ですので、ある1つの商店をターゲットとして福祉バスがというのはどうなの
かなというふうには思いますが、今すぐそのところを考えるとというのは、ちょ
っと今のところしておりません。ただ、最初の村長の答弁でもありましたが、
今後、ここ5、6年以降の話になりますと、山形村の、やはり弱点というの
は交通網なのかなということになりますので、やはり根本的な考えをしてい
かないとちょっと無理なのかなというふうに思います。

ただ、当然、福祉バスの停留所等につきましては、一昨年冬の冬に1回見直
しをしております。ですので、今後見直しをしていく必要性はあるかと思
います。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） それでは、運動着等の取り扱いで現状よりも不便
になってしまうのではないかというご質問でございましたけれども、今、村
内の業者さんで常時、販売ができるような対応をしてもらえるように調
整をしている最中です。それから、定期販売を参観日に合わせて実施
できるような機会をまずつくろうかと思っております。

それと、品物によっては卸売業者さんから直接というものもあるのです
けれども、これもできるだけ村内の業者さんのところで取り扱っていただ
けるよう、卸売業者さんから村内の小売りの業者さんへ、今、調整を
していることです。

従いまして、今までとあまり変わらない状況で、保護者の皆さんにご迷
惑をかけるような状況で運動着、帽子等の販売ができるような実施を
していきたいと思っております。

以上です。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） 私どもといたしましても、大変なことになってしまったということ、思いがあるわけでございます。山形Aコープが、多少、山形村村民の中に占める位置というのを、やはり歴史も含めてやはり相当なものがあったものと思っております。

そういう中では、先日もJAの皆さんとお話したのですが、大きな時代の流れの中で、また皆さん方も本当に涙を流しながらも、どうしようもないというようなことを訴えておられたことが、私も今まで印象に残っているわけでございますし、何とか村の基幹産業の農業を守るためにも、やはりJAの存在。そしてAコープの存在というのが大きかったということをお互いに認識しながら、これからの方策を練っていきたい。一緒になって考えていきたいと考えているところでございます。

そういう中では、地産地消につきましても、やはりできるだけこの趣旨を生かす形で、工夫をしながら取り組んでいきたいと思っております。ファーマーズガーデンはちょっと遠いのですが、そちらの方からも有効的に利用するような形をとったり、そして、何とかやはり村のものを使うような形で、お互いに努力していくことが大事なのではないかと思っております。

そういう努力が、今までお互いになかったのでしょうか。それでやはりAコープがなくなってしまったのでしょうか。大変それは憂うところがあるわけでございますが、村としてやはりこれからもそういうことも考えながら、村民の皆さんと一緒に考えていくことが必要ではないかと考えておるところでございます。

なお、買い物弱者の問題を提起されました。観光協会、何とか動けないかということでございます。今、観光協会はやはり観光協会としてこれからどのような形で事業を展開していくのか。自分たちのいるところのスペースも含めて今ちょっと悩んでいるところでございます。今ご案内のように、商工会議所の裏の方の一角にあるわけでございますが、そういう中ではこれから事業展開を今いろいろ検討はしているところでございます。そういう検討の過程として、そういう観光協会が1つの事業を展開する中で、買い物弱者の皆さんの、そういう支えになれば一番幸いだと思っておりますが、そんなことも検討しながら、これから取り組んでいきたいと。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） これで最後にしますが、まだAコープ中央店の建物自体は仮事務所ということではなくなるということ、存続を求める人たちは、小さくてもそ

この一角でという運動も含めて、いろいろな方向からしていきたいというのを今取り組み始めています。そういう意味でも、山形村がこのメイン通りの一番にぎやかな通りでどんどん店が消えていってしまうというのを、やはり深刻な問題として受けとめていただいて、これからみんなで、それこそ共同の村づくりを進めていく中でどういうふうにするかというのを考えていってほしいと思います。

それから、先ほど買い物弱者、足の問題が出たのですが、まだまだ「たのみましょ」という制度、今、村の中にあるのですが、知らない人もたくさんいて、この際ですので、社協の方でやっている事業ですが、そういうのも含めてみんなに浸透させていって、少しでも、1人で家にいて出られない高齢者が増えないような対策を立てていってほしいと思います。

以上でこの項目は終わりにします。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員、それでは次に質問事項2「子育て支援センター」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

1番（大池俊子君） それでは、2つ目の「子育て支援センターについて」を質問します。保育園建設も着々と進められています。園児の姿を見るにつけても、またお母さん方からは、「うちの子新園舎に入れるかな」と聞かれ、今年の夏休みころかね、あの後かねと私の気持ちもうきうきします。

子育て支援センター建設も平成24年度に基本設計の策定、25年度に完成に向けて準備される予定ということです。また、やまのこ保育園も4月から認可園として新たなスタートします。新しく子育て支援課も設置され、山形村の子育て支援の新たな出発点であると思います。

村長の所信表明の中でも、子育て支援と環境づくりでは住民のニーズに応えるため、子育て相談窓口を一本化し、子育て支援センター準備室の計画を発表されました。

しかし、建物はできて中身は、もう実際に4月からの24年度の計画の中では数字が出てきています。建物はできて中身が伴わなければどうしようもありません。住民のニーズに合ったものにするには、子育ての広い分野から意見を聞きとり、そこから中身の調整をしていかなければいけないと思います。それには村民も含めて山形村での子どもを取り巻く実態を知ることでも必要ではないでしょうか。

そこで質問します。

1つ目に、今までどの程度、住民意見を把握できたか。

2つ目に、もっと広く意見を聞いて、広い分野での子どもたちの健康状態も含めての実態を知るための計画はされているか。

3つ目に、現在、考えている事業内容はどのようなものか。

以上の点についてお聞きします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、大池議員の2つ目のご質問でございます、「子育て支援センターについて」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問「今までにどの程度、住民意見を把握できたか」についてお答えしたいと思います。

昨年度「子育て検討委員会」を組織するにあたり、村内から公募により委員を選出し、有識者の皆さんより多方面からのご意見をいただき答申をまとめた経過がございます。詳しい内容ですが、庁内関係者による施設視察を2カ所、検討委員による視察2カ所。次世代育成評価委員・ファミリーサポートとの意見交換。子育てシンポジウム2回開催しております。

また答申のために11回の検討委員会を開催しております。

このような経過の中で、村の現状に合わせた住民意見がこの検討会等で反映できたというように考えております。

次に2番目のご質問でございますが、「もっと広く意見を聞いて、広い分野での子どもたちの健康状態も含めて実態を知るための計画はされているか」についてお答えしたいと思います。

新年度から子育て支援課を設置いたします。新たに子育て支援センター建設に向けた委員会を考えております。また、先進地の視察等も計画をしております。

いずれにいたしても新しい体制の下具体的な計画を図ってまいりたいと思います。

次に、3番目のご質問「現在、考えている事業内容はどのようなものか」であります。基本的には、答申をいただいた内容をベースといたしまして、24年度末から支援センター建設に着手できるよう、さらに詳細な部分につきまして検討していきたいというように思っております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 今年の計画の中で子育て支援センター検討委員会が15人で6回というのが入っています。先ほど村長の方から何回も十分に意見を聞いてきたと言われたのですが、そのファミリーサポートを中心に、住民団体での意見交換の中でも、障害者の意見なども切実な意見が出されました。

それで、初めの計画の中では、ファミリーサポートを中心に就学前の子育て支援の居場所づくりとか、それから一本化の問題、それから支援センターの計画というか、支援センター建設の計画の問題などを出されたのですが、広い分野での検討というのも、では、今まで市内の中でやられた中で十分に出されてきていたのかどうかをお聞きしたいと思います。

それで、もし私としては、まだそういう広い分野でという点ではちょっと不十分かなと思うので、ぜひこの6回の予定しているセンター検討委員会の前にでもいいのですが、もっと広げた中での住民側からの意見徴収というのも取り入れて、この検討委員会と連動しての支援センターづくりというのを進めていってほしいと思いますが、そういう点でどうでしょうか。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） まさに議員言われるとおり、これからやはりどう村民の皆さんにご説明しながら、そして具体的な細かいご意見をお聞かせいただくかということになるかと思っております。

改めて申し上げますが、今日までは検討委員会の答申を主体といたしまして、そしてそれぞれの、例えば次世代育成評価委員会、あるいはファミリーサポートの皆さんとの懇談、あるいはふれあいの館の運営委員会、また、社会福祉協議会との関係等々、個々に諸問題を詰めてまいりました。

正直言いまして、まだ詰まっていない部分もございます。ただ、それはそうは言いましても、それをすべて解決した中での、やはり方向性を見つけるのはなかなか難しいと思っておりますので、私ども新年度になりましたら、新しい課の体制の中で、1つの方向性を出ささせていただき、そして具体的に提起をしていきたい。そのもとに各地域の皆さん、住民の皆さんのご意見をお聞かせいただくような、そんな場をつくっていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 3つ目の質問の中で、現在の時点で考えている事業内容はとい

うのは、まだ報告できない状態なのでしょうか。この冬も、例えばインフルザが非常にはやりました。保育園でもやはり就業している、仕事をしている親のために、たとえばみんな休んで少人数になっても開いていかなければならないという状況にありました。そして、風邪も完全に治るといふところまで待ちきれなくて、熱が下がって症状がおさまった時点で出さなければならぬ状況も、もしかしてあったかもしれないのですが、そういうときに、例えば病後児保育とか、いろいろな面でのそういう検討も含めてやっていただけたら、非常に充実した支援センターになっていくと思います。

それから、障害児のとあの会の方たちの話も聞きました。その中で、日中一時で、福祉センターの方で放課後預かって、そこで過ごしているのですが、それが、例えば支援センターの中にあつたら、学校の道路を通らずに、学校の地下道からすぐ支援センターに来て、そこで過ごせて親の来るのを待てる。それができるかどうかはわからないのですが、そういう面も含めて、ぜひ検討して欲しいと思います。

例えば、手が足りないためにうちへ帰されてしまうとか、そういうことがない、やはりみんなの総意のある支援センターにしていくためには、建物の大きさも400平米と言われているのですが、それもどこまで詰められるのか。そういう点も含めて、その事業内容を今ちょっと答えていただいていたような気がするのですが、もしその中で正式に検討されていたなら、教えていただきたいのですけれども。お願いします。

議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

副村長（百瀬泰久君） この前にもお話ししたかもしれませんが、竹野議員の方からも、400平米の根拠があいまいではないかというようなご意見も今までいただいたことがございます。

ただし、私どもはどのくらいの面積でどのくらいものをつくるというのは、なかなか、それぞれ議員の皆さんもあちらこちら視察もしていただいたと思うのですが、どんな事業をやるか、あるいはそれぞれの市町村によってやはりご事情がございますから、なかなか難しい問題だと考えております。

ただ、私どもは子育て支援検討委員会の中では、十分でなくても、そこら辺も含めた論議はされてきたという、私ども解釈はしておりますので、そういう立場から考えれば、やはり400平米は基本として考えていきたいと考えています。

ただし、そうは言いましても、こういう時代でございますから、少しでも建設費は安い方がいいということでございますので、やはりそこら辺も含めて、そこにしっかり

りこだわりを持つということはなかなか難しいのですが、一応、基本として考えていきたいなということでございます。

それと、そういう中でどんな事業をやっていくかということになるわけですが、今まで論議していただき、そしてまた検討委員会の中ではいろいろなお意見がございました。例えば、今、先ほど言われたところの病後児保育、病児保育につきましても、当然入っておるところでございます。ただ、現実問題として、お医者さんの関係とか、看護師さんの関係がございまして、子育て支援センターができた段階で即それがその立場でオープンできるかということになれば、なかなか、もう少し様子を見ながらまた検討をしていかなければいけないと考えているところでございます。

そのほかには、子育ての支援の訪問の事業とか、あるいは、当然ですが、子育ての講座、あるいは出前講座をそこでやったり、そして先ほどもちょっとあれがございましたが、いかに子育てサークルといいましょうか、そういうものを育成していくかというのも大変重要になるかと思っておりますので、そういうところは支援をしていくとか、あるいは最近の問題になっておりますところのお父さん方、いわゆる「イクメンサポート」をやるような組織もぜひ考えていきたい。あるいは、地域のボランティアの育成を要請するような、そんな組織もぜひ入れていきたいというようなことでございます。

細かいことはほかにもございますが、今それを含めてちょっと早急に、私ども4月になりましたら、とりあえず庁内の、今度は新しい課が担当になりますので、そこで1つのまとめさせていただきたい。そして、そのまとめたものを検討委員会等にお諮りして、さらにそれを住民の皆さんにお示ししていく。そういうことで進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 今事業内容も大ざっぱにお聞きしたのですが、やはりこの子育て支援センターというのが、やはり村民との接点の場というか、村と共同でできる場として発展していくというのを期待しまして、この質問は終わりにしたいと思います。

議長（神通川清一君） それでは、大池俊子議員。次に質問事項3「小学校テスト印刷費に補助を」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

1番（大池俊子君） それでは、3つ目の質問で、小学校テスト印刷費に補助をということで質問したいと思います。

現在、松本市ではすべての中学校へテスト印刷費の補助をしています。鉢盛中学校でも2年ほど前から年間約200万円余り補助されています。義務教育費は無償の立場から、山形村でも小学校への補助はどうでしょうか。

1回目の質問とします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

教育長（本庄利昭君） それでは、大池議員、3番目の質問であります「小学校テスト印刷費に補助を」について答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、松本市では公立の中学校のテストに印刷費の補助を行っております。これは、テストに要する費用が学年費から支出されておりまして、保護者の負担が多いということから、軽減する観点から行われているものであります。松本市の公立小学校においては、まだこのような措置は行われておりません。

さて、山形小学校におけるテストに要する経費でありますけれども、学年費から支出されておりまして、高学年でありますと学期末の4教科のテストで1,120円となっております。3学期合計しますと3,360円、高学年の習熟度テストでは、1,280円となっております。年間でテストに要する経費は、およそ5,000円となります。

教育基本法では、義務教育については授業料を徴収しないというふうに定められております。テストに要する経費を含めて、教育に関するすべての経費について公費負担ということをご想定しているものではございません。また、松本市においては、小学校のテスト印刷費が中学校に比べ少ないため、保護者負担も少ないのでテストの印刷代は補助していないという状況のようであります。

こういった観点から、山形小学校においても、テストの印刷費に早急に補助することには、まだこれからの課題だというように考えております。

以上であります。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） まだ松本市は、初めみんなやっているのかなと思ったら、やはり小学校はまだ低額のためにやられていないということですが、義務教育費はなるべく保護者の負担が少ないようにということで、ぜひテスト代にも出してくれないかということで出したのですが、教材費も含めて、大体1学年で集めるお金は、旅行代も

含めて3,000円ということだそうです。その中で、やはり教材費も、ちょっと表、どんなものにとられるかというのをちょっといただいてきたのですが、やはり教材費の中でも、毎年毎年、兄弟でも同じものを買わされているというに変ですけども、買って使っているというのが結構あって、そういう点から含めて、テスト代の補助も先ほど考えていないということですが、そういうものも含めて、教材の再利用の促進とか、徴収金額の見直しなどは毎年やられているのかどうか。また、教材の再利用、よく算数セットなどは何百という数のを全部、子どもたちの、1つずつ名前を書いた記憶があるのですが、また、ピアノとか笛とかいろいろなものがあるのですが、そういうものも兄弟間では結構使うと思うのですが、でも、幾つも買っているというのもあって、そういうものの再利用とか、徴収金額の見直しなどというのは、今までに毎年やられているのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 学校納入金のことだと思うのですが、学校納入金については、特に教育委員会で、これもこのようにしなさいという指示等はしておりません。学校の方で必要なものとして、教育活動に使うものですか、生徒会、それから遠足とか修学旅行とか、生活等に使う経費として保護者から負担しているものです。

それで、過去の見直しなのですが、多分、学校の方ではその都度見直しはしていると思うのですが、山形小学校の場合には、東筑摩郡で言うと、学校納入金の1人当たりの負担額というのが、5村ある中のちょうど真ん中の額になっております。

これらの調査結果も踏まえて、学校の方で実際教育に要する経費として、公費負担すべき以外のものでどんなものがあるのか。それでまた納入金の額を検討していくと思いますので、その都度見直しはしていると思います。

それから、教材等についての兄弟間での調整ということなのですが、可能であれば、それは調整はできると思います。

以上です。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 学校の方でということなのですが、やはり教育委員会としてもなるべく低額に、なるべく保護者の負担が少ないような方向で一緒に相談していったほしいと思います。今、学校でもPTAの中で、例えばピアノとか、リユースできるのはリユースしていくという取り組みも始まっているようですので、この時代でなかなか、先ほど給食費の滞納は学年末にはゼロになってくるということですが、大変

な家庭も増えてくる中で、やはりいろいろな面から少しでも安くなる方向へ検討して
いってほしいということをお願いしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

議長（神通川清一君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

散会の宣告

議長（神通川清一君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、
これにて閉議し散会とします。ご苦労さまでした。

（午後 6時00分）